

海洋安全保障情報季報

第15号 (2016年7月-9月)



目次

I. 2016年7～9月情報要約

1. 軍事動向
2. インド洋・太平洋地域
3. 特集：南シナ海仲裁裁判所裁定に対する主な論評
4. 国際関係
5. 北極海の海氷状況

II. 解説

1. 再考：米国の大戦略の今後 ～ミアシャイマー・ウォルト論文から～

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

編集・執筆：秋元一峰、上野英詞、向和歌奈、高 翔、倉持 一、関根大助、山内敏秀

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」<http://www.spf.org/oceans> で閲覧できます。

送付先変更および送付停止のご希望は、海洋政策研究所（fromtheoceans@spf.or.jp）までご連絡下さい。

『海洋情報季報』は『海洋安全保障情報季報』に改称いたしました。

I. 2016 年 7～9 月情報要約

1. 軍事動向

7 月 18 日「中国、南シナ海の『防空識別圏』を管制できるか」(USNI News, July 18, 2016)

在豪の航空宇宙防衛問題専門のフリーランサー、Mike Yeo は、7 月 18 日付の USNI News に、“Can China Enforce a South China Sea Air-Defense Identification Zone?” と題する論説を寄稿し、中国は南シナ海に防空識別圏を宣言しても、効果的に管制できるかと問い、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国による南シナ海への防空識別圏 (ADIZ) の設定の可能性は、2013 年に東シナ海に ADIZ 設定を宣言して以来、取り沙汰されてきた。南シナ海仲裁裁判所の裁定が出た 7 月 13 日、中国の劉振民外務次官は「安全が脅かされれば、ADIZ を設定する権利がある」と述べ、再び憶測を高めた。では、中国は、南シナ海の ADIZ を効果的に運用、管制できるか。南シナ海は海軍南海艦隊の管轄海域となっており、南海艦隊は第 8、第 9 の 2 個海軍航空師団を指揮下に持ち、両師団ともこの数年、その保有機が旧式の J-6、J-7 及び J-8 戦闘機から、より新型で高性能の JH-7A 戦闘爆撃機と J-11B 戦闘機に更新された。両師団とも海南島を基地とする 3 個航空連隊編成で、内各 2 個が約 24 機の作戦機からなる戦闘連隊である。中国が南シナ海に ADIZ を宣言すれば、ADIZ の管制はこれら 4 個戦闘連隊の担任ということになる。
- (2) JH-7 戦闘爆撃機は 1990 年代に配備された複座型で、2004 年に配備された JH-7A はその改良型で、JH-7 と JH-7A はともに ADIZ の管制が可能である。第 9 航空師団第 27 航空連隊は、海南省樂東に基地を置き、JH-7A を運用する。樂東基地は、この 15 年間で大幅に抗堪化されており、2002 年の衛星画像によれば、近くの山にトンネルが掘られ、地下格納庫が建設されていた。その後の衛星画像によれば、この地下格納庫は 2008 年以前に運用可能になったようである。残りの 3 個戦闘連隊は J-11B Flanker を運用する。中国は、1991 年～2009 年に 76 機の Su-27SK/UBK をロシアから取得し、100 機の J-11A をライセンス生産した。J-11B は、Su-27 をモデルに中国国産の航空電子機器を搭載した独自の中国製で、2010 年頃から配備された。J-11B の海軍用が J-11BH で、2010 年から戦闘連隊に配備された。J-11BH が最初に配備されたのは海南省加菜に基地を置く第 22 戦闘連隊で、2014 年 8 月に海南島沖で米海軍 P-8A 海洋哨戒機に異常接近したのはこの連隊の J-11BH であったといわれる。第 8 師団の第 24 戦闘連隊は海南省加菜に基地を置き、保有機種が 2013 年～2014 年頃に旧式の J-7EH (MiG-21 Fishbed の中国製改良型) から J-11BH/BSH に更新された。海南省陵水に基地を置く第 9 師団第 25 戦闘連隊の以前の運用機は J-8 Finback 要撃機で、2001 年に米海軍の EP-3E Aries II Signals Intelligence (SIGINT) 電子情報収集機に接触し、墜落したのはこの部隊の J-8 要撃機とそのパイロットであった。EP-3E は陵水基地に強行着陸した。衛星画像によれば、陵水基地は 2014 年後半から 2015 年初め頃から、滑走路の延伸、エプロン・スペースの拡大及びシェルターの建設など、改修工事が行われている。また、基地周辺の広大な土地が整地されており、抗堪化した航空機シェルター網が建設される可能性がある。
- (3) J-11B は、南シナ海 ADIZ を管制する強力な戦力となる。J-11B は、10 基の空対空ミサイルを搭載でき、機体内部にほぼ 10 トンの燃料積載が可能で、母基地からの持続的な長距離任務遂行用としてほぼ理想的なプラットフォームである。海軍航空兵は西沙諸島のウッディー島 (永

興島)に海南島基地の J-11 を展開させたが、最終的には、ファイアリークロス礁(永暑礁)、スービー礁(渚碧礁)及びミスチーフ礁(美濟礁)に建設されている滑走路にも定期的に展開することが想定されるが、そうすることで、中国は南シナ海に対する接近拒否能力を獲得することになる。中国によって造成された人工島の内、例えば、海南島から約 675 カイリも離れたクアルテロン礁(華陽礁)には高周波対空レーダーを含むレーダー施設が建設されており、これらが完全に稼働するようになれば、南シナ海の他のどの領有権主張国も太刀打ちできない、強力な監視能力を保有することになる。更に、陵水基地で定期的に目撃される KJ-200 早期警戒管制機の人工島へのローテーション展開は、南シナ海の監視能力を一層強化するであろう。KJ-200 は通常、北海艦隊の第 2 航空師団に所属しているが、南海艦隊に半永久的に配属されているようである。

- (4) こうした動向から判断して、中国が南シナ海に ADIZ 設定を宣言しても、十分運用管制できるであろう。人工島における滑走路の建設や防空能力の強化は、南シナ海の海上とその上空に対する効果的な管制能力の確保を目指す、中国の長期的な接近拒否戦略の一環と見られる。

記事参照：Can China Enforce a South China Sea Air-Defense Identification Zone?

<https://news.usni.org/2016/07/18/analysis-can-china-enforce-south-china-sea-air-defense-identification-zone>

8月4日「米中戦争に関する RAND 報告書、著者 Q&A」(RAND, Blog, August 4, 2016)

RAND が 7 月 28 日に公表した米中戦争に関する報告書、“War with China: Thinking Through the Unthinkable” について、同報告書の著者、David C. Gompert は、8 月 4 日付けの RAND の Blog での Q&A で、要旨以下のように述べている。

Q. 米中はいずれ戦争に至ると予測しているか。

A. 我々は、米中間の戦争を予測しているわけではない。むしろ、このような戦争は、危機対処の失敗から生起し、しかも米中両国の攻撃能力が強化されていることを考えれば、激烈で、破壊的で、そして長引く可能性がある。

Q. 如何なる要因が米中戦争の引き金となり得るか。

A. 米中間には多くの問題を巡って対立があり、1つの危機が米中間の敵対行為を招来する事件や誤算を引き起こしかねない。例えば、中国は、アメリカに介入の敷居を跨がせないレベルで、またアメリカが介入に踏み切る敷居を誤判断して、隣国を威嚇する挙に出るかもしれないし、あるいは、東シナ海における領有権紛争を巡る危機において、日本を軍事的に支援するアメリカの意志を過小評価する可能性もある。

Q. 戦争シナリオはどのように展開するか。

A. 現時点では、戦争継続中における中国軍の損失は、アメリカの損失をかなり上回るであろう。しかしながら、中国の「接近阻止」能力の継続的な強化によってアメリカの損失は増えると思われる。一方、アメリカの攻撃力が減耗するにつれ、中国の損失は減少するであろう。しかし、中国が軍事能力を強化しても、中国は、軍事的優位の確保に確信を持っていないであろう。このことは、戦争が長引き、その帰趨が不明確になる可能性を強めている。

Q. 米中戦争は核戦争になるか。

A. 核戦争の可能性は極めて低い。激烈な通常戦闘においてさえ、いずれの側も、その損失を深刻とは見なさず、悲観的な見通しを持つこともないであろうし、あるいは、核兵器の先行使用に

よって壊滅的な核報復を受けるリスクを冒す程、死活的な賭けに及ぶこともないであろう。

Q. 米中戦争が生じた場合、日本は如何なる対応をするか。

A. 我々は、日本が参戦するとは予測していない。むしろ、もし日本が参戦しようとするならば、それは軍事的に重大なものになり得るであろう。日本が威嚇されたり、攻撃されたりすれば、日本が米中間の戦闘に参加する可能性が考えられる。アメリカによる在日基地の使用は、日本に対する中国の威嚇や攻撃に繋がる可能性がある。同様に、もし中国が日本の部隊を攻撃すれば、日本は恐らく抵抗するであろう。こうした状況下で日本が如何なる対応をとるかは予測していないが、日本がアメリカ側に立って参戦する可能性が極めて高いことは、中国の戦争遂行政策の決定にとって重荷となろう。従って、強固な日米同盟と高い能力をもつ日本の部隊とは、米中戦争に対する大きな抑止力となり得る。

Q. 域内の他のアメリカの同盟国はどうか。

A. 日本に加えて、アメリカは東アジアで、フィリピン、オーストラリアそしてニュージーランドを含む、重要な同盟国を持っている。この地域における如何なる紛争においても、これら同盟国と協議したり、あるいは共同行動の可能性を検討したりすることになる。そのためには多様な紛争事態に対する軍事計画が必要だが、我々は、こうした軍事計画が特定の同盟国の参戦を招くことになるとは想定していない。

Q. ロシアと NATO は参戦するか。

A. 国際的に見て、ロシアは中国を支持し、一方、NATO はアメリカを支持するかもしれないが、いずれも戦闘に参加する程の重大な利害がありそうにもない。

Q. 北朝鮮の対応はどうか。

A. 米中戦争における北朝鮮の動向を予測することは、不確実性に満ちている。しかしながら、北朝鮮の参戦が日本に対する攻撃を含むものであれば、現在開発、建設中の弾道ミサイル防衛網は相当程度の防護を提供できるであろう。

Q. なぜ考えられないことを考えるか。

A. 米中戦争は考えられないものであるかもしれないが、その過程と帰趨は米中両国に真剣な検討を促している。歴史の示すところによれば、いずれの側にとっても極めて破壊的な戦争は、いずれの側も完全な敗北に直面しない限り、長引くことになる。米中戦争は、いずれの側もその回避を何よりも優先しなければならない程、破滅的なものになる。

記事参照 : Q&A: An Unthinkable War Between the U.S. and China

<http://www.rand.org/blog/2016/08/qa-an-unthinkable-war-between-the-us-and-china.html>

備考* : RAND Report: War with China: Thinking Through the Unthinkable

http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR1100/RR1140/RAND_RR1140.pdf

RAND, July 28, 2016

David C. Gompert, Astrid Stuth Cevallos, Cristina L. Garafola

【関連記事】

「米中戦争に関する RAND 報告書、論評」 (The National Interest, Blog, August 1, 2016)

米誌 The National Interest 防衛問題担当編集長 Dave Majumdar は、8月1日付の同誌 Blog に、

“New Report Details Why a War between China and America Would be Catastrophic”と題する論説を寄稿し、RAND が 7 月に公表した米中戦争に関する報告書について、要旨以下のように述べている。

- (1) RAND が 7 月 28 日に公表した報告書*によれば、米中間の戦争は両国間に多大の損害を強いるが、少なくとも現時点では、北京の方がより多くの損害を強いられよう。しかし、中国の接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 能力が強化されるにつれ、両国の損害のバランスは、2025 年までには北京の方が有利になるであろう。それにもかかわらず、2025 年の時点でも、中国の方がワシントンより多くの損害を被るであろうとしている。戦闘が決着のつかない流血の事態になりかねないことから、いずれが勝利したとも判定し難い状況になるかもしれないという。報告書は、「アメリカは、軍事的優位が減少するにつれ、中国との戦争が計画通りに進行することに、次第に確信が持てなくなろう」、「中国の軍事能力、特に A2/AD 能力の強化は、もし米中戦争が生起するならば、アメリカが作戦の主導権を握り、中国の防衛網を破壊し、そして決定的勝利を達成することを計算できなくなる、ことを意味する」と指摘している。
- (2) 中国との戦争は、現時点でも、また将来時点でも、恐らく海空が主戦場となるであろうが、報告書によれば、サイバー能力と宇宙能力も重要な役割を果たすであろう。しかし、報告書の著者達は、戦争が生起しても、通常戦争に終始するであろうと予測して、「米中双方の益々強化される戦力の広範な投射能力と、相手部隊に対する追跡攻撃能力の増大は、西太平洋の相当部分を『戦域』に変えることになり、経済的に重大な結果をもたらそう」、「核兵器が使われることはありそうにもない。激しい通常戦争においてさえも、いずれの側も、核兵器の先行使用によって破壊的な核報復を受けるリスクを冒さなければならない程、戦争の帰趨を深刻には考えないであろう」と述べている。更に、報告書は、中国はサイバー攻撃以外に米本土に攻撃を指向することはないが、対照的に、中国本土の軍事目標に対するアメリカの非核攻撃は広範なものになる可能性がある」と想定している。
- (3) 米中戦争は、短期で激烈、あるいは長期で激烈といった幾つかのパターンで進展する可能性がある。現時点での短期で激烈な戦争の場合、アメリカの損害も重大なものになるが、中国の損失は破滅的なものになるかもしれない。報告書は、「米中いずれかの政治指導者が自国の軍司令官に敵部隊に対する迅速な攻撃計画の実行を許可すれば、激しい戦争が勃発するであろう」、「2015 年の時点で、空母と域内の空軍基地の無力化を含む、アメリカの海軍水上戦闘艦と空軍戦闘力の損害は重大だが、本土基地の A2/AD システムを含む中国の損害の方がはるかに大きいであろう。このまま戦闘が継続すれば、数日以内に、緒戦のアメリカ優位の米中間の損害のギャップが一層拡大するであろうことが、米中双方にとって自明のこととなる」と見ている。しかしながら、報告書によれば、「2025 年までには、中国の A2/AD 能力の強化によって、アメリカの損害は増大するであろう。一方で、中国の A2/AD 能力の強化によって、アメリカの損害よりも依然大きい、中国自身の損害も限定し得る」、「このことは、継続する戦闘がいずれの側の勝利に終わるかどうかを、不明確なものにすることになる」と指摘している。戦争が長期になれば、はるかに破滅的なものになるであろうし、米中双方の軍隊も壊滅状態になる可能性がある。報告書は、「2015 年の時点では、激しい戦争が長期化すれば、その結果と見通しは中国にとって良くないであろう」、「しかしながら、2025 年までには、緒戦における不明確な戦闘の帰趨は、重大な損害が予想されるにもかかわらず、双方にとって戦闘を継続する動機付けとなり得る。2025 年時点でのアメリカの軍事的勝利の見通しは現時点よりも悪いが、このこ

とは、中国の勝利を必ずしも意味するというわけではない」と述べている。いずれの場合も、米中戦争は、重大な損害と巨大な経済的損失をもたらすであろう。また、戦争は、双方の軍隊に前例のない損耗を強いることになろう。報告書は、「米中双方の相手の目標を捕捉し、破壊する前例のない軍事力能力—通常相殺能力 (*conventional counterforce*) は、数カ月で双方の軍事能力を大きく損耗させるであろう」と指摘している。

- (4) 報告書は、米中戦争の可能性を減少させるために、幾つかの提言を示している。
- a. 米中の政治指導者はともに、相手部隊に対する迅速な攻撃以外の軍事的選択肢を持つべきである。
 - b. アメリカの指導者は、中国の指導者と協議し、事態が手に負えなくなる前に、紛争を封じ込める手段を持つべきである。
 - c. アメリカは、中国の A2/AD 能力に対する自動的な即時攻撃の実施を阻止するセーフガードを備え、深刻な事態になる前に、敵対行為を阻止する計画と手段を持つべきである。「フェール・セーフ」態勢を整備することは、軍事作戦に対する明確で情報に基づいた政治的承認を保証することになろう。
 - d. アメリカは、より残存能力の高いプラットフォーム（例えば、潜水艦）と、中国の A2/AD への対処能力（例えば、戦域ミサイル）に投資することによって、中国の A2/AD 能力の効果を減殺すべきである。
 - e. アメリカは、重要な同盟国、特に日本との間で有事計画立案を推進すべきである。
 - f. アメリカは、例え戦争が軍事的敗北に終わらないとしても、破滅的な結果をもたらす可能性があることを中国に対して認識させておくべきである。
 - g. アメリカは、激烈な作戦を継続する能力を強化すべきである。
 - h. アメリカの指導者は、戦時において、重要な戦争必需品やテクノロジーに対する中国のアクセスを拒否する選択肢を開発すべきである。
 - i. アメリカは、中国からの重要な製品の中断を補う処置を講じるべきである。
 - j. 加えて、米陸軍は、地上配備 A2/AD 能力に投資し、東アジアのパートナー諸国の防衛力強化を慫慂し、支援し、パートナー諸国、特に日本とのインターオペラビリティを強化し、そして、誤認と誤算のリスクを軽減するために、米中軍事交流を拡大し、軍同士の理解と協調を深化させるべきである。

記事参照：New Report Details Why a War between China and America Would be Catastrophic
<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/new-report-details-why-war-between-china-america-would-be-17210>

備考*：上記記事備考参照。

8月17日「中国の接近阻止/領域拒否戦略における宇宙の活用、アメリカにとっての戦略的含意—米専門家論評」(The national Interest, August 17, 2016)

米シンクタンク、戦略国際問題研究所 (CSIS) 研究員 Anthony H. Cordesman と Joseph Kendall は、The National Interest (電子版) に 8月17日付で、“How China Plans to Utilize Space for A2/AD in the Pacific” と題する長文の論説を寄稿し、アジア太平洋地域の多くの専門家の見るところ、中国の接近阻止/領域拒否 (A2/AD) はアジア太平洋地域における戦力構成と配備を決定するに当たってアメリカが直面している最も深刻な問題であるとして、中国の A2/AD 戦略とそれに関連する宇宙能

力について、要旨以下のように述べている。

- (1) A2/AD は、簡単に言えば、接近する敵部隊を照準とする通常戦力による邀撃である。接近阻止のために、中国は、遠距離にある敵の戦闘艦艇、空母、ジェット戦闘機、潜水艦、情報拠点及びミサイル配備地点に対する「目標の探知、弾薬の投射、武器の誘導、損害評価そして再攻撃の可能性」から、敵を撃破する「キル・チェーン (a kill-chain)」を開始できなければならない。このためには、高度な追尾能力と C4ISR—指揮 (command)、統制 (control)、通信 (communication)、コンピューター (computer)、情報 (intelligence)、監視 (surveillance)、偵察 (reconnaissance) —能力が必要である。そして、これら能力は宇宙に配備されたシステムに依存している。更に、必要な先進的な宇宙配備の追尾能力は、太平洋という広大な戦域を対象としなければならない。中国が監視し、管制する近傍海域は約 87 万 5,000 平方カイリであり、戦略的に重要なフィリピン海 (日本、台湾、フィリピン、マリアナ諸島、パラオ諸島等で区切られた太平洋の付属海) までも対象とすれば、更に 150 万平方カイリにまで拡大される。加えて、中国沿岸近傍の海上交通路は、民間船の航行が世界でも最も多い海域の 1 つであり、追尾と識別はさらに困難である。
- (2) A2/AD に必要とされる十分な追尾能力には、統合化されたシステムの構築が必要である。このためには、「信頼性のある国産衛星測位システムとともに、高品質のリアルタイムな画像、目標位置データそしてそれらの融合」が必要である。そのために、中国は、衛星計画を大幅に強化し、2000 年には僅か 10 基であった衛星が、現在では 181 基になっている (因みに、アメリカは 576 基、ロシアは 140 基である)。中国当局者によれば、8 月 10 日に打ち上げられた高分 3 衛星は「中国の海上権益を擁護するのに極めて有益なものになるだろう。」中国が衛星打ち上げペースをスローダウンさせる如何なる兆候もない。中国は今日、電気光学 (EO)、合成開口レーダー (SAR)、電子偵察 (ELINT) などの多くの能力を持つ衛星を配備している。このように、移動目標を追尾するために多くの衛星技術を維持することは最も重要なことである。加えて、中国の A2/AD 戦略は、宇宙におけるミサイル誘導能力を必要とする。この目的のため、中国は、何年にも亘って北斗と名付けた独自の衛星測位システム (GPS) を開発してきた。現在、北斗は 19 基の衛星からなり、2020 年までに 35 個の衛星で全世界を覆域とするよう拡大される計画である。
- (3) 大部分のミサイルは、目標照準のために GPS か、あるいは類似のシステムを利用する。ミサイル開発は、中国軍近代化の重点であった。米国家航空宇宙情報センターによれば、中国は、世界で最も活発で多様な弾道ミサイル開発計画を有している。米国防省によれば、中国は現在、約 1,200 基の短射程弾道ミサイル (SRBM) に加えて、400 基の対地攻撃巡航ミサイル (LACM) を保有している。これらのミサイルは、潜在的に日本、韓国及びグアムに所在する米軍基地などの、第 1 及び第 2 列島線内にある目標を攻撃することができる。A2/AD 環境下で、人民解放軍の戦略家は、敵のミサイル防衛網を飽和させ、混乱させるために、多数の弾道ミサイルと巡航ミサイルによる多方向同時発射を想定している。最新ミサイルの長射程と精密攻撃能力を有効活用するためには宇宙空間における能力が不可欠であり、従って中国の大量のミサイル保有と衛星能力の拡大は連動している。世界初の対艦弾道ミサイル (ASBM)、DF-21D と DF-26 は A2/AD を念頭に開発された。ASBM の開発は、米空母の将来の有効性についての論議を引き起こした。太平洋に前方展開する米空母と戦闘艦艇に脅威を及ぼす能力は、A2/AD を実行可能なもっともらしいものに見せる。しかしながら、問題は追尾と目標照準能力である。事実、

米海軍大学のエリクソン教授は、最近の中国の能力について、「C4ISR 技術は依然、戦闘環境下で米空母をリアルタイムで識別し、追尾するために必要な能力において立ち後れている」と指摘している。超水平線 (OTH) レーダー (水平線以遠の目標探知レーダー)、海上配備レーダー (半潜水型の石油掘削用プラットフォームの上部に X バンドレーダーを装備) 及び無人機に搭載した合成開口レーダーによって、これらの問題は中国の近海域ではある程度解決できよう。しかしながら、より高速のデータ処理、より多くの画像そしてデータ融合が可能な宇宙配備型の効果的な C4ISR は、ASBM がアジア太平洋海域を跨ぐ目標に対して全面的な能力を発揮し得るために不可欠である。従って、A2/AD のためには、中国の継続的で意欲的な宇宙能力の拡大が極めて重要である。

- (4) A2/AD シナリオにおいて、中国は、自らの宇宙能力を活用することだけでなく、「情報における優越 (“information superiority”）」を実現するために、敵の宇宙能力を拒否することも計画している。アメリカは自国の宇宙能力への依存度が極めて高いことから、人民解放軍の戦略家は、それを利用可能な弱点と見なしている。このため、中国は、ダイレクト・アセント (衛星を直接軌道に投入する) 方式の共有軌道で指向性エネルギーによるサイバー対衛星攻撃 (ASAT) 兵器を含む、多くの ASAT 兵器を開発してきた。今のところ、宇宙における抑止には、核抑止における「戦略的安定 (the “strategic stability”）」に相当するものが欠けているが故に、こうした攻撃能力は特に重要である。従って、宇宙における先制第 1 撃の成功は弱者の側に不釣り合いな程有利になるという、懸念がある。しかも、先制第 1 撃は、攻撃された側の反撃能力を厳しく阻害することになろう。攻撃に対する反撃能力は抑止の鍵であるが、これが人民解放軍による ASAT 兵器開発と実験の狙いであり、人民解放軍は、先制 ASAT 攻撃を発動するシナリオを想定しているようである。先制 ASAT 攻撃に成功すれば、人民解放軍は、A2/AD 環境下で主導権を握り、情報における優越を実現できる可能性がある。しかしながら、中国の ASAT 能力とその態勢は、中国が自ら宇宙大国になるにつれ、次第に逆効果を招くかも知れない。宇宙における先制第 1 撃の発動が非対称的な価値を生むとしても、中国は、アメリカの宇宙能力に対する全面的な無力化攻撃を発動することは不可能であろう。第 1 撃に続く宇宙戦争と破壊は、中国に如何なる優位ももたらさないかもしれない。米空軍宇宙軍司令官ヘイテン大將は、宇宙能力の破壊について、「(宇宙に依存しない) 第 2 次大戦当時の工業化時代の戦闘に戻ることになる」と指摘している。中国の国防政策や研究からは、中国がこのことを認識しているかどうかは定かではない。中国はしばしば、情報化戦闘の否定的側面を無視したり、過小評価したりしている。その結果、中国の計画は A2/AD のために宇宙での軍事的基盤に大きく依存しているので、アメリカとの宇宙での戦いは、アメリカにとってと同様に、中国にとっても戦略的被害をもたらすことになろう。
- (5) 例えそうであっても、中国の A2/AD 能力と宇宙能力の強化は、明らかにアメリカにとって重大な意味を持っている。何故なら、それは、アメリカの戦力組成と戦略の形成に当たって、アメリカの従来軍事常識に対する挑戦となっているからである。
- a. 戦力組成に関して、アメリカは、何十年にも及ぶ空母への依存の再検討を強いられることになるかもしれない。将来的には、中国の攻撃型潜水艦や水上戦闘艦などに搭載された長射程精密攻撃能力にそれほど脅かされない、ステルス性能が高くかつより安価なプラットフォームを選択することがアメリカにとって賢明かもしれない。更に、アメリカは、F-35 戦闘機などの航続距離の短い航空機よりも、より航続距離の長い爆撃機の取得を検討すべきである。

航続距離の長い爆撃機は、A2/AD の鍵となる中国のミサイル配備基地、情報拠点そして陸上配備レーダー拠点を攻撃する長距離任務を遂行し得るからである。

- b. 戦略的側面に関して、アメリカは、もはやこれまでの一方的な宇宙での優越は保持しておらず、しかも有事において不可欠の宇宙能力を失う可能性もあるという事実には、十分備えておかなければならない。宇宙能力に対する先制第 1 撃によって生じる非対称的な優位を中和することが、アメリカの主たる関心事でなければならない。衛星の抗堪化、技術的により堅固なサイバー防衛、ASAT 防衛兵器の開発、そして他のプラットフォームが宇宙能力を代替できるようにすること、などが可能な選択肢である。また、ASAT 禁止や宇宙利用に関する行動規範などについて、中国と合意を模索することも可能かもしれない。しかしながら、より大きく見れば、中国は着実にアジア太平洋地域における対等の競争者になりつつあり、従って、アメリカは、この事実を認識し、それに備えていかなければならない。

記事参照：How China Plans to Utilize Space for A2/AD in the Pacific

<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/how-china-plans-utilize-space-a2-ad-the-pacific-17383>

参考：Future warfare in the Western Pacific

http://www.mitpressjournals.org/doi/pdf/10.1162/ISEC_a_00249
International Security, Summer 2016

8月19日「中国初の海外軍事拠点、ジブチの戦略的意義—米紙報道」(The Wall Street Journal.com, August 19, 2016)

米紙 The Wall Street Journal (電子版) は、8月19日付で“China Builds First Overseas Military Outpost”と題する北京支局記者の記事を掲載し、中国がジブチで建造中の海軍施設はグローバルな海洋国家を目指し、拡大する海外利益を護る北京の野心の現れであるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国は、東アフリカの小国ジブチで、アフリカ最大の米軍基地から約 8 マイル離れた場所にある広さ 90 エーカーの土地に、初めての海外軍事拠点を建設している。建設の進展状況を監視している他国の将校や専門家によれば、2017 年の完成を目指すこの海軍前進拠点は、武器庫や、艦船とヘリコプターの整備施設に加えて、恐らく小規模な海兵隊か特殊部隊が駐留すると見られる。この拠点は、インド洋とそれ以遠への軍事活動の範囲拡大を目指す中国の戦略の兆候を最も良く現している。そうすることによって、中国は、孤立主義的な大陸国家からグローバルな海洋国家への変貌を加速している。これは、1945 年以降の世界秩序を支えてきた、西側の安全保障パートナーシップ網に対する挑戦となり得る動きである。現時点では、ほんの一握りの国家だけが自国の国境を越えて海外基地を有している。アメリカが最も多く 42 カ国に在外基地を持っている。イギリス、フランス及びロシアがそれぞれ 10 余カ国と海外領土に基地を持っている。中国当局はアメリカ型の大規模な基地建設計画を否定し、ジブチの前進拠点を「支援施設」と称しているが、一方で彼らは、中国の利益が必要とする場所により多くの海外前進拠点を持つために当該国と交渉する用意があると公然と語っている。米国防省は、中国は今後 10 年間において更に幾つかの在外前進拠点を建設すると予測している。専門家の見立てでは、有力場所の 1 つは、中国海軍の艦船が休息と補給のために頻繁に停泊している、オマーンのサララ港である。他の候補地には、セイシェルとパキスタンのカラチ港がある。もっとも、これら

の国の当局者は、基地建設について何ら言及していないし、中国もそうである。習近平国家主席が「漸進的な海外前進拠点の建設」をその外交政策における優先事項の 1 つとしている理論的根拠は、中国は拡大する海外利益を護る必要があるというものである。

- (2) アメリカの軍事行動とからあう、ジブチにおける中国の長期の軍事プレゼンスは、新たな潜在的な軋轢要因となり得る。アメリカは、特に中国の監視活動によって機密度の高い防衛技術が漏洩することを懸念している。ジブチの米軍基地、Camp Lemonnier には約 4,000 人の兵士が駐留しており、この地域のイスラム過激派グループに対する特殊部隊の投入や無人偵察機を運用している。この基地はジブチ国際空港に隣接し、米軍の攻撃ヘリや他の軍用機が滑走路でしばしば目撃される。アメリカは、中国の無人偵察機を含む軍用機がこの施設周辺を飛行することを望んでいない。中国が中国軍要員に支援されるターボプロップ機をジブチ空軍に供与したことについても、アメリカは快く思っていない。ジブチ空軍は 7 月に、中国から新たに 2 機の軽輸送機を受領した。ワシントンは 2014 年に、年間 7,000 万ドルで Camp Lemonnier のリース期間を 20 年間延長した。
- (3) ジブチは、米バーモント州よりわずかに小さい旧フランス植民地で、紅海の出入り口にある 20 カイリのバブエルマンデブ海峡を見渡す。世界貿易のほぼ 20%と中国の輸入石油の半分は、アデン湾近くを通過する。また、ジブチは、陸封国家エチオピアと他のアフリカ内陸部の貿易の窓口ともなっている。1977 年のジブチの独立以降も、フランスは基地を維持してきた。ジブチはまた、主として海賊対処の哨戒活動を遂行する、ドイツ、スペイン、イタリア及び日本の部隊に対しても拠点を提供している。米軍は対テロ戦争の支援のために 2003 年にジブチに展開し、それ以来、14 億ドルを投入して基地を約 570 エーカーに拡張中である。中国は、3 つの港、2 つの空港、水とガスのパイプラインそしてエチオピアまでの鉄道線路を含む、インフラ整備への融資や建設を始めた 2010 年頃から、ジブチに進出した。北京は、ジブチを貿易ハブに変えようとしている。2013 年には、中国の国営企業の港湾部門は、ジブチ港の運営に参画し、2014 年には Doraleh 多目的港新設に 5 億 9,000 何ドルを投資することに合意した。ジブチ当局者は 2015 年に、中国との間で海軍前進拠点の建設について討議したと語った。中国は、2016 年 2 月に拠点建設に着手したことを正式に発表した。中国の前進拠点は、ジブチに駐留する他国の軍隊や海賊対処の哨戒飛行に向かう偵察機によって熱心に監視されている。ジブチの外務大臣は、駐留中国兵の数に厳密な制約はないが、この前進拠点には 2,000 人を越える要員を収容する建屋の建設は不可能で、300 人程度になる可能性が高いと述べた。外務大臣によれば、中国の前進拠点は、艦船停泊用の 1 本の埠頭と、滑走路はないがヘリパッドを有するものになると見られる。この前進拠点は、年間 2,000 万ドルの経費で 10 年間リースだが、更に 10 年間の追加リースのオプションが付いており、ジブチにおける北京の唯一の軍事施設になる。
- (4) 「宦官提督」鄭和が東アフリカに航行した 15 世紀以来、中国は最近まで、これ程の遠隔地にまで戦力投射を必要としていなかった。しかし現在では、米シンクタンク、The American Enterprise Institute (AEI) によれば、主として石油、天然ガスを対象とする、ジブチの近隣諸国に対する実際にそして公約された中国の投資額は、南スーダンで 26 億ドル、イラクで 160 億ドル、そしてサウジアラビアで 260 億ドルに達している。中国の拡大する在外経済プレゼンスは、国外在住の民間人を護れとする国内的圧力と、多国間の安全保障への支援を求める国際的圧力を誘発した。中国は、2008 年にアデン湾での海賊対処活動に初めて戦闘艦を派遣し、また 2013 年以来、南スーダンやマリに数百人規模の PKO 部隊を派遣している。北京は、2011

年にはリビアから3万5,000人の中国人を、そして2015年には600人をイエメンから撤退させた。中国当局者によれば、中国海軍は、こうした任務を通じて、戦闘艦の補給や修理、そして乗組員の食糧確保や休養などの面で、多くの困難を経験した。北京はまた、米仏が専用埠頭を持つジブチ旧港が他国海軍の使用を優先していることに不満を持っていた。中国の戦略研究家などによれば、中国海軍は以前、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカ及びパキスタンなどで、中国企業によって建設され、あるいは運営される商業港を便宜的に利用することを計画していた。しかし、商業港は、使用料が割高であり、また安全で専門的な施設を必要とする軍事作戦期間中の使用は制約される。

- (5) 他国の専門家の分析によれば、現在の中国の戦略は、アフリカと中東を重点として、兵員が配置された小規模な軍事拠点あるいは軍民両用施設を建設することである。中国はまた、南シナ海で造成した人工島に軍事施設を建設している。中国軍のタカ派の将校は、長年に亘って海外基地を求めてきた。ようやく最近になって、こうしたタカ派の要求は、人民解放軍軍事情報科学アカデミーから刊行された2013年の書籍など、戦略に関する公式刊行物に取り込まれるようになった。これらは、中国の海外の海上交通路を護るために、「必要な海外の補給拠点と限定的な兵力のプレゼンス」を構築し、そして「当該地域に対する政治的、軍事的影響力を発揮する」ことを求めている。ジブチにおける西側軍事当局者の懸念は、この地域の多くの国と同じように、ジブチが北京の気前の良さにより大きく依存するにつれて、中国の利益を優先するようになることである。ジブチの経済大臣によれば、ジブチは既に、中国に対してより多くの融資と投資を求めている。経済大臣は、その見返りに北京に基地拡張を認めることを否定したが、中国は他国と同様の権利を持つと述べた。

記事参照：China Builds First Overseas Military Outpost

<http://www.wsj.com/articles/china-builds-first-overseas-military-outpost-1471622690>

Map: China's Strategic Port Network and Voyage of Zheng He, 1405-1433

<http://www.wsj.com/articles/china-builds-first-overseas-military-outpost-1471622690>

8月22日「アジア太平洋地域における米海洋政策、前海軍 CNO インタビュー」(The National Bureau of Asian Research, August 22, 2016)

前米海軍作戦部長 Admiral Jonathan Greenert (ret.) は、8月22日付の The National Bureau of Asian Research (NBR) のHPでNBR 研究員 Jessica Drun とのインタビューを行い、アジア太平洋地域におけるアメリカの海洋政策について、要旨以下のように述べている。

Q：アジア太平洋地域における優先課題とは何か。

A：この地域には3つの優先すべき安全保障問題があり、重要度の順に、①北朝鮮の核プログラム、②東シナ海における領有権問題、そして③南シナ海における領有権問題である。北朝鮮政権が不安定で予測不能であることは、東シナ海と南シナ海の海洋を巡る紛争よりも大きな戦略的脅威となっている。東シナ海における潜在的な紛争の可能性は南シナ海より大きい。東シナ海問題は、感情的ナショナリズムに煽られやすい傾向があるからである。

Q：これらの課題が海洋安全保障に及ぼす影響を軽減するため、アメリカは何ができるか。

A：我々は、戦略的展望の方向付け、将来の紛争に対する適切な対応を決めるに当たって、より広範なアプローチをとるべきである。戦略的な環境を形成するための取り組みとして、1つにはRIMPACがある。RIMPACには中国と他の十数カ国の海軍が参加し、各種の関連演習でアドホ

ックなコアリションが形成される。我々は、潜在的なパートナー諸国と同盟国を支援すると同時に、一貫した関与政策を堅持していく必要がある。要するに、我々は、継続性、決意そして広範で首尾一貫した戦略が必要である。このことは、次期政権の国家安全保障における優先事項であるべきである。

Q：グリナート提督は海軍作戦部長在任中、中国海軍の呉勝利司令と何度も会談し、両国海軍の協力分野について議論された。どのような方法で、アメリカは中国軍との軍対軍の関係を更に深化させることができるか。

A：我々は、何処までの軍対軍の関係を期待しているかを明確にしておかなければならない。中国は、軍と軍の関係そのものをより好む傾向にある。我々は、中国軍の各カウンターパートと会合を持ち、我々が何処までの軍対軍の関係を望んでいるのかを明確に決める必要があると思う。政治的思惑を抜きにし、戦術的問題（例えば海や空における事件など）が生じた場合、それぞれの課題に現実的に取り組むべきである。

Q：2015年に環太平洋地域の海軍が、米中主導の下、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準（Code for Unplanned Encounters at Sea: CUES）」に合意した。CUESには、危険な接近事案を減少させるための空対空の遭遇事案も含まれているが、最近の中国のJ-11戦闘機とアメリカの偵察機の異常接近事案に鑑み、現行CUESで十分だと思うか。

A：当面の間は、現行CUESで十分である。我々は、CUESを維持し、遵守していることを中国に示すべきである。我々は、海軍がCUESを活用できるようにしなければならない。同時に、我々は、CUES不履行があれば相互に通告し、説明責任を強く要求すべきである。加えて、我々は、米中両国の沿岸警備隊に適用するようにCUESを拡大し、そしてその後、他の国の沿岸警備隊にも適用するようにすべきである。

Q：アメリカの改訂海洋戦略はアジア太平洋地域を重視し、同盟国軍とのインターオペラビリティを強化するとしている。現在の予算上の制約を考えれば、アメリカは、如何にすれば重要なパートナー諸国への関与を継続し、そのコミットメントを再保証することができるのか。

A：コミットメントの再保証は、何よりも我々の同盟国に対するプレゼンスが一貫した予測可能なものであることによって達成される。艦隊訓練活動やパートナー諸国との演習などの運用予算が海軍予算に占める割合は僅か15%に過ぎない。再保証は、予算ではなく政策である。

Q：最近、国連海洋法条約（UNCLOS）に対する注目が高まっているが、アメリカは未だに未加盟である。これについてどう思うか。

A：UNCLOSの加盟について議会上院の指導層に十分な関心があれば、加盟に向けて進展が期待できる。これは優先事案である。この数十年間、歴代の海軍作戦部長や統参本部議長は、議会でUNCLOS加盟がアメリカにとって価値があり、重要であることを力説してきた。UNCLOS加盟国でないことは、UNCLOSに従って海洋紛争を解決すべきとするアメリカの政策を損ねている。アメリカが加盟していない条約の遵守を中国に求めることは、アメリカの国際的信用を低下させる。

Q：アジアの安全保障政策における次期政権の主要課題は何か。

A：我々は、アジア太平洋地域を超えて、インド洋を含めたより包括的な国家安全保障政策と防衛戦略が必要である。我々はインド・アジア太平洋地域戦略を必要としている。我々が優先すべきは、インド・太平洋地域である。そして、このインド・アジア太平洋地域戦略は、明確で首尾一貫したものであることが重要である。最後に、我々は、この戦略を遂行するための十分な

資金と力を通して、コミットメントを誇示する必要がある

記事参照：Declaring Consistent Commitments: U.S. Maritime Policy in the Asia-Pacific

An Interview with Admiral Jonathan Greenert

<http://www.nbr.org/research/activity.aspx?id=708>

9月1日「アメリカは南シナ海を巡って中国と本気で戦争する覚悟があるのか—豪専門家論評」 (The National Interest, September 1, 2016)

オーストラリア国立大学教授の Hugh White は、米誌 The National Interest (電子版) に 9 月 1 日付で、“Would America Really Go to War Over the South China Sea?” と題する論説を寄稿し、南シナ海問題を巡ってアメリカが中国と戦争を行う覚悟がないのであれば、南シナ海を巡って武力行使の意図を隠さない中国に対して、安易な警告は控えるべきだとして、親中派の視点から、要旨以下のように述べている。

- (1) 実際に中国がスカボロー礁(黄岩島)に人工島を造成したり、南沙諸島上空に防空識別圏(ADIZ)を設定したり、あるいは国際法やアメリカの要請に反して南シナ海の支配を強化するために何らかの強固な措置をとったりすれば、アメリカはどのように対応するであろうか。こうした仮説は決して非現実的なものではない。ワシントンでは、多くの人は、中国にアメリカとの戦争も辞さずとの決意はないと思われることから、こうした措置をとることはないであろうと見ているようである。彼らは、アメリカが戦争に踏み切るかどうかを真剣に検討せざるを得ない事態になる前に、中国は手を引くであろうと想定している。だがこの考えは正しいのだろうか。中国はこれまで、南シナ海問題を巡る自らの主張に対抗する、如何なる干渉に対しても武力を行使するとの警告を発してきた。このことは、中国がアメリカの方こそ中国の圧力に屈して最終的には引き下がると考えていることを示唆している。敵対国同士が同じことを想定する古典的事例である。
- (2) 米中間に存在する問題は、南シナ海の岩礁を巡る一連の衝突や国連海洋法条約を巡る意見の違いという狭義の次元の問題ではなく、むしろアジアの地域秩序をどのように形成し、その中で米中がどのような役割を担っていくのかという広義の問題である。この問題の構図は単純かつ明快である。即ち、アメリカはアジアにおけるリーダーとして存在し続けたいと考えており、一方中国はそれに代わりたいと望んでいる。現在の習近平政権の中国は、アメリカ主導のアジア地域秩序を受け入れておらず、習近平の言う「新しい大国関係」に基づく新秩序をアジアに構築することを望んでいる。米中両国とも、自らの立場を押し進めるために、南シナ海問題を利用してきた。習近平が南シナ海問題を巡るアメリカの警告を単なる脅しと判断すれば、習近平は、スカボロー礁に軍事基地を建築するなど、より挑発的な行動をとることでアメリカを貶めようとするであろう。
- (3) では、ワシントンはどう対応するであろうか。最初の措置は、経済的、外交的制裁を課すことであろう。しかし、この程度の対応で中国が膝を屈するとは、誰も期待しないであろう。ワシントンでは、外交、戦略問題を担当する補佐官達は、問題の核心は小さな島嶼や水域ではなく、アジアにおけるアメリカの信頼性とリーダーシップの将来であると大統領に迫るであろう。ワシントンの警告を中国が無視することを放置すれば、アジアにおけるアメリカの威信が致命的なまでに低下し、中国の立場を強めることになろう。従って、次に考えられる対応は当然ながら軍事的なものになろう。しかしながら、戦争を誘発するような如何なる軍事的対応も、極め

てリスクが高く、財政的な負担も決して小さくない。戦争の早期決着も明確な勝利も期待できず、反対に膠着状態となるか、エスカレートすると想定されるからである。また同盟国からの積極的な協力も見込めず、アメリカ側は多くの軍事的損失を被り、核を使用する段階にまで状況が及ぶことも否めない。誰も戦争がどのように終結するかを予想できない。

- (4) 冷戦終結後の世界において、アメリカは、ヨーロッパ、アジアあるいは中東地域において、小さな負担とリスクによって主導的な戦略的パワーを長く維持できるであろうと思われた。しかしこうした想定は間違っていたことが明らかになってきた。アジアにおいて、アメリカは再び、侮り難い抗争相手から既存の地域秩序を護るといふ、古典的なパワーポリティックスの挑戦に直面している。冷戦期のヨーロッパ秩序は、アメリカと旧ソ連が相手の侵攻を阻止するために戦争に訴えることも辞さないという、双方の明快な意志によって維持されてきた。そして、この秩序は、旧ソ連が戦争に訴える意志を持たないことが明らかになった時点で、崩壊した。従って、最大の問題は、アメリカはアジアにおける卓越の座を護るために中国と戦争する意志があるかどうかということである。アメリカは同盟関係の維持と法に基づく秩序を護ることを一義的な目的としているのではなく、あくまでもアメリカ自身の領土と健全な経済の保全を最も重要な目的と位置づけている点に注意しなければならない。とすれば、アメリカは、アジアにおける支配的パワーであることなしに、自国の安全と繁栄を維持できるのか。アジアにおける卓越の座は、中国との戦争を賭けてまで維持する程重要なものか。これらは、アメリカが検討すべき喫緊の課題である。その一方で、アメリカは、南シナ海を巡って武力行使の意図を隠さない中国に対して、警鐘を鳴らすことに慎重でなければならない。アメリカは、戦争も辞さないという覚悟がないのであれば、威嚇的な警告を止めるべきである。もし警告するのであれば、北京がアメリカの本気度に疑義を抱かないようなものであるべきである。現在のような不透明な政策こそ、最も危険な事態を将来しかねないからである。

記事参照：Would America Really Go to War Over the South China Sea?

<http://nationalinterest.org/blog/the-skeptics/would-america-really-go-war-over-the-south-china-sea-17570>

9月29日「アメリカの対中戦略は如何にあるべきか—米専門家の見解」(The National Interest, Blog, September 29, 2016)

米誌 The National Interest の国防担当の編集者である Dave Majumdar は、9月29日付の The National Interest のブログに“Are the U.S. and China Headed Towards a Naval War in Asia?”と題する記事を掲載し、9月28日に The Center for the National Interest で開催されたランチ集会で発表した、3人の専門家による西太平洋での安全保障をめぐるアメリカの対中国戦略に関する見解について、要旨以下のように報告している。

- (1) アメリカは、台頭する中国と西太平洋で如何に対応するかについて、確固たる戦略を持っていない。アジア太平洋地域を専門とする外交政策の専門家も、益々高圧的になる北京に対して、如何にして戦後の米主導のリベラルな世界秩序を受け入れさせるか、あるいはアジア太平洋地域におけるワシントンの支配的立場を維持していくかについて、確固たるアイデアを持っていない。中国が既存の西側の秩序体系から離れて独自のコースを目指していることは次第に明確になってきているが、ワシントンの政策決定者はこの課題に如何に対処すべきか。以下は3人の専門家の見解である。

(2) Seth Cropsey, a senior fellow at the Hudson Institute

- a. クロプシーは、「アメリカの政策は見事に失敗した」とし、以下のように述べた。「中国の行動は、我々を戦略的競争相手と考えていることを示している。他方、我々は、中国を、国際安全保障と経済安全保障の擁護者として我々に協力するよう促すことができる巨大な市場と見なそうとしている。アメリカの政策立案者は、米中間の膨大な貿易額と、それに伴って発展する中国経済とによって、中国の指導者が我々のように見て、考え、そして行動するようになることを期待している。しかしながら、現在までの兆候からして、この期待は実現しそうにない。」
- b. 一方で、専門家は、中国がアメリカを戦略的競争相手と見なしているが、軍事対立は既定の路線ではないということと一致している。北京は、南シナ海を自国領域として、事実上受け入れるようにアメリカに強要できると期待している。クロプシーは、「米中間の海軍あるいはそれ以外による紛争が不可避だとは思わない」「中国は、東シナ海と南シナ海の国際水域を領海に変える取り組みを継続する可能性が高い」と述べた。中国は、接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 兵器によって構成されるネットワークを活用して、この地域への米海軍と空軍のアクセスを拒否する多正面アプローチをとっている。更に、北京は、この地域のアメリカの同盟国諸国が中国の要求を受け入れることを期待して、これら諸国に対する威嚇や妨害行為を積極的に展開している。しかし、中国は、アメリカとその同盟国諸国に対して、この地域からの撤退を強いるために軍事力を使用していないが、東シナ海と南シナ海に対する事実上の支配を確立するために、他国の漁民や他の商業的利用者に対する妨害行為を行うために準軍隊や「海上民兵」を活用している。クロプシーは、「もしアメリカの政策が南シナ海の国際水域で増大する中国の侵略的行為を寛大に見逃し続けるなら、我々のアジアの友好国や同盟国は新しい環境、新しい貿易パートナーそして新しい安全保障環境に適応するようになり、そうなれば中国の覇権確立の可能性は高まるであろう」「国際秩序に対する中国による挑戦に対抗していく我々の意志は強くなっていない」と述べた。
- c. クロプシーは、アメリカのシーパワーは縮小しており、従って西太平洋における海軍のバランスは中国寄りに傾いていると主張する。アメリカは、アジアにおける膨大な経済的権益と、それを護るための同盟ネットワークを維持していることに留意すべきである。クロプシーは、「中国に対して国際システムにおける利害関係国になるよう慫慂するのではなく、我々の目標は、国際秩序を護り、大国としての現在の地位を保持することがアメリカの国益であることを中国に確信させるために、軍事プレゼンスの強化を含む、外交、軍事力を行使することでなければならない」と述べた。

(3) Jeff Smith, director of Asian Security Programs at the American Foreign Policy Council

- a. スミスは、米軍が東シナ海と南シナ海で活動するべきだと中国が思っていないことは非常に明確であると述べた。北京は、現時点ではこの地域でのアメリカの軍事活動を効果的に阻止できないが、中国海軍の能力が増大するにつれて、そうすることができるようになると見込んでいる。スミスは、「何時の日か、中国が米海軍の航行を規制することができるようになれば、ある種の衝突の可能性は非常に現実的になる」と述べた。
- b. アメリカは、国連海洋法条約 (UNCLOS) には加盟していないが、国際法は米海軍艦艇が他国の EEZ 内において調査活動を実施し、また他国の 12 カイリ領海内を「無害通航」する

ことを認めている、と解釈している。この解釈はほとんどの海洋国に広く受け入れられているが、北京は少数派（20 カ国余）で、他国の EEZ 内での外国軍艦の行動については事前通告を求めている。スミスは、「我々は、友好国と敵対国とを問わず、年間 20 回前後の『航行の自由』作戦を実施しているが、我々が作戦を実施した際、外交ルートを通じて我々に抗議してくる他の国とは異なり、中国の艦船は、実際に我々の軍艦に立ち向かってくる」「この解釈の不一致は既に広く認識されており、作戦の実施は我々の意志を試す試金石となってきた」と述べた。アメリカは中国が領有を主張する海域において作戦行動を実施する強固な法的根拠があると考えており、また、7月の南シナ海仲裁裁判所の裁定もこのことを裏付けている。しかしながら、国際法は今のところハード・パワーの前に無力であり、中国は、レトリックと、海軍力に加えていわゆる海上民兵を駆使して、その主張を押し進めている。

(4) Eric Gomez, a defense and foreign policy analyst with the Cato Institute

- a. ゴメスは、台頭する中国に対処するための可能な戦略を提案した。ゴメスは、アメリカはその目標を、商業航行の自由を維持することに限定し、この海域における領有権紛争が実際に戦争に至らないことを確実にすべきである、と提案した。もし領有権紛争が戦争にエスカレートすることを阻止できないとすれば、アメリカは、北京が東アジアにおける軍事的優越を達成するのを防止すべく努力すべきである。
- b. ゴメスは、この地域における地上軍のプレゼンスを減らし、残存する米地上軍は沿岸配備の対艦巡航ミサイル、対空ミサイルそしてミサイル防衛手段などの、接近阻止/領域拒否能力に重点を置くべきである、と述べた。また、ゴメスは、海軍のプレゼンスは一定に保つべきだが、空母戦力への依存を減らし、海洋における拒否能力を強化するために潜水艦戦力を強化すべきである、と述べた。「航行の自由」作戦は、南シナ海の軍事化のような中国の具体的な行動に対応して継続すべきである。ゴメスは、「中国の海上拒否能力は防衛的なものであり、従って、水面下の戦闘と水面上の制海では米軍の優位が効果を発揮するであろう」「我々は中国の接近阻止/領域拒否網に侵入したり、また中国本土の目標を攻撃したりすべきとは思わない。そうした行為は極めて深刻なエスカレーションのリスクを招くであろう」と述べた。

記事参照：Are the U.S. and China Headed Towards a Naval War in Asia?

<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/are-the-us-china-headed-towards-naval-war-asia-17876>

🕶️ トピック 🕶️

南シナ海における潜水艦戦力の動向

8 月 11 日「アジア太平洋地域の潜水艦戦力の動向—米専門家分析」(War on the Rocks.com, August 11, 2016)

米シンクタンク、The Center for Strategic and International Studies (CSIS) の John Schaus 研究員は、8 月 11 日付の Web 誌、War on the Rocks に“Asia’s Looming Subsurface Challenge”と題する長文の論説を寄稿し、アジア太平洋地域の潜水艦戦力の動向について、要旨以下のように述べている。

- (1) 1950 年代から今日まで、大西洋におけるロシアの危険な潜水艦戦力は、水面下の支配を目指す米海軍にとって技術的に引けをとらない脅威となってきた。しかしながら、この傾向は徐々に変わりつつある。海域は大西洋から太平洋に変わり、ここでは米海軍は厳しい試練に晒されることになる。この傾向は下表に見ることができる。この表は、アジア太平洋地域諸国の通常型潜水艦 (SSK) と攻撃型原潜 (SSN) の現勢力と 2030 年までに予想される新規配備を示したものである。

アジア太平洋諸国の現有潜水艦戦力と 2030 年までの新規配備戦力

	2016 Attack Submarines		2016 Total Attack Submarines	New-Commissioned Submarines, through 2030		2030 New Attack Submarines
	SSK	SSN	SSN+SSK	SSK	SSN	SSN+SSK
Australia	6	0	6	1	0	1
China	51	7	58	24	8	32
India	13	1	14	8	2	10
Indonesia	2	0	2	5	0	5
Japan	18	0	18	4	0	4
Malaysia	2	0	2	2	0	2
North Korea	20	0	20	5	0	5
Pakistan	5	0	5	8	0	8
Philippines	0	0	0	1	0	1
Russia	22	27	49	6	5	11
Singapore	4	0	4	2	0	2
South Korea	12	0	12	9	0	9
Taiwan	4	0	4	4	0	4
Thailand	0	0	0	3	0	3
United States	0	52	52	0	21	21
Vietnam	5	0	5	1	0	1
Totals	164	100	264	83	36	119

(抄訳者注：通常型潜水艦の艦種記号として SSK は、攻撃型潜水艦の中でも対潜任務を主とするものに付与され、対潜潜水艦と呼ばれることもある。しかし、現在の潜水艦で単一任務に対応するよう建

造される潜水艦はなく、ここでは煩雑さを避けるため弾道ミサイルを搭載した通常型潜水艦（SSB）を除き、全て通常型潜水艦とした。）

- (2) アジア太平洋地域の海洋地理は、その全域において潜水艦をどのように運用できるかという視点から、重要な特性を持っている。日本から台湾を経由してフィリピンに至る第 1 列島線は、中国が自国海軍の「閉じ込め」を恐れる天然の障壁を構成している。同様に、列島線の島嶼群を抜ける比較的少数の接近経路は、中国が外国海軍を邀撃しようとする場合、中国の益々強化されつつあるミサイル部隊にとって恰好の照準点となる。マラッカ海峡、ロンボック海峡そしてスダダ海峡などの重要なチョークポイントは、この地域へのアクセスを一層困難にしている。また、潜水艦は、海洋アジアの様々な海中地理（専門的には測深）の影響を受ける。この地域には、黄海や東シナ海のような浅海域も、またフィリピン海のような大深海も、そしてその両方の特性を持つ沿海域もある。原潜は水深のある開豁な海域において君臨しているが、東南アジア海域の輻輳した浅海域ではその活動は困難である。ここでは、むしろより小型の通常型潜水艦の方が様々な海中地勢の特性を有利に利用できる。この地域のチョークポイントに接続したアジアの沿海域の浅海域は、潜水艦本来の海洋拒否能力を高めることになろう。建造に長期間を要し、複雑な運用上の要求があるにもかかわらず、アジアの国々は 2030 年までに 100 隻を超える潜水艦を購入すると見られる。
- (3) 中国は、攻撃型潜水艦 6 タイプ、58 隻を有する。その内、通常型潜水艦は 4 タイプ—Type 035（明級）、Kilo（キロ級）、Type 039（宋級）及び Type 039A（元級）であり、原子力潜水艦は type 091（漢級）と type 093（商級）である。下表は各級潜水艦の隻数と 2030 年の計画隻数である。

China	Current Force	Non-Modern	Planned	2030 Total
SSK				
Ming	12	12	0	0
Song	13	0-6	0	0-13
Kilo	12	0-2	0	8-10
Yuan A/B	12	0	0	12
Yuan C	2	0	6	8
Future AIP	0	0	18	18
SSN				
Han	3	3	0	0
Shang	4	0	2	6
Type 095	0	0	6	6

- a. 中国の現有攻撃型潜水艦の内、12～20 隻（明級、漢級、初期型のキロ級そして恐らく宋級の初期型）は技術的に先進的な敵に対して効果的な作戦遂行が不可能と見られる。それら潜水艦の艦齢とその能力に疑問があるからである。その結果、現在の潜水艦戦力には、38～46 隻の近代的な攻撃型潜水艦（その大部分が通常型）が含まれていると見られる。最新の元級潜水艦は、Project 636 キロ級潜水艦から取得した雑音低減技術に加え、非大気依存型推進装置（AIP）を装備していると見られる。更に、中国は Type093 商級攻撃型原潜を建造しており、現在 2 隻が就役し、更に 3 隻が就役予定である。
- b. 中国は次の 15 年間で、改良型商級原潜と長らく噂されてきた第 3 世代原潜 Type 095 を含

む、32隻前後の潜水艦を建造し、就役させると見られる。公開情報や我々の分析によれば、2030年までに、大部分がAIPを装備した先進的な通常型潜水艦と、攻撃型原潜から構成される、近代的な約60隻の潜水艦戦力が配備されるであろう。これらの潜水艦戦力は、特に第1列島線内と南シナ海で、より長い潜航持続力と改善された音響特性を発揮することになる。

(4) アジア諸国の潜水艦戦力の動向；

- a. ベトナムは、ASEAN諸国で潜水艦を運用する2カ国に内の1国で、現在5隻が就役しており、ロシアから6隻目のProject 636キロ級潜水艦を取得する最終段階にある。これらの潜水艦戦力は、南シナ海における強力な抑止力となる。もう1カ国はシンガポールで、現在、スウェーデン建造の潜水艦4隻を配備している。シンガポールは、より艦齢の古い、チャレンジャー級2隻の代替として2,000トンのType 218SG2隻の購入を計画している。
- b. オーストラリアは、コリンズ級潜水艦6隻を運用しているが、老朽化したコリンズ級を、AIPを装備した12隻のショートフィン・バラクーダ級（抄訳者注：仏海軍のシュフラン級原潜は計画段階ではバラクーダ級と呼ばれ、建造するDCNSはシュフラン級原潜の動力システムをディーゼル電気推進に代える案を提示し、これがショートフィン・バラクーダ級と呼ばれる）に代替する計画である。ショートフィン・バラクーダ級は、DCNSとオーストラリアの現地企業（ASC Pty Ltd）との共同開発で、1番艦は2030年代に就役予定で、米海軍の戦闘システムに加えて、恐らく水中無人機（UUV）を装備することになる。ショートフィン・バラクーダ級は、2070年まで運用されると見られる。
- c. 日本は、オーストラリアへの潜水艦の売り込みには敗れたが、自国の潜水艦戦力への投資を継続し、18隻の攻撃型潜水艦を運用している。海上自衛隊は4隻の「そうりゅう」級潜水艦を追加し、6番目の潜水隊を横須賀に創設する計画である。
- d. 韓国は、ドイツ設計の14隻の通常型潜水艦を運用している。その内、ごく最近のものはAIPを装備している。新たに9隻の3,000～4,000トン級の潜水艦を2020年半ばから配備する計画であり、恐らく射程の短い弾道ミサイルを搭載すると見られる。
- e. 台湾でも、年代物のオランダ建造のズヴァールトフィス級、アメリカ建造のテンチ級とバラオ級潜水艦を、4隻から8隻の国産潜水艦に代替する計画である。しかしながら、低迷する防衛予算と技術力の欠乏を考えれば、この計画は実行可能なものというより象徴的なものになるかもしれない。

(5) アジア太平洋地域における海軍戦力、特に潜水艦への投資は、水上と水中の両面で危険な状況を招来しつつある。潜水艦を運用する国の増加は、水面下の支配を巡る抗争を激化させるであろう。アメリカの潜水艦戦力の減勢傾向が変わることがないとするならば、井あひの4つの明白な趨勢がアメリカの水面下における支配を蝕んでいくことになる。

- a. 第1に、潜水艦を運用する国が増えることは、水面下での事故が予測不能な事態拡大の可能性を伴う運用上のリスクを増大させる。
- b. 第2に、比較的急速な最新の通常型潜水艦の拡散は、水面下におけるアメリカの優越に対する直接的な挑戦となっている。どの国も、かつて旧ソ連海軍が追求したように相手を圧倒する海軍力を整備する必要はない。代わりに、水面下の海洋地理を活用した、局所的な海域支配のみを追求すれば十分対抗できるからである。
- c. 第3に、米潜水艦戦力の減勢（とその結果として潜水艦要員の減少）傾向は、全世界で、そして特に潜水艦戦力が未だ初期段階にあるアジア太平洋地域で、潜水艦戦力の動向に対する

アメリカの影響力を低下させることになるろう。

- d. 第 4 に、米潜水艦戦力の減勢傾向は、共有する挑戦に対処するための多国間の戦力糾合する戦域対潜戦枠組みの創設を阻害することになるろう。

(出典についての筆者 (John Schaus) 注: 本稿の 2 つの表は、米海軍情報部の *The PLA Navy: New Capabilities and Missions for the 21st Century*、米政府の公刊報告書、国際戦略研究所 (IISS) の *Military Balance*、域内各国の報道機関や研究所の公開資料、筆者 (John Schaus) の分析など、多くの資料のデータに基づき作成したものである。)

記事参照: Asia's Looming Subsurface Challenge

<http://warontherocks.com/2016/08/asias-looming-subsurface-challenge/>

9 月 16 日「南沙諸島の内部水路の戦略的重要性—フィリピン人専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, September 16, 2016)

フィリピンの The Research Institute on Contemporary Southeast Asia (IRASEC) 連携研究員 François-Xavier Bonnet は、米シンクタンク、CSIS の Asia Maritime Transparency Initiative に 9 月 16 日付けで、“The Spratlys: A Geopolitics of Secret Maritime Sea-Lanes” と題する論説を寄稿し、地理学者としての視点から、南沙諸島の内部水路の戦略的重要性について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南沙諸島を巡る領有権紛争では、海域の測深と潜水艦戦の問題については、ほとんど無視されてきた。この問題に対する理解を深めるためには、まず、南沙諸島海域が航海に極めて危険な浅海域であるとの神話を否定する必要がある。実際には、1920 年代から植民地勢力による秘密の水路調査が行われていた。英海軍本部は、1925 年から 1938 年にかけて秘密の水路調査を実施し、「危険海域 (the “Dangerous Ground”）」として知られた海域の海図を作成していた。英海軍は 1934 年に、この海域を北から南に抜ける安全な航路を発見した。旧日本海軍もまた、この海域を 1936 年から 1938 年にかけて調査し、特に Itu Aba (現台湾占拠の太平島、日本名は長島) 周辺の秘密の海図を作成した。当時フィリピンのカビーテ (マニラ南方) に駐留していた米海軍も、1935 年から 1937 年にかけて危険海域を探索し、海域を東から西へ抜ける別の航路を発見し、独自の秘密の測深海図を作成した。各国の海軍当局による 1930 年代の秘密の水路調査によって、当該各国海軍当局は、この海域が秘密の水路が交錯する広大な海域であることを理解した。その結果、長い間回避すべき海域と認識されてきた南沙諸島は、海洋国家が南シナ海の海上交通路を支配することができる戦略的領域として再定義されることになった。第 2 次大戦中、オーストラリアを基地とする米海軍潜水艦は、南シナ海を哨戒し、これらの南沙諸島内の秘密の航路を使用して「危険海域」を定期的に通航していた。米潜水艦はまた、南沙諸島周辺の科学調査を実施し、旧日本海軍のソナーによる探知を回避するために、特に海中の塩分の高濃度による層深*について研究してきた。
- (2) これらの秘密の科学調査任務は、アメリカがベトナム紛争に介入し始めた 1955 年から 1956 年に、米海軍によって継続された。この調査は、米海軍原潜が潜航したまま「危険海域」を航行できる程、精緻なものであった。米海軍原潜が「危険海域」を最初に航行したのは、恐らく 1972 年 4 月であろう。当時、原潜、USS *Sculpin* (SSN590) は、中国の海南島で武器弾薬を積み込んだベトナム漁船を追尾する任務を遂行していた。この漁船は、アメリカのベトナム沿岸域に対する封鎖を回避するために、遙か南方の南シナ海を経由するルートで航行しベトナムに向か

っていたが、このルートは「危険海域」を航行するようになっていた。米海軍は武器密輸の漁船追尾という些細な任務に原潜を投入する危険を冒すとは思えないことから、恐らく南沙諸島を通航する USS *Sculpin* には他の動機があったと思われる。事実、P-3 哨戒機が USS *Sculpin* を護衛していた。USS *Sculpin* は、「危険海域」について更なる科学的データの収集か、あるいはこれまでの調査の検証かのいずれかの任務を遂行していたと考えるのが妥当であろう。もし米海軍原潜が南沙諸島海域を通航できるのであれば、他国の原潜も同じことができるということになる。フィリピン国防省は 1982 年の報告書で、こうした戦略的な懸念について、以下のよう

- a. この海域はこれまで十分な調査も、海図の作成もされてこなかったが、水深の深い水路によって隔てられた数多くの島嶼やリーフなどが存在する。
 - b. もし敵対する国が自国の弾道ミサイル搭載原潜を座礁させる危険なしに潜航して航行できる程度にこの海域を測量し、海図を作成できれば、当該国は、島礁群の中に *Polaris* 型の弾道ミサイルを搭載した原潜を潜ませることができよう。
 - c. そうなれば、ASEAN 全域を含む世界の人口の 3 分の 1 を包摂する半径 4,000 キロ以内の地域が核攻撃の脅威に晒されることになるろう。
- (3) 「危険海域」の海面は、東西及び南北の主要な 2 本を含む内部水路によって構成されている。南沙諸島の何処を占拠するかは、これら内部水路の支配の論理に基づいたものであった。1956 年に台湾が太平島を占拠した後、ベトナム軍は東西水路の西口を扼する島嶼やリーフに進駐した。1960 年代終わりには、フィリピンは南北水路の北部を支配した。最後に南沙諸島に進出した中国には、島嶼よりリーフを占拠する以外に選択肢はなかった。中国軍は、1988 年にファイアリークロス礁（永暑礁）を占拠したことで、東西水路の西部での航行を管制できるであろう。そして、1995 年にはフィリピンが主張する EEZ の中心部にあるミスチーフ環礁（美濟礁）を占拠したことで、中国は、南北水路に沿って行動するフィリピン軍を監視し、妨害することさえできるようになった。最近の中国による埋め立て活動は、南北水路（ガベン礁<南薫礁>、ジョンソン南礁<赤瓜礁>及びヒューズ礁<東門礁>）と東西水路（クアルテロン礁<華陽礁>）に沿って、中国のプレゼンスを強化することになるろう。フィリピン軍が駐留する島嶼やリーフのほとんどが南沙諸島の北部にあることから、南沙諸島に配備された中国軍は、フィリピンによる駐留部隊への再補給を阻止するのに十分強力な戦略的位置にある。米海軍は 2015 年 10 月、「危険海域」にある中国の人工島の周辺海域で「航行の自由」作戦を実施したが、こうした作戦は米中両海軍間の衝突のリスクを高める。
- (4) 以上のように、各国海軍のこれまでの様々な活動は、南沙諸島の内部航路を支配することの重要性を示している。これらの航路は、戦略的に極めて重要であるにもかかわらず、長く秘密にされてきた。これらの航路の支配する海洋国は、世界の重要な海域に対して直接的な脅威を及ぼすことができよう。従って、南シナ海仲裁裁判所の 7 月 12 日の裁定を受けて、関係各国は、（南シナ海全体に拡大する第 1 段階として）南沙諸島海域における航行の自由を保障し、南沙諸島の非核地帯条約に署名することによって、南沙諸島海域の中立化を目指すべきである。就中、ASEAN は、その過程において、主導的役割を果たすべきである。

記事参照：The Spratlys: A Geopolitics of Secret Maritime Sea-Lanes

<https://amti.csis.org/spratlys-geopolitics-secret-maritime-sea-lanes/>

抄訳者注：海中を伝搬する音は、海水の密度によってその速度が変化し、音速が遅くなる方に屈折

する。海水の密度は、水温と塩分濃度によって変化する。層深は、通常水温が急激に変化する層のことを言い、塩分濃度が大きく変化する場合にも出現する可能性がある。層深付近では音の反射と屈折によって不感帯あるいはシャドウゾーンと呼ばれる音が伝わってこない部分が出現し、潜水艦が探知を避けるために利用している。

Map : Dangerous Ground (Spratlys) and Its Secret Sea-lanes

<http://3scsd23qbzvh2huoxy4223ti-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/2016/09/Spratlys-map-english-version.jpg>

9 月 24 日「潜水艦の聖域確保、中国海軍の南シナ海における狙い—インド人ジャーナリスト論評」(The Times of India, September 24, 2016)

インド紙、The Times of India のコラムニストで在米ジャーナリストの Nayan Chanda は、“Submarine sanctuary: Why China is so determined to establish dominance over the South China Sea” と題する 9 月 24 日付のコラムで、潜水艦の聖域確保が中国海軍の南シナ海における狙いであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国にとって半閉鎖の南シナ海の支配を確立することは、外洋海軍の実現を目指すために不可欠な第一歩である。北京は台湾やチベットと同様に、南シナ海を「核心的利益」と宣言しているが、このような宣言は、妥協や交渉の可能性を排除するものである。しかし、表面的には、中国は、南シナ海の大部分に対して、曖昧な定義でしかない歴史的権利を主張する以外に、何を追求しているのか明確には表明したことはない。
- (2) 中国が南シナ海で心底望んでいるのは、この海域における米軍艦艇や航空機による監視を阻止することである。国連海洋法条約 (UNCLOS) では、外国の艦艇や航空機は、当該国の EEZ 内における無害通航を認められている。しかしながら、海南島南方上空で米海軍の電子偵察機 EP-3 が飛行を妨害する中国軍ジェット戦闘機と衝突した 2001 年の事案以来、中国軍が公海を航行中の米海軍艦艇や海洋観測艦を妨害しようとした何件かの事案があった。では、何故、中国は、南シナ海の支配を確立するために、こうした断固とした措置をとっているのか。
- (3) 中国軍の計画や部隊配備についての専門家は、中国が望んでいるのは、独り立ちしたばかりの潜水艦部隊を護るために、海軍の聖域を確保することだと結論づけている。過去 20 年間、中国は、海南島三亜の岩盤の下を深く掘り、秘密の潜水艦基地を建設してきた。核弾頭を装着した弾道ミサイル搭載潜水艦を三亜から太平洋の開豁な外洋に展開するに当たって、中国が直面している問題は南シナ海の浅海面である。中国の潜水艦の雑音が大きいとすれば、この海域を抜ける西航は監視に曝されるであろう。唯一、水深のある海峡は、台湾とフィリピンの間の水深 4,000 メートルのバシー海峡である。しかしながら、この海峡は、米海軍とその他の国の海軍によってほぼ常続的に監視されている。既に造成され、軍事化された人工島に航空機や短射程ミサイルを配備することで、中国は、敵対国の海軍による監視を困難なものにし、あるいは危険なものとするのを望んでいる。
- (4) アメリカは、中国が過剰な権利を主張している海域を航行する、「航行の自由」作戦の実施を継続すると声明している。しかし、実際には、このような象徴的な行動は頻繁には実施されておらず、中国の過剰な権利主張に対して異議を申し立てるとするアメリカのコミットメントに対する疑念を高めている。その間にも、中国は、着実に海軍力を増強し、原潜部隊を強化し、さらに艦艇を太平洋とインド洋に展開させつつある。最近では、ジブチとの合意に基づいて、外

洋に展開する艦隊の休養と補給のための最初の海外基地が建設された。南シナ海の軍事化された岩や環礁は、重大な効果を発揮するかもしれない。

記事参照 : Submarine sanctuary: Why China is so determined to establish dominance over the South China Sea

<http://blogs.timesofindia.indiatimes.com/toi-edit-page/submarine-sanctuary-why-china-is-so-determined-establish-dominance-over-the-south-china-sea/>

【解 説】

「南シナ海は中国の潜水艦の聖域たり得るか」

山内敏秀（元防衛大学校教授）

中国が南シナ海の支配を目指す理由は様々な視点から議論がなされている。前掲（21～22 ページ）の論説で、Nayan Chanda は、潜水艦という視点から説明を試みている。しかし、その標題に対して十分な掘り下げには至っていない。そこで Chanda の議論を足がかりに潜水艦という視点から南シナ海に対する中国の意図を考えてみたい。

(1) 信頼性の高い核報復力

その最初のステップとして核戦略における潜水艦の位置づけを見ておきたい。

核戦略の基本的構造は核報復力による抑止とあって良い。冷戦期の米ソ間の戦略核軍備管理交渉において対価値攻撃能力、すなわち敵の政経中枢、産業地帯、大都市を標的とする核兵力を保持し、敵の弾道ミサイルの破壊を目的とした対兵力攻撃能力は自制されてきたことから理解できる。しかし、抑止を確実に機能させるためには信頼性のある核報復力を保持しなければならない。このため、米英仏口中は弾道ミサイル搭載原子力潜水艦を報復力として運用し、インドは射程の短い弾道ミサイル搭載する「アリハント」級原子力潜水艦を開発中である。

これは、潜水艦の最大の武器が隠密性であり、原子力潜水艦は圧倒的な水中での行動持続力を持つからである。

最初に信頼性のある核報復力を提供したのは 1958 年に就役した米国の「ジョージ・ワシントン」である。これ以前にも米国ではレギュラス II ミサイルを搭載した通常型潜水艦「グレイバック」、「グローラー」があり、原子力潜水艦「ハリバット」は同ミサイルを搭載予定で建造された。旧ソ連では R-11FM を搭載した通常型潜水艦のゴルフ級弾道ミサイル潜水艦が就役し、さらにホテル級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦が建造された。これら潜水艦の問題は、浮上しなければミサイルを発射できないことであった。これに対し、「ジョージ・ワシントン」は潜航したまま、言い換えれば隠密性を保持したままミサイルを発射することができたのである。

旧ソ連では「ジョージ・ワシントン」に対抗するため、これに酷似したヤンキー級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦を開発したが、搭載した弾道ミサイル R-27U は射程 3,600～4,000 キロと短く、米国の威力圏内の海域にまで進出する必要があった。さらに、ヤンキー級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の雑音は大きく、外洋、特に米威力圏内の海域で戦略展開を維持することに大きな不安があった。この問題を解決するため R-29、さらには R-29RMU が開発され、これを搭載したデルタ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦が建造された。R-29 の射程は 7,000 キロであり、R-29RMU は 1 万 1,500 キロとされている。この射程延伸により、デルタ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦は外洋に進出することなく、米国の政経中枢を射程に収めることができるようになった。そこで、旧ソ連は、オホーツク海北部にデルタ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の戦略配備海域を設定した。この戦略配備海域が「聖域」あるいはバスチオン (bastion) と呼ばれた。

(2) 中国の核戦略と潜水艦

一方、中国は1955年の中共中央書記局会議においてプロジェクト02と名付けられた核兵器の開発計画を決定し、1956年には中央軍事委員会においてミサイルの開発を決定した。そして、1957年に旧ソ連といわゆる「中ソ国防新技術協定」を締結し、旧ソ連の支援を得て核兵器の開発に取り組むことになった。しかし、1959年に旧ソ連が一方的に協定を破棄し、技術者を引き上げたため、中国は独自に開発せざるを得なくなった。この厳しい環境の中、1960年に「東風1号」ミサイルの打ち上げに成功し、1964年には初の核実験に成功した。しかし、ようやく手に入れた核戦力は米ソに比べると極めて貧弱なものであったが、報復として使用することによって抑止は達成することができる。

そして、中国は潜水艦が潜航したまま発射できる固体燃料のミサイル開発を目指し、1964年に総参謀部はこの計画を「巨龍1」と命名した。その頭文字をとってJL-1呼ばれ、後に「巨龍」は「巨浪」に変更された。JL-1は1982年10月にゴルフ級潜水艦からの発射実験に成功し、その後、実際の発射プラットフォームとなる「夏」級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦からの発射は1988年9月に成功する。

このJL-1を搭載する潜水艦は1973年の進水を目指し、既に開発が進んでいた09-1プロジェクトの原子力潜水艦（「漢」級原子力潜水艦）にミサイル区画を挿入する形で建造が進められ、1981年4月に進水した。

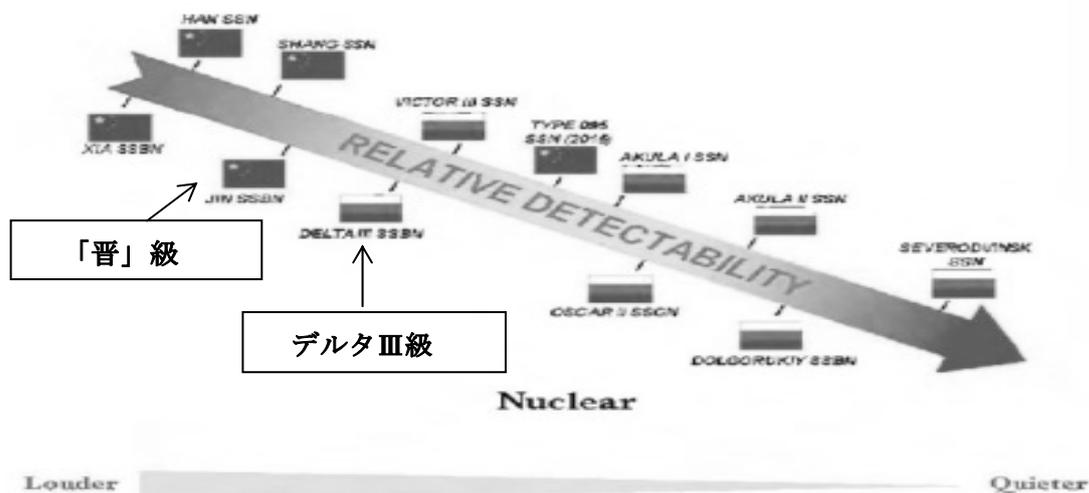
前述のように「夏」級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦はJL-1の発射実験には成功したが、その後、戦略抑止任務には一度も就いていないとされている。それはJL-1の射程が2,150キロと短く、核報復を行うためには目標とする国の沖合近くまで進出する必要があるからである。加えて、このことと密接に関係するが「夏」級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の雑音は大きいとされ、敵の潜水艦を含む対潜部隊に容易に探知される可能性が高く、信頼性の有る報復力を構成することは極めて困難であった。

この問題を解決するため、新しい弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の開発が進められ、2007年に1番艦が就役した。「晋」級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦と呼ばれ、中国は、同級潜水艦の基地を海南島三亜に建設したと言われている。同級潜水艦は、JL-1の後継として東風31弾道ミサイルを潜水艦用に改良したJL-2の搭載が予定とされているが、ゴルフ級潜水艦からの発射実験が行われてきたが、「晋」級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦からの発射は確認されていない。

JL-2は射程7,400～8,000キロと言われ、南シナ海からはグアムを射程内に収めることができるが、ワシントン攻撃するためにはハワイ西方海域にまで進出しなければならないと言われている。しかし、「晋」級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦も「夏」級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の問題であった雑音は改善されていない。

下図は、米海軍情報局の提示した中ロ原子力潜水艦の雑音のレベルをイメージ的に表したものである。

Submarine Quieting Trends



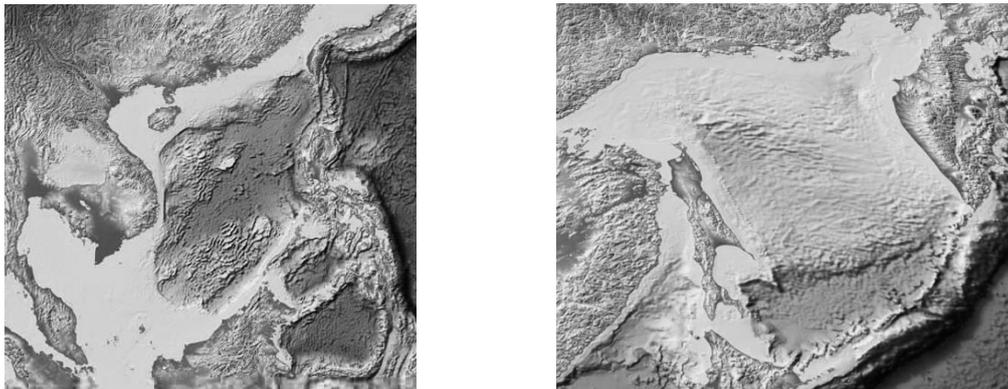
出典 : The Office of Naval Intelligence, *A Modern Navy with Chinese Characteristics*,
The Office of Naval Intelligence, Aug.2009, p.22.

<https://www.fas.org/irp/agency/oni/pla-navy.pdf#search='The+Office+of+Naval+Intelligence%2CA+Modern+Navy+with+Chinese+Characteristics'>
access on Feb.20 2015.から作成

これによれば、2007年に就役した「晋」級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦は、1976年に就役（現存艦は1980年、1981年に就役）した旧ソ連／ロシアのデルタⅢ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦よりも雑音が大きいたことがわかる。また、2009年の米音響測定艦「インペッカブル」に対する中国の妨害行動も「晋」級弾道ミサイル原子力潜水艦の雑音の大きさを示すものと言えよう。

このように報復力を提供する弾道ミサイル原子力潜水艦の信頼性に不安のある中国が弾道ミサイル原子力潜水艦を敵対する国の脅威にさらすことなく配備できる海域を獲得することは中国の核戦略にとって極めて重要な課題であり、浅海面が広がる渤海、東シナ海と異なり、水深約4,000メートルの海域が広がる南シナ海は魅力的存在である。

(3) オホーツク海と南シナ海



南シナ海（左）とオホーツク海（右）

出典：<http://www.ngdc.noaa.gov/mgg/global/global.html> から作成

上図を見ていただきたい。オホーツク海はカムチャッカ半島、千島列島、北海道、樺太によって囲まれ、南シナ海は台湾、フィリピン、インドネシアの島嶼とマレー半島によって囲まれる。

オホーツク海は、ほぼ中央部に海盆があり、千島列島に北部ではさらに深くなる。海盆の水深は1,000～1,600メートルである。そして、千島列島の島嶼間の海峡と通って太平洋に進出できる。オホーツク海と太平洋を繋ぐアクセス・ポイントとして、国後島と択捉島との間の国後水道、択捉島と得撫島との間にある択捉水道、潮流が早く公海の難所とされる得撫島と新地島との間の北得撫水道などを挙げることができる。例えば、択捉水道は幅約40キロ、水深約1,300メートルと潜水艦が潜航したまま通峡することが可能である。

一方、南シナ海は海南島からマレー半島の東部にかけて大陸棚が広がるが、その沖には前述のように弾道ミサイル原子力潜水艦を展開するのに好ましい水深約4,000メートルの海域が広がる。この深部には「危険海域」とも呼ばれた南沙諸島の水域も含まれるが、護るべき弾道ミサイル原子力潜水艦の防壁を提供するかもしれない。しかも、基地である三亜を出港するとほどなくこの深みを利用できる。これは偵察衛星が発達した今日、捕捉、追尾される時間を短くし、行動を秘匿するのに有利である。

ただ、南シナ海から開豁な外洋にアクセスできる海峡／水道は、潜水艦の視点に立つとルソン海峡の北部にあるバシー海峡のみである。バシー海峡は幅約140キロ、最も深いところでは水深約5,000メートルである。インド洋に展開するためには、マラッカ・シンガポール海峡を通らなければならない、スルー海に出るためのバラバク海峡は水深が100メートル以下であり、しかも珊瑚礁が点在する。ジャワ海と南シナ海を結ぶカリマタ海峡も小さな島が点在し、水深も浅い。いずれの海峡も潜水艦が潜航したまま通峡することは不可能である。

さらに、南シナ海にはオホーツク海と比較すると弾道ミサイル原子力潜水艦の聖域とするのには致命的欠点がある。

南シナ海を弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の聖域とするための蓋がないのである。

冷戦期、米国の攻撃型原子力潜水艦はオホーツク海に進入し、必要な場合には速やかに、旧ソ連／ロシアの弾道ミサイル搭載潜水艦を無力化できるようにマンツーマン・ディフェンスのように追尾していたと言われる。そして、おそらく現在もそうであろう。

旧ソ連／ロシアは、核報復力を米攻撃型原子力潜水艦から護るために前述の択捉水道など、オホー

ツク海へのアクセス・ポイントに通常型潜水艦を配備し、米潜水艦の進入を阻止しようとしてきた。現在も、ロシアが輸出するキロ級潜水艦はこの所要の中から開発されたと言われ、米潜水艦部隊は対通常型潜水艦戦を真剣に研究せざるを得なくなった。

さらに、米海軍が開発した潜水艦戦術を検討すると、旧ソ連／ロシアはアクセス・ポイントに機雷堰を構成していたようである。

これら通常型潜水艦のアクセス・ポイントへの配備、機雷堰の構築は、日本固有の領土である歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島を含め、カムチャッカ半島から千島列島を支配し、オホーツク海へのアクセス・ポイントを扼することができる。すなわち、天然の防壁である島嶼列の支配、アクセス・ポイントへの通常型潜水艦の配備、機雷堰の構築によって聖域を形成してきたのである。

これに対し、南シナ海の潜水艦にとって唯一のアクセス・ポイントとなるバシー海峡は台湾とフィリピン群島の間であり、台湾の実態は中国の支配下にはなく、フィリピン群島は言うまでもなく別の主権国家である。そのバシー海峡に機雷堰を構築するのはほとんど不可能である。また、バシー海峡の前程に通常型潜水艦を配備し、米攻撃型原子力潜水艦を阻止することは海峡の幅をも考えると容易な作戦ではない。

もし中国が核抑止任務のために「晋」級弾道ミサイル搭載潜水艦を配備すれば、米攻撃型原子力潜水艦は容易に南シナ海に進入し、中国潜水艦を捕捉、追尾することができる。従って、中国が信頼性のある核報復力を確保するためには、米攻撃型原子力潜水艦の行動を制約する別の方策を講じる必要がある。

中国の南沙諸島における人工島の建設、飛行場、港湾の整備、あるいは西沙諸島ウディー島への対空ミサイル、対艦ミサイルの配備など、南シナ海における中国の行動は南シナ海の軍事化として多くの研究者が取りあげ、様々な視点から分析が試みられているが、蓋のない聖域は、中国の南シナ海の軍事化を説明する 1 つのヒントを与えてくれる。

米攻撃型原子力潜水艦の南シナ海への進入を阻止できないのであれば、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の残存性を高め、信頼できる核報復力を得るために、中国は、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦に接近させないように、進入した米攻撃型原子力潜水艦を常続的に捕捉、追尾できるよう艦艇、航空機による対潜哨戒を継続し、その行動を制約する必要がある。対潜哨戒を実施する艦艇、航空機は海南島から展開することになるが、西沙諸島は海南島から約 300 キロ、南沙諸島は約 1,500 キロも離れており、作戦効率率は必ずしも良いとは言えない。もし南沙諸島と西沙諸島に艦艇を支援できる港湾があり、哨戒機とその援護に当たる戦闘機が離発着できる滑走路のある飛行場があれば、より濃密な対潜哨戒を展開することができる。さらに、西沙諸島と南沙諸島の飛行場から発進した対潜ヘリコプターも投入できることから、そのメリットは極めて大きい。これこそが、中国、特に人民解放軍海軍が南シナ海の軍事化を重視する理由の 1 つである。

中国が南シナ海を弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の聖域と使用としたとき、今 1 つの問題がある。

中国も南シナ海に展開する潜水艦部隊を含めた海軍力の増強を進めているが、他の南シナ海沿岸諸国も潜水艦部隊を新設、あるいは増強しつつある。

マレーシアは 2009 年、仏西共同開発の「スコルペヌ」級潜水艦 2 隻を導入し、ベトナムは 2009 年、ロシアにキロ級潜水艦 6 隻を発注、2016 年中に全艦が引き渡された。インドネシアは、1981 年にドイツから Type209 潜水艦 2 隻を導入していたが、2011 年に韓国大宇造船所に Type209 33 隻を発注した。シンガポールは、1988 年からシェーオールメン級潜水艦 4 隻をスウェーデンから購入、このうち 2 隻を除籍して 2012 年にヴェステルイェトランド級潜水艦 2 隻をスウェーデンから購入した。

さらに、残ったシェーオルメン級潜水艦2隻の代替として2014年にドイツから2隻の潜水艦の購入を契約した。オーストラリアは、コリンズ級潜水艦の後継をフランスと共同開発ことを決定し、勢力も現有の6隻から12隻に増勢する。フィリピンは将来、3隻の潜水艦の導入を計画している。

このように南シナ海は潜水艦にとって過密な海域になりつつあり、潜水艦の相互干渉が問題となる。

現代の潜水艦のソナー・システムが進化したとはいえ、海中を伝搬する音は海水温度などによって変化する海水密度によって音速が変化し、音速の遅い方に屈折する。このため、海中には音の届かない層が存在する。さらに、潜水艦が把握できるのは縦方向の音速の変化だけであり、横方向については未知数のままである。

現代の科学技術の水準をもってしても海中の潜水艦を確実に探知することは極めて困難であり、海中で潜水艦同士の不測の事故が生起する可能性を排除することはできない。

中国が潜水艦の雑音を大幅に低減し、米国の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦及び攻撃型原子力潜水艦と同程度の静粛性を獲得しない限り、太平洋に進出して核抑止任務に就いても信頼できる核報復力を提供することはできない。次善の策は南シナ海を聖域として確保し、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦を戦略展開することであるが、旧ソ連／ロシアにとってのオホーツク海のように、聖域とするために南シナ海に蓋をすることができないだけでなく、過密な潜水艦の池と化しつつある。したがって、三善の策として米潜水艦や南シナ海を取り巻く他の国の潜水艦の行動を制約する濃密な対潜哨戒態勢を構築する必要があり、南シナ海の軍事化は中国の核戦略から譲ることのできない要求であると言える。

2. インド洋・太平洋地域

7月13日「仲裁裁判裁定後の中国の望ましい行動—米専門家論評」(Brookings, Blog, July 13, 2016)

米 The Brookings Institution 東アジア研究センター長 Richard C. Bush III は、7月13日付の同研究所 Blog に、“The South China Sea ruling and China’s grand strategy” と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の7月12日の裁定については、フィリピンの勝利、中国の重大な敗北と見るのが大方の専門家の見解であり、問題は今後中国がどのように対応するかであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国の対応を考える上で、過去40年の中国の外交、安全保障政策の広範な文脈の中で、最近の出来事を振り返り、分析することは有用であろう。1970年代の終わりから1980年代初めに始まった改革政策の前提は、弱い中国が国力のあらゆる分野を徐々に強化していくためには、国際社会に関与し、それに適応することでその安全保障を確保できるということであった。この戦略の最も明確な特徴は、国際経済への参画であった。また中国の改革派の指導者は、アメリカを含む東アジアの隣国との協調姿勢を示すことの価値を認識していた。その1つが、北京の基本的利益が脅かされない限り、緊張を緩和し、対立を回避することを狙いとした、巧みな外交政策の展開であった。もう1つは、中国の軍事力の近代化を遅らせるとともに、保有する軍事力の使用を抑制することであった。これは理屈に叶っていた。何故なら、中国は、アメリカや日本の軍事力に挑戦する能力に欠けており、経済的成長のため日米両国やその他の国々の支援を必要としていたからである。2000年代の初めに、北京が自国の東方と南方の防衛線を東シナ海と南シナ海にまで拡大することによって初めて安全になると判断した時、このアプローチは変化した。この判断には独自の論理があった。即ち、海洋境界を巡る紛争と海洋におけるエネルギー資源や鉱物資源の存在報告がこの判断を促した。かくして、海洋支配を目指して戦力投射能力を建設し、領有権主張を後押しするためにその能力を活用する計画が始まった。この計画は近隣諸国との摩擦を生み、益々高圧的になる中国外交は中国の評判を貶めた。
- (2) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、中国の国益を促進し、擁護するために国際法を利用するという中国の長期戦略にとって明らかな打撃となった。当然ながら、中国は、仲裁裁判に参加していないにも関わらず、その裁定に拘束されるという大方の見解を拒否している。また、仲裁裁判所は裁定遵守を強要する権限を持たない。従って、北京は、裁定を無視し、侵略的で威嚇的なこれまでの行動パターンを継続するために、軍事力や海洋法令機関を活用するであろう。こうした行動パターンは、抗争と対立の激化という負のスパイラルが米中両国のいずれにも益しないにもかかわらず、米中両国をその本気度を試す方向に追い詰めていくことになる。更に、裁定に反して、中国は、南沙諸島を国際法にいう群島と見なし、海上境界を画定するための1つの単位として、その周辺に直線基線を引き、その上で、南シナ海のほとんどを包摂する群島固有のEEZを宣言し、最終的には他国の航海の自由と資源開発の権利を拒否するようになる可能性もある。ここで特筆しておくべきは、こうした措置のいずれもが、UNCLOSにおいて広く受け入れられている諸原則に合致するものではないということである。(ついには、中国は、東アジア諸国に対して、経済的繁栄を中国に依存し、一方で安全保障をアメリカに依存していることについて、最早大目に見ることはないと言主張する日が来るかもしれない。)

- (3) 他方で、中国は、過去 5 年以上の間に、その外交力、強制力そして法的力をどのように行使してきたかを、真剣に分析することも考えられる。高圧的外交によって東アジアの隣国を遠ざけ、アメリカによる公然たる対応を引き出し、そして南シナ海仲裁裁判で重大な敗北を喫したが、中国はこれまで以上に安全になったのか。この段階における戦術的後退は、傲慢な行動よりも中国の戦略的利益により貢献するかもしれない。1980 年代初めに始まった中国の外交政策の基本原則は「韜光養晦」であった。この言葉は、人がその力を着実に付けるまでは自制するということの意味する。中国の国家安全保障に関わる指導層は、最近の南シナ海政策の展開に当たって、この原則を忘れてしまった。中国は、この言葉を復活させることが望ましいであろう。

記事参照：The South China Sea ruling and China's grand strategy

<http://www.brookings.edu/blogs/order-from-chaos/posts/2016/07/13-south-china-sea-grand-strategy-bush>

7 月 14 日「中国の仲裁裁判裁定の受け入れ拒否、アメリカは如何に対応すべきか—米専門家論評」(The Daily Signal.com, The Heritage Foundation, July 14, 2016)

米 The Heritage Foundation 上級研究員 Steven Groves は、7 月 14 日付の同財団の The Daily Signal に “How the US Must Respond to China's Rejection of South China Sea Court Decision” と題する論説を寄稿し、中国による南シナ海仲裁裁判の裁定受け入れ拒否に対して、アメリカは如何に対応すべきかについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 7 月 12 日の南シナ海仲裁裁判所の裁定は、予想通り、フィリピンの訴因の大部分を支持したものであった。そしてまた予想通り、中国は、この裁定の受け入れを拒否した。こうした状況下で、アメリカによる国連海洋法条約 (UNCLOS) の加盟が南シナ海紛争と裁定の履行に向けて一定の効果を持つ、と主張する人々がいる。その論拠は人によって異なるが、ある論者はアメリカの UNCLOS 加盟が「国際規範を維持することに対するワシントンの誠実さ」を強調するとし、また別の論者は加盟が「アメリカは自国の国益に適う時だけ UNCLOS を遵守するとの見方」を一掃するという。一方で、加盟論者は、アメリカは UNCLOS に加盟しない限り、南シナ海でも、また世界の他の海域でも自国の海洋利益を完全には護ることができない、と主張する。実際、加盟論者は、アメリカの加盟が、南シナ海における中国の侵略的行動を含む多くの海洋紛争に対する決定的要素になるであろう、と考えている。しかしながら、中国は、UNCLOS に常時違反したり、あるいは単に無視したりしており、アメリカの加盟によって動揺することはないであろう。
- (2) また、アメリカの加盟は、南シナ海におけるアメリカの航行の自由を保証することもないであろう。航行の自由は、UNCLOS 加盟国であるかないかに関わらず、①強い海軍力を維持すること、②中国による過剰な海洋権限主張に反対する持続的な海軍作戦を実施すること、③フィリピンを含むアメリカの主要同盟国を支援すること、そして④海洋に関する長年培われてきた慣習国際法の諸原則を遵守すること、によって維持されるのである。
- (3) 公海自由の原則、領海を通過する際の「無害通航」、そして国際海峡と群島水域を通る通過通航権を含む、海洋に関する慣習国際法は、1982 年に UNCLOS が成立するよりずっと以前から存在していた。UNCLOS は、これらの広く受け入れられてきた諸原則を単に成文化しただけである。アメリカは、UNCLOS には加盟していないが、UNCLOS の条項を遵守している。従って、アメリカは、UNCLOS に加盟しても、実体的には何ら変わることはなく、またアメリカの軍事

力を強化することになるわけでもない。アメリカの航行の自由プログラムは、中国の過剰な海洋権限主張に反対する主たる手段であるが、UNCLOS に依拠しているわけではない。更に、UNCLOS へのアメリカの加盟は、中国による仲裁裁判所の裁定受け入れを保証するわけではない。アメリカは、南シナ海におけるその権利と利益を継続して護る一方で、仲裁裁判所の裁定支持を言明すべきである。

(4) このため、アメリカは、

- a. 南シナ海における軍事活動に関するアメリカの政策を強調すべきである。軍事調査活動と情報収集を含む、南シナ海における軍事活動の合法性を巡る問題は、米中間の主要な対立点である。南シナ海における航行の自由に関するアメリカの法的立場を明記した文書は、問題の所在を明らかにする上で役立つであろう。南シナ海における長年に亘るアメリカの優先事項（即ち、国際法の遵守、海洋の自由、安全保障と安定の維持、そして妨害のない通商と経済発展）を繰り返し主張することに加えて、アメリカは、EEZ における軍事調査活動の合法性を実地に示すべきである。
- b. 航行の自由作戦と海軍活動を継続すべきである。アメリカは、中国の EEZ 内での軍事調査活動を規制する政策に対して、中国に繰り返し外交抗議（2001 年、2002 年及び 2007 年）を行ってきた。また、米海軍は、中国の政策に抗議するため、（2007 年度から 2012 年度にかけて）定期的な軍事行動を実施した。こうした抗議行動は、少なくとも同じペースで繰り返すことが肝要である。しかし、（例えば、最近のスービ礁（渚碧礁）や西沙諸島で実施したような）あまりに頻繁な海軍による抗議行動は、アメリカが南シナ海において「平常任務」を越えて問題をエスカレートさせようとしていると受け取られることになる。望むらくは、アメリカは、オーストラリアや日本などの航行の自由作戦に参加する能力を持つ域内の同盟国とともに、こうした作戦を実施すべきである。ベトナムやフィリピンもまた、漁業や商業活動がしばしば中国に妨害されており、こうした共同行動への参加に意欲を示すかもしれない。
- c. 南シナ海沿岸諸国の UNCLOS 遵守を支援すべきである。アメリカは、域内の友好国や同盟国に対して、その国内法と慣行を UNCLOS に適合させるよう説得する必要がある。（中国以外の）幾つかの沿岸諸国は、領海通過や自国の EEZ 内における軍事活動の実施に対する規制を含む、過剰な海洋権限を主張してきた。アメリカは、2 国間交渉を通じて、これら諸国に対して、過剰な海洋権限主張を断念させ、中国に対する法的統一戦線を形成するために、南シナ海沿岸諸国と協働すべきである。

記事参照：How the US Must Respond to China's Rejection of South China Sea Court Decision
<http://dailysignal.com/2016/07/14/how-the-u-s-must-respond-to-chinas-rejection-of-south-china-sea-court-decision/>

7 月 18 日「南シナ海仲裁裁判所裁定、中国の予想される対応—米専門家論評」（The Interpreter, July 18, 2016）

米 CSIS 上級顧問 Bonnie Glaser は、豪 Lowy Institution の Web 誌、The Interpreter に 7 月 18 日付で、“Shaping China's response to the PCA ruling” と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定に対する今後の中国の対応について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、南シナ海を管轄下に置くという中国の野望に痛打を浴びせた。

予想された通り、北京は、この裁定を断固拒否し、公式声明や白書などを通じて、自国の立場を繰り返し表明するとともに、南シナ海における中国の利益に対する如何なる挑発にも断固として対応する、と警告した。習近平国家主席は、裁定に対する怒りを表明するとともに、中国共産党は国家主権と領土保全を防衛し、維持すると中国国民に誓約することによって共産党政権の正当性を強調するために、今後南シナ海問題に対する中国のアプローチを再検討するであろう。その結果は、その高圧的で威嚇的な行動様式を一層強化するか、あるいはその南シナ海戦略をより寛容なアプローチに修正するか、のいずれかであろう。

- (2) 習近平が前者を選び、南シナ海の海空域を管轄下に置くことを目指す中国の努力を加速するならば、域内の緊張は軍事紛争のリスクを伴って激化するであろう。中国は、南沙諸島の人工島の3本の新設滑走路にジェット戦闘機を配備するとともに、人工島の軍事化を加速するであろう。中国は、裁定と国連海洋法条約（UNCLOS）に違反して、南沙諸島を1つの群島と見なし、その周辺に直線基線を引き、群島内に内水、領海、及びEEZと大陸棚を宣言することもあり得る。更に、中国は、「9段線」が包摂する海域の上空に防空識別圏（ADIZ）を設定することも考えられる。そして、最も挑発的な対応として、北京は、ルソン島からわずか123カイリにあるスカボロー礁（黄岩島）を埋め立て、新たな軍事拠点を造成する計画を推し進める可能性もある。加えて、中国は、「歴史的権利」を主張する南シナ海の海域における外国漁船の操業やエネルギー資源の開発を、（海警局巡視船や漁業規制の強制などによって）妨害するという不法行為を継続する可能性もある。
- (3) 他方、習近平が、裁定の一部を受け入れ、近隣諸国との和解を求めていく方向に、中国の政策を修正していくことをあり得る。例えば、中国は、スカボロー礁の領海内における操業を両国漁民に認める協定について、フィリピンと交渉することもあり得る。中国は4年以上に亘ってフィリピン漁民をこの海域から閉め出してきたが、この協定は真にウィン・ウィンの協定となろう。中国は、リード礁（礼楽礁）における石油・天然ガス開発を妨害しないと、マニラに伝えることもできよう。また、北京は、西沙諸島海域における年次禁漁期間の宣言を中止し、ベトナム漁民に対する妨害行為を自制することもあり得る。更に、南沙諸島で中国が造成した人工島における新たな建設活動を、公共財の提供目的に厳しく制限するとともに、新たな浚渫作業を自制することもあり得る。加えて、中国は、「洋上で不慮遭遇した場合の行動基準（CUES）」を域内の沿岸警備隊巡視船にも適用する議定書と、法的拘束力を持つ「行動規範（COC）」との実現に向けて、ASEANと協力することもできよう。
- (4) もし北京がアメリカとその同盟国によって追いつめられたと感じるならば、中国は強固な対応に走るであろう。従って、フィリピンは南シナ海仲裁裁判における勝利に謙虚であるべきだし、また他の国が中国に恥をかかせたり、孤立させたりしないことが重要である。中国の「9段線」が無効であると宣言することによって、習近平に屈辱感を抱かせることは、不必要で（また不正確で）ある。仲裁裁判所の裁定は、「9段線」が、UNCLOSの下で認められる海洋地勢に対する主権とそれらが持つ海洋権限とに対する中国の主張を表示するものとして、存続し得る可能性を残した。
- (5) ワシントンは、南シナ海における「航行の自由（FON）」作戦を継続すべきだが、そのタイミングと行動様式は慎重に考慮しなければならない。また、FON作戦は鳴り物入りではなく、淡々と静かに遂行しなければならない。もしアメリカのFON作戦の詳細がメディアにリークされれば、国防省は、FON作戦が航行と上空飛行の自由を維持するための行動で、中国の主権に疑義

を呈するものではない、と説明しなければならない。もし北京が時間の経過とともに、UNCLOS の下での「公海の自由」に違反する「過剰な海洋権限」を主張しないことを、その言動において示すようになれば、FON 作戦は必要がなくなろう。また、2017 年 1 月に誕生する米新政権は、上院に対する UNCLOS 加盟承認を最優先課題としなければならない。法に基づく秩序をアメリカの南シナ海政策の核心に置くことは正しいが、アメリカが UNCLOS に未加盟では、アメリカの道義的権威を損なうことになる。南シナ海仲裁裁判所の裁定が出されたことによって、南シナ海問題は、挑戦と機会をともに内包した新たな段階に入った。今後、アメリカとその同盟国は、中国の南シナ海政策が隣国との和解と国際法に準拠した方向にシフトできるように、支援していかなければならない。

記事参照：Shaping China's response to the PCA ruling

<http://www.lowyinterpreter.org/post/2016/07/18/Shaping-Chinas-Response-to-the-Tribunal-Ruling.aspx>

7 月 18 日「中国は『行動宣言』の分野別協力を推進すべき—北京大教授」(RSIS Commentaries, July 18, 2016)

北京大学教授 Zha Daojiong は、7 月 18 日付の S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の RSIS Commentaries に、“The South China Sea Ruling: What Now for China?” と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定を奇貨として、中国は「南シナ海における行動宣言」の「分野別協力」の推進に力を入れるべきであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の 7 月 12 日の裁定に驚きはなかった。中国政府は、裁定を拒否した。何人もこの裁定を論評することができるが、この裁定は歴史的なものであり、我々はこの機会を利用すべきである。南シナ海に関して等閑視されているのは、「分野別協力」である。中国は、南シナ海とその上空に関する海洋と海事分野における協力を主導すべきである。
- (2) 2002 年 11 月の中国と ASEAN 諸国との「南シナ海における行動宣言 (DOC)」の第 6 項は、「関係当事国は、以下の分野を含む、協力的活動を推進し、または了解する」と規定している。協力分野として、①海洋環境の保護、②海洋科学調査、③海洋における航行と通信の安全、④捜索・救助活動、⑤違法薬物の売買、海賊行為と武装強盗、及び武器の違法取引などを含む、国境を越えた犯罪との闘いが挙げられている。DOC 第 6 項は、その冒頭で「紛争の包括的かつ永続的解決に先立って」と述べている。2004 年には、DOC 履行に関する ASEAN と中国の合同作業部会 (JWG) が設置された。JWG の任務は、協力推進のための勧告案を作成することであった。DOC 第 6 項は、「2 国間及び多国間協力に関して、その具体的実施に先立ち、関係当事国はその様式、範囲及び場所に関して合意する」と述べている。この文言は、領有権紛争当事国間の協力プロジェクトに伴う国内問題の複雑さに対する認識を反映した、政治的セーフガードと解することができる。国連海洋法条約 (UNCLOS) は、その加盟国に対して、海洋及び海洋関連資源の利用を認めているが、同時にそれらの保護、保全に関して協力することも義務付けている。南シナ海沿岸諸国は全て UNCLOS 加盟国であり、従って、他の加盟国との協力を推進する法的義務がある。南シナ海海域は、主権とその他の管轄権主張を巡る紛争に伴う複雑さに加えて、生息海域の破壊とともに、乱獲や IUU (違法、無報告、無規制) 漁業が頻発している。特に、IUU は、沿岸域の漁民に直接被害を及ぼすため悪質である。理想的には、漁業に関する分野別協力は、IUU の事例を特定する共通の手法を開発することから始めることがで

きよう。各国の海洋法令執行機関は、外交官や法律専門家と共に協働する必要がある。国連食糧農業機関（FAO）やその他の専門機関も関係する。例えば、2016年6月に発効した「IUU漁業の防止、抑止及び排除のための寄港国措置条約」の成立を可能にしたのはFAOであった。

- (3) 今後、北京は、海洋資源の保護、保全とともに、海洋とその上空の利用を安全に推進できる諸計画の実現に重点的に取り組むべきである。そうすることは、必ずしも東南アジア諸国や域外国からの「感謝」の意の表明に繋がるわけではないが、中国を南シナ海の混乱要因として指弾する声を相殺することには資するであろう。

記事参照：The South China Sea Ruling: What Now for China?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/07/CO161811.pdf>

8月1日「中国、海南島に大規模漁港開港」(The NewsLens.com, August 2, 2016)

中国は8月1日、海南島三亜近郊の崖州湾に大規模漁港を正式に開港した。この崖州湾中央漁港は、三亜西方約50キロに位置し、海南島で最大の漁港であり、南沙諸島に最も近く、2015年4月から部分的に開港されていた。同港は、長さ1,063メートルの11本の埠頭を有し、800隻の漁船団の停泊が可能である。海南省当局は、将来的には最大2,000隻が利用可能な規模に拡張されることを望んでいる。5月15日に、三亜港を根拠地にしていた漁船に対して、同港への移転が命じられた。省当局の計画によれば、三亜港を拠点とする468隻の漁船と、それ以外の約1,000隻の漁船、66隻の冷凍船と母船が同港に移転することになっている。同港は西沙諸島から約260キロの位置にあり、三亜市の章華忠遠洋漁業局長は、「南シナ海における中国の漁業権を護る上で極めて重要な存在である」と強調した。

記事参照：China Opens Large Fishing Port to 'Safeguard' South China Sea Claims

<http://international.thenewslens.com/article/45617>

8月2日「中国最高人民法院、中国の管轄海域における司法権行使規則を公布」(Shanghai Daily.com, August 2, 2016)

- (1) 中国最高人民法院は8月2日、領海等に対する中国の管轄権を明確にするための法的解釈に関する規則を公布した。人民法院の声明によれば、この規則は中国が海洋秩序、海洋の安全及び利益を護るとともに、自国の管轄海域に対する統合管理を実施するための明確な法的基盤となるものである。この規則は、中国の管轄海域において中国人民あるいは外国人が違法操業をしたり、絶滅危惧種生物を捕獲したりすれば、刑事責任を追及されるとしている。人民法院のある当局者は、「司法権は、国家主権の重要な構成要素である」、「人民法院は、中国の領海等に対する管轄権を積極的に行使し、合法的な海洋管理任務を遂行する行政諸機関を支援し、関係する中国人と外国人の法的権利を等しく保護し、そして中国の領土主権と海洋利益を保護する」と述べた。
- (2) この規則によれば、中国の管轄海域には、内水と領海に加えて、接続水域、EEZ及び大陸棚が含まれる。この規則はまた、調印された協定に従って中国と他国の共同管理下にある操業海域あるいは公海において操業する、中国人や組織に対しても適用される。この規則は、不法操業に対する罰則についても規定している。それによれば、中国の領海等に不法に侵入し、退去を拒否する者、あるいは過去1年の間に退去させられたり、罰金を科されたりした者が再び不法侵入すれば、「重大な」犯罪行為と見なされ、罰金と1年未満の禁固や拘留などに処せられるとし

ている。

記事参照：China's supreme court clarifies maritime jurisdiction

<http://www.shanghaidaily.com/nation/Chinas-supreme-court-clarifies-maritime-jurisdiction/shdaily.shtml>

8 月 5 日「ASEAN、コンセンサス方式を再検討すべき—シンガポール専門家論評」(RSIS Commentaries, August 5, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 前研究員で南洋理工大教員 Dylan Loh は、8 月 5 日付の RSIS Commentaries に “What Price ASEAN Unity?” と題する論説を寄稿し、南シナ海問題を巡って ASEAN 内に不協和音が目立ってきており、更なる分裂を阻止するために、意志決定におけるコンセンサス方式を再検討すべきであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 7 月 24 日にラオスで開催された ASEAN 外相会議の共同コミュニケでは、カンボジアの強い反対によって、南シナ海仲裁裁判所の裁定への言及がなかった。中国はこれを外交的勝利と捉えた。確かに、カンボジアは伝統的に中国との緊密な関係を維持してきた。中国は 7 月に、カンボジアに対して 36 億元 (約 5 億 5,000 万ドル) の経済援助の供与に同意した。ASEAN の懸念は、中国が一部の加盟国に対する経済援助と交換に、ASEAN の意志決定過程に対して間接的な影響力を行使し得ると見られることである。もう 1 つの懸念は、一部の ASEAN 加盟国が ASEAN 内部からの圧力や批判に比較的無関心であると見られることである。ラオスやカンボジアのように、ASEAN 中心主義を捨てても、また ASEAN 内での自国の評価を落としてでも、中国との協調を重視する加盟国がある。要するに、こうした国が存在するために、ASEAN の団結と中心主義そしてその国際的な評価は危機に瀕しており、しかも ASEAN が回避してきた大国間抗争に飲み込まれる可能性も出てきた。
- (2) カンボジアのような国に対して、ASEAN 内では除名を求める声も台頭してきた。ASEAN 憲章第 20 条は、ASEAN の意志決定におけるコンセンサス方式を確認した上で、「重大な憲章違反や不服従が生じた場合、当該問題は ASEAN 首脳会議の決定に委ねられる」と規定している。この規定によれば、如何なる ASEAN 加盟国の除名も当該国自身の同意を必要とするということになる。他方、ASEAN 自体がカンボジアの「自発的な」脱退を容認するかどうかという問題もある。ASEAN 憲章には「脱退」規定はないが、それでも理論的には、カンボジアは、如何なる ASEAN 会議にも出席しない、あるいはジャカルタの ASEAN 事務局に分担金を支払わないということもできよう。
- (3) ASEAN は、その運用方法について再検討を行う時期にあるといえよう。ASEAN 憲章の「全会一致の意志決定方式」規定は、ASEAN の手を縛るロープになってきているようである。実際問題として、ASEAN の加盟 10 カ国は全て拒否権を持っている。従って、一部の加盟国は、ASEAN 全体の長期的利益に配慮することなく、自国の利益を優先することもできる。ASEAN は、その意志決定方式の漸進的な改正を検討すべきであろう。例えば投票方式を変更 (10 カ国中、9 カ国の同意で十分) することによって、あるいは不同意や棄権を共同声明に記録として残すことで、改正が可能であろう。個々の加盟国を ASEAN の意志に従わせるのは不公平といえるが、他方で 1~2 カ国によって ASEAN 全体の意志が人質に取られるのも同様に不公正といえる。南シナ海問題への対応如何によって ASEAN 全体の価値が決まるわけではないが、この問題が ASEAN に対する主たる評価軸となっていることも事実である。ASEAN は、その評価を

再び取り戻すために、今こそ行動すべき時である。

記事参照：What Price ASEAN Unity?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/08/CO16200.pdf>

8月10日「中国とASEAN、南シナ海問題を巡るコンセンサスマレーシア専門家論評」(East Asia Forum, August 10, 2016)

マレーシアのマラヤ大学中国研究所 (The Institute of China Studies) 副所長 Ngeow Chow Bing は、Web サイト、East Asia Forum に8月5日付で “Is Consensus Emerging on the South China Sea?” と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定は状況を不安定化したのではなく、むしろ中国と ASEAN との間に一定のコンセンサスを形成するのに寄与したとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所が7月に公表した裁定によって、域内が不安定化するのではないかと一部の専門家の懸念とは裏腹に、現在のところ情勢は極めて平穏である。裁定後、我々が目に見ているのは、中国と ASEAN との間に南シナ海問題を巡ってコンセンサスが生まれつつあるとの期待できる兆候かもしれない。この生まれつつあるコンセンサスとはどのようなものか。
 - a. 第1に、挑発的な行動や声明は何の成果も生まなかったということである。中国と ASEAN にとって、最近数年間の南シナ海を巡る緊張の激化は、いずれにも益するところがなかった。中国のナショナリスティックなタカ派は別の見方をするかもしれないが、南シナ海問題が中国のイメージと外交に及ぼしたダメージは深刻で、21世紀の最初の10年間において中国が積み上げてきた友好関係の多くを無駄にした。同様に、ASEAN 加盟国にとっても、中国に対する対決姿勢からは、名実ともに益するところはほとんどなかった。双方とも、挑発的な行動が相手側のより高圧的な姿勢を抑止しないということを認識すべき時である。むしろ、こうした挑発的な行動は、相手側の「タカ派」を勇気づけ、彼らの自身のよりナショナリスティックな言動を誘発するだけである。
 - b. 第2に、より実行可能な選択肢として、2国間交渉が益々有望になるかもしれないということである。2国間交渉によって領有権紛争を解決しようとする中国の立場は、(2国間交渉で) ASEAN の領有権主張国に対して中国が圧倒的な力の立場から臨もうとしているとの疑念を生んだ。しかし、こうした疑念は、近年の歴史に照らして根拠がない。中国は、例えばベトナムとのトンキン湾の海洋境界画定協定など、多くの隣接諸国との国境画定問題を2国間で交渉し、解決してきた。
 - c. そして第3に、「行動宣言 (DOC)」と現在交渉中の「行動規範 (COC)」で言及される、南シナ海問題を管理する多国間アプローチが、依然、南シナ海問題のエスカレートを回避するための最も有望な中期的な措置であるということである。このことは、現在でも中国と ASEAN の間の共通認識である。
- (2) 中国の見解では、2006年に国連海洋法条約に従って領有権主張に関する問題については強制的紛争解決手続きを受け入れないと宣言していることから、仲裁裁判所の裁定の受け入れ拒否は国際法に反するものではなく、また法律遵守国としての中国のイメージも傷つけない。しかしながら、中国が南シナ海問題の多国間管理と DOC に関するレトリックを明確にし、DOC 遵守をコミットすれば、ASEAN にとって南シナ海問題についての中国との交渉に当たって、より効果的なものとなり得るであろう。

記事参照 : Is consensus emerging on the South China Sea?

<http://www.eastasiaforum.org/2016/08/10/is-consensus-emerging-on-the-south-china-sea/>

9 月 1 日「中国による南シナ海の軍事化、その戦略的含意—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, September 1, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 上席研究員 Richard A. Bitzinger は、9 月 1 日付の RSIS Commentaries に、“China’s Militarisation of the South China Sea: Creating a Strategic Strait?” と題する論説を寄稿し、中国は南シナ海の軍事化を目指しているが、このことは南シナ海を中国が支配する海路とし、他国にとっては戦略的チョークポイントとすることを意味するとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海を「議論の余地のない主権」の下に「中国の湖 (a Chinese lake)」にしようとする中国の意図は益々明白になってきている。しかしながら、南シナ海における中国の覇権の確立に向けて、石油、天然ガスの埋蔵や漁業権といった経済分野の比重が次第に小さくなり、それに代わってこの海域の軍事化が重視されるようになってきている。南シナ海は、中国にとって主たる防衛領域の 1 つになってきている。このことは、最近の多くの活動から明白である。特に、“little blue men” といわれる中国の「武装漁民 (“militarised fisherman”）」の活動の増加である。これら「武装漁民」は、米海軍大学の研究者によれば、実際には北京が助成する海上民兵であり、事実上、準軍事組織である。これらの漁船群は、情報を収集し、力を誇示し、そして主権主張を押し進めるために派遣されている。更に、これらの漁船群が他国の艦船と小競り合いを引き起こすのは、中国海軍や準軍事組織、特に中国海警局に (中国人民の保護という) 介入への口実を与えるためであり、そうすることによって、南シナ海における中国の軍事プレゼンスを下支えしているのである。この海上民兵は数十年にわたって存在していたが、米海軍大学の研究者は、海上民兵がより積極的で攻撃的な部隊になってきており、中国の南シナ海における戦略目標を追及する先兵となっていると指摘している。中国の南シナ海戦略は、(中国の領有権主張を)「宣言 (declare)」し、(他国の主張を)「拒否 (deny)」し、(中国の主張を)「防衛 (defend)」する、「3 つの D」と称されるものである。
- (2) 同時に、中国の過去数年間の南沙諸島における攻撃的な人工島造成計画は、明らかに第 2 段階、即ち、南シナ海で中国が占拠する海洋地勢の完全な軍事化段階に入っている。軍事化には、幾つかの人工島における滑走路と航空機格納庫の建設に加えて、レーダー施設の配備、火砲などの兵器の一時的な配備が含まれる。更に、重要なことは、南シナ海で中国が占拠する最大の海洋地勢であるウッドイー島 (永興島) では、ここ数年、大幅な軍事力の強化が見られることである。ウッドイー島の 2,700 メートルの滑走路では、中国のほとんどの戦闘機の運用が可能である (事実、中国空軍の J-11B 戦闘機が最近、同島で確認されている)。同島の港湾も改修され、また 2016 年初めには長射程の対空ミサイルの配備が報じられた。
- (3) 南シナ海の軍事化を示す第 3 の動向は、中国の発展する空母部隊である。現時点では、海軍は 1 隻の空母、「遼寧」を保有しているだけで、「遼寧」は基本的には訓練用空母で、実際の軍事作戦で運用されたことはない。しかし、中国は既に 2 隻目となる空母の国産に着手しており、国産空母は基本的には「遼寧」から得た技術に基づいたものと見られる。従って、戦力としては限定的である。「遼寧」のスキージャンプ方式では、搭載機数が少なく、航空機自体の運用性も

大幅に制限されるからである。しかしながら、最初の国産空母の後継艦はより大型でカタパルト方式を装備し、しかもそのカタパルトも恐らく米海軍の最新空母、USS *Gerald R. Ford* のように電磁カタパルトになるかもしれない。多くの専門家は、中国は最終的には少なくとも3個空母部隊、そして恐らく中国が持続的な作戦行動を望んでいるかどうかにもよるが、最大6個空母部隊を望んでいると見ている。もし中国が複数の空母部隊を保有するようになれば、アジア太平洋地域の力の均衡を大きく変えることになる。このことは、潜水艦、駆逐艦及びフリゲートの支援艦群の中核に空母を置く、兵力投射のための統合戦力としての「空母戦闘群」を軸とした、中国海軍の再編に繋がろう。こうした空母戦闘群は、持続的作戦遂行能力、遠距離作戦能力そして遠征攻撃部隊として、最も効果的な軍事力である。しかも、これらの新たな空母戦闘群の一部は、南シナ海に隣接した海南島に配備されることになる。

- (4) 「武装漁民」の台頭を加えた、諸戦力の統合化とともに、南シナ海の軍事化の促進は、この海域に新たな戦略的側面をもたらしている。特に米海軍大学の研究者は、南シナ海は中国のシーパワーによってだけでなく、ランドパワーによっても次第に支配されるようになってきている、と見ている。彼ら指摘するところによれば、南シナ海の両端、即ち西端の海南島とウッディー島に、そして東端の新たに造成された人工島に、半ば恒久的に中国の地上配備の軍事力が展開されたことは、中国が基本的には南シナ海を海峡に変質させようとしていることを意味する。言い換えれば、北京は、南シナ海を、国際的な海上交通路から中国が支配する海路に、そして他の諸国にとっては戦略的なチョークポイントに変えようとしているのである。この南シナ海の「大陸的軍事化 (“continental militarisation”）」は、東南アジアの海洋域の「開かれた秩序 (the “open order”）」を損ねるだけでなく、南シナ海が紛争の発火点となる可能性を大幅に高めることになる。中国は南シナ海を軍事化しつつあるだけでなく、そうすることで南シナ海は北京にとって失うにはあまりに重要すぎる領域となりつつある。

記事参照：China's Militarisation of the South China Sea: Creating a Strategic Strait?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/09/CO16221.pdf>

9月13日「インド太平洋地域における豪米印パートナーシップ構築における豪の役割—豪専門家論評」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, September 13, 2016)

オーストラリア国立大学の The National Security College 上席研究員 David Brewster は、ハワイの Pacific Forum の Web 誌、PacNet に 9 月 13 日付で、“The challenges of building an Australia-India-US partnership in the Indo-Pacific”と題する論説を寄稿し、今こそオーストラリアはインド洋の安全保障のためインド及びアメリカとの3カ国安全保障協力を推進すべきであると見て、要旨以下のように述べている。

- (1) アジアの2つの大国、中国とインドの台頭は、第2次大戦後の地域秩序に関するオーストラリアの見方に再考を迫るものである。近年、オーストラリアでは、台頭する中国に如何に対処すべきかについては多くの議論がなされてきたが、インドの台頭についてはあまり議論がなかった。今や、インドは、豪米両国にとってかつてない程重要な地域パートナーとなりつつあるが、今のところ、米印関係と豪印関係は別々の2国間関係に留まっている。次のステップとして、これらの関係を、インド洋の安全保障を主眼とした、豪米印3カ国安全保障パートナーシップとして捉える必要がある。筆者 (David Brewster) は最近発表した報告書*で、オーストラリアとアメリカがインドとの戦略的関係を構築するに当たっての挑戦と選択、そしてこの3国関係

を如何にして ANZUS 同盟と連携させるかについて論じた。

- (2) アメリカは今世紀に入って、主として中国との地域バランスの構築を視野に、インドに積極的に関与してきた。しかし、これは容易なことではなかった。安全保障関係を構築する上で最大の障害の 1 つは、インドの「戦略的自立 (‘strategic autonomy’)」、即ち、他国に依存すべきでないとする理念に対するインドの固執であった。特にインド洋地域を主眼とする 3 カ国安全保障パートナーシップを構築する上でのもう 1 つの障害は、インド洋をインドの海と見なすインドの認識と地域のリーダーとしての野心である。多くの人は、インドがインド洋において自らのモンロー・ドクトリンを確立しようとしていると見なしてきた。第 3 の障害は、3 国の対中関係を如何に調整するか、安全保障ジレンマを引き起こすことなく、如何にして中国の高圧的姿勢に対応していくかということである。
- (3) 地域的バランスとしてのインドの役割は、オーストラリアにとって非常に重要である。オーストラリアは、長年に亘ってアメリカ主導のアジア秩序の恩恵に浴してきたが、それが何時までも続くという保証はない。長期的に見てアジアがより多極化する可能性が高く、従ってオーストラリアにとってインドとの強力な関係が必要である。両国は、インド洋の不安定化に対する懸念を共有している。インドが公式な同盟国になる可能性はないが、長期的には、オーストラリアにとって、日本のように、最も重要なインド太平洋安全保障パートナーとなるかもしれない。インド洋に主眼を置いたインド及びアメリカとの 3 カ国防衛安全保障パートナーシップ構築を目指すために、例えば、オーストラリアは、インド洋におけるアメリカのプレゼンスを補完するためにインドの地域的役割を慫慂しなければならない。オーストラリアは、アメリカ、インド、日本と共に Malabar 海軍演習に参加すべきであり、また、オーストラリア、インドそしてアメリカとの定期的な 3 カ国対話を進めるべきである。

記事参照 : The challenges of building an Australia-India-US partnership in the Indo-Pacific

https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/publication/160913_PacNet_1670.pdf

備考* : Australia, India and the United States: The Challenge of Forging New Alignments in the Indo-Pacific

http://ussc.edu.au/ussc/assets/media/docs/publications/1608_Australia_India_US_Alignments_Indo-Pacific.pdf

The United States Studies Centre at the University of Sydney, August 25, 2016

David Brewster, a senior research fellow at the National Security College at the Australian National University

9 月 14 日「南シナ海への中国国有観光産業の参入、北京の南シナ海政策を複雑化—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, September 14, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 上席アナリスト Xue Gong は、9 月 14 日付の RSIS Commentaries に、“Chinese Corporate Players in the South China Sea: Complicating the Disputes?”と題する論説を寄稿し、南シナ海における中国の国有観光産業の活動が北京の南シナ海政策を複雑にしているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判とその裁定に対する中国の対応は 4 つの「ノー」、即ち、参加せず (No Participation)、受け入れず (No Acceptance)、認めず (No Recognition)、そして履行せず (No Execution) だが、多くのアナリストは、中国の反応を、この地域に対する北京の戦略と安全保

障政策の観点から分析している。これら全ての分析が見逃している論点は、南シナ海における中国の国有企業（SOE）の活動である。特に観光産業の活動は、南シナ海紛争における中国の立場を複雑なものにしている。中国の防衛産業が南シナ海紛争から相当な利益を得ていることは、容易に理解できる。実際、防衛関連企業の株価は大幅に上昇している。南シナ海紛争から利益を得ているもう1つのSOEが観光産業である。

- (2) 地域紛争や不安定な環境下で観光産業が成長することはあり得ないと思われるかもしれないが、南シナ海向けのツアーを提供する中国企業には当てはまらない。仲裁裁判所の裁定が出た翌日の7月13日、SOEのChina Southern AirlinesとHainan Airlinesの2機のチャーター機は、海南省海口を出発して、それぞれミスチーフ環礁（美濟礁）とスビー礁（渚碧礁）に着陸した。中国の専門家は、政府が新たに造成した人工島を観光資源として活用する将来計画を策定する可能性を示唆している。中国の旅行会社は、既に西沙諸島で活動している。Hainan Strait Shipping Co. Ltd.は2012年に、Coconut Fragrance Princess Cruiseを立ち上げ、西沙諸島へのツアーを始めた。当初、Princess Cruiseは損失を出し、政府によって助成金を支給されたが、2014年9月から海南省三亜が出発港となったことで、業績が上向きとなった。こうしたツアーは、不可避免的にナショナリズムを煽るもので、訪問する島嶼では国旗の掲揚と宣誓儀礼が行われる。こうしたツアーを促進することで、南シナ海における中国の主権と権利が強化されると考えられている。これまで1万人以上の中国人の観光客が西沙諸島を訪問しており、彼らは愛国者と宣伝されている。特に仲裁裁判所の裁定後、こうしたツアーは一般的な中国市民に支持され、歓迎されており、中国の企業は、南シナ海における観光資源に対する更なる関心を高めつつある。中国の大手海運会社、COSCO Shippingは2016年4月、他のSOE2社、China Travel Service Group (CTSG)とChina Communications and Constructions Corp (CCCC)と協働で、クルーズ会社を設立した。COSCOは、中国の海洋シルクロードを巡る文化ツアーの一環として、西沙諸島から台湾や近隣諸国の島々に運航路線を拡大する機会を求めている。COSCOのCEOは、「一帯一路」構想のルートに沿って事業を展開することは中国のSOEの責任の1つであると強調している。
- (3) 中国のSOEは、国家の社会政治目的を達成する義務も課されている。このことは、南シナ海での活動に関わっているSOEにおいて明確である。南シナ海における観光産業を中国の戦略の1つとすることで、係争海域における海洋領土の民活の促進はSOEに委ねられている。中国の指導部は南シナ海における中国のSOEの存在が中国の主権と海洋権限の主張を強化する上で有益と考えており、従って、仲裁裁判所の裁定後も、中国は、SOEによる南シナ海への投資を引き続き懲滞すると見られる。その反面、南シナ海に対するSOEの関心の増大は、中国にとって、南シナ海における緊張緩和への取り組みを一層難しくする。更に、南シナ海紛争は、域内の一部の国との関係や北京の地域的な戦略的影響に悪影響に及ぼしていることに加えて、東南アジアの多くの国の参加と協力を必要とする「21世紀海洋シルクロード」構想など、北京の野心的な地域の経済統合計画に暗い影を投げ掛けている。

記事参照：Chinese Corporate Players in the South China Sea: Complicating the Disputes?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/09/CO16228.pdf>

9 月 15 日「中国・パキスタン経済回廊の狙い—インド人専門家論評」(Center for International Maritime Security (CIMSEC), September 15, 2016)

インドのシンクタンク、The Observer Research Foundation 研究員補、Vidya Sagar Reddy は、9 月 15 日付の CIMSEC の Web サイトに、“Reinforcing China’s Malacca Dilemma” と題する論説を寄稿し、中国は「マラッカ・ジレンマ」の克服を望んでいるが、ミャンマーとパキスタンの情勢によってその試みは流動的になっているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、内陸部とインド洋に面した港湾との接続を可能にする、パキスタンのグワダル港の完成と、中国・パキスタン経済回廊 (CPEC) の構築を促進している。グワダル港と CPEC によって、中国は、「マラッカ・ジレンマ (“Malacca Dilemma”）」と呼ばれる、有事に封鎖される可能性があるマラッカ海峡を迂回することが可能になるであろう。近年益々強引になってきた中国の近隣諸国に対する姿勢は、潜在的な地域覇権国の台頭を示唆している。域内の関係諸国は、有事におけるマラッカ海峡の封鎖を仄めかすことで、域内における中国の軍事的冒険主義を抑止しようとしている。中国の経済成長は、海洋に大きく依存している。中国への海上ルートは、インド洋と太平洋を結ぶマラッカ海峡を経由する必要がある。従って、マラッカ海峡の封鎖は、中国にとってエネルギー輸入と通商貿易の危機となる。インドは、マラッカ海峡に隣接するアンダマン海に確かな海軍力のプレゼンスを確立するとともに、アメリカや他国と連携している。こうした海軍力のプレゼンスは、強力な封鎖戦力となり得る。
- (2) 一方、中国はこれまで、自国船舶のためにマラッカ海峡の通航を求めて戦う能力と意志を示してこなかった。当時の胡錦濤国家主席は、この状況を「マラッカ・ジレンマ」と呼んだ。後継者の習近平主席は、「一带一路」構想に投資することによって、このジレンマを克服することを決意した。中国はミャンマー、パキスタン、スリランカ及びモルジブなどのインド洋地域の国に港湾を建設するとともに、中国海軍は遠洋海軍に変貌し、インド洋に定期的に展開するようになってきた。中国海軍の水上戦闘艦や潜水艦は、スリランカ、パキスタン及びその他のインド洋地域の国に寄港し、インド洋におけるエネルギー輸入と通商貿易を護る意志を誇示してきた。ミャンマーとパキスタンの港湾は、陸路で中国に接続しているという利点を持っており、この海洋と陸の接続によって、中国は通商ルートへの海洋の脅威を最小限に抑えることができよう。しかしながら、ミャンマーにおける民主化によって、中国は依存国家としてのミャンマーを失い、中国のプロジェクトは困難に逢着している。
- (3) 中国の切り札は、依然としてパキスタンである。中国は、パキスタンに対する投資や武器売却の見返りに、グワダル港を通じて、ペルシャ湾に繋がるアラビア海へのアクセスが可能になる。460 億ドルを投資する CPEC は、パキスタンが占領しているカシミールとカラコルム山脈を経由してグワダル港から中国内陸部に至る陸上ルートを建設することを構想している。しかしながら、パキスタンにも問題がないわけではない。グワダル港が位置するバルチスタン州は、パキスタン領土の大部分を構成し、天然資源が非常に豊富だが、パキスタン政府はその開発を長い間放置してきた。一方で、インドは、グワダル港と CPEC プロジェクトが持つ基本的な戦略的意図を懸念している。中国は明らかに、CPEC プロジェクトが危機に陥る可能性を懸念している。そうなれば、中国は、引き続きマラッカ海峡に依存せざるを得なくなろう。

記事参照 : Reinforcing China’s Malacca Dilemma

<http://cimsec.org/reinforcing-chinas-malacca-dilemma/28117>

Map : China’s sea lines of communication through the Malacca Strait as well as the land route of the proposed China-Pakistan Economic Corridor.

<https://walizahid.com/wp-content/uploads/2016/02/China-Pakistan-Economic-Corridor-CPEC.jpg>

Graphic : The various forms of investment, their estimated costs, and proposed infrastructure linkages.

<https://walizahid.com/wp-content/uploads/2015/02/Silk-Roads-China.jpg>

3. 特集：南シナ海仲裁裁判所裁定に対する主な論評

オランダのハーグに設置された南シナ海仲裁裁判所は 7 月 12 日、中国の南シナ海における行動に対して初めての国際司法判断を下した。この仲裁裁判は、フィリピンが 2013 年 1 月に国連海洋法条約（UNCLOS）に基づいて提訴していたもので、中国は一貫して参加を拒否してきたが、南シナ海仲裁裁判所は 2015 年 10 月 29 日、「仲裁裁判手続きへの中国の不参加は仲裁裁判所の管轄権を奪うものではない」とし、仲裁手続きを進めていた。提訴から 3 年半後の 7 月 12 日、南シナ海仲裁裁判所は、15 項目に及ぶフィリピンの提訴項目全てに対して裁定を下した。この裁定は、1 つの提訴項目を除いて他の全ての提訴項目でフィリピンの主張を認めた、中国の完敗ともいえるものであった。南シナ海仲裁裁判所の裁定は最終的なもので、UNCLOS 加盟国としての中国に対しても法的拘束力を持つが、フィリピンと中国の南シナ海における領有権紛争の直接的な解決をもたらすものではないし、中国に対して裁定の遵守を強要するメカニズムもない。中国は、裁定の受け入れを拒否している。季報 14 号では、「南シナ海仲裁裁判所の裁定：その注目点と今後の課題」と題する解説を掲載した。本号では、仲裁裁判の裁定に対する海外の主な専門家の論評を特集するとともに、関係各国政府の反応を取り纏めた。

参考：南シナ海仲裁裁判所裁定の概要

南シナ海仲裁裁判所の裁定文書から、フィリピンの 15 項目の提訴項目を 4 つに類別して、それぞれの項目に対する仲裁裁判所の裁定を表に纏めたものである（番号は提訴項目番号、UNCLOS は国連海洋法条約、EEZ は排他的経済水域を指す）。

1 中国の「九段線」で囲った海域に対する「歴史的権利」		
提訴項目番号と内容	管轄権の有無	裁定内容
① 中国の南シナ海における海洋権限は UNCLOS の規定の限度を超えてはならない	有り	● UNCLOS の規定の限度を超えてはならない

②「九段線」内の海域に対する主権的権利と管轄権、及び「歴史的権利」は UNCLOS 違反で、UNCLOS で認められる海洋権限の地理的範囲を超える部分は法的効力なし	有り	●「九段線」内の海域に対する「歴史的権利」、主権的権利または管轄権の主張は UNCLOS に反するものであり、限度を超えた如何なる「歴史的権利」、主権的権利または管轄権の主張も認められない
2 南シナ海の海洋自然地勢の法的地位		
提訴項目番号と内容	管轄権の有無	裁定内容
③スカボロー礁は EEZ や大陸棚を生成しない	有り	●スカボロー礁は「岩」、12 カイリ領海のみ
④ミスチーフ礁、セカンドトーマス礁、スービ礁は領海、EEZ または大陸棚を生成しない「低潮高地」、占有対象ではない	有り	●いずれも「低潮高地」、海洋権限なし
⑥ガベン礁、マッケナン礁（ヒューズ礁を含む）は「低潮高地」で何の海洋権限を有しないが、領海幅測定の基線となり得る	有り	●いずれも「低潮高地」ではなく、満潮時にも海面上にある「高潮高地」で、「岩」として領海のみ有する（フィリピン敗訴）
⑦ジョンソン礁、クアルテロン礁、ファイアリークロス礁は EEZ または大陸棚を生成しない	有り	●いずれも「岩」で、領海のみ有する（南沙諸島には UNCLOS 第 121 条 3 項に該当する、領海、EEZ または大陸棚を有し、人間の居住または独自の経済的生活維持できる、自然に形成された「島」は存在しない）
3 中国の海洋環境を破壊する建設活動と漁業活動によるフィリピンの主権的権利と航行の自由の妨害		
提訴項目番号と内容	管轄権の有無	裁定とフィリピンの勝敗
⑤ミスチーフ礁、セカンドトーマス礁はフィリピンの EEZ と大陸棚の一部である	有り	●いずれもフィリピンの EEZ と大陸棚の一部である
⑧中国はフィリピンの EEZ 内の資源に対するフィリピンの主権的権利とその行使を妨害した	有り	●中国はフィリピン EEZ 内の漁業と鉱物資源開発に対するフィリピンの主権的権利を妨害した
⑨中国は自国民によるフィリピンの EEZ 内の生物資源の捕獲を阻止しないのは違法である	有り	●中国はフィリピンの EEZ 内での自国漁民の操業を阻止しなかった

⑩中国はスカボロー礁周辺でのフィリピン漁民の伝統的漁業活動を不法に阻止した	有り	●中国はスカボロー礁周辺でのフィリピンの伝統的漁業権に違反した
⑪中国はスカボロー礁とセカンドトーマス礁で UNCLOS の海洋環境の保全義務に違反した	有り	●中国はスカボロー礁とセカンドトーマス礁で海洋環境を破壊する漁業や珊瑚の採取を行い、海洋環境保全義務に違反した
⑫ミスチーフ礁に対する中国の占拠と建設活動は人工島と海洋環境保全に関する UNCLOS 義務違反で、占有は違法行為である	有り	●ミスチーフ礁における中国の活動は海洋環境保全義務に違反 ●同礁はフィリピンの EEZ 内にあり、人工島の建設はフィリピンの主権的権利の侵害 ●同礁は「低潮高地」、故に占有の対象ではない
⑬中国によるスカボロー礁周辺海域における中国政府公船の危険な運用は UNCLOS に規定する義務に違反する	有り	●中国は海洋の安全に関する UNCLOS やその他の義務に違反している

4 中国の最近の活動は仲裁裁判中の自制を求める UNCLOS の義務違反

提訴項目番号と内容	管轄権の有無	裁定とフィリピンの勝敗
⑭中国は、セカンドトーマス礁周辺海域でのフィリピンの航行権を妨害し、同礁のフィリピン人要員に対する補給を妨害し、要員の健康を危険に晒すことで、紛争を悪化させ、拡大させた	一部有り	●セカンドトーマス礁周辺海域での UNCLOS 第 298 条 1 (b) の軍事活動に該当する行動については管轄権がないが、フィリピンの EEZ 内における埋め立てや人工島の造成によって、紛争を悪化させ、拡大させた

提訴項目の 15 番目は、「⑮今後、中国は、UNCLOS の下でのフィリピンの諸権利と自由を尊重するとともに、UNCLOS における義務を遵守すべきである」というもので、仲裁裁判所は、この項目について、特に言及の必要を認めていない。

Source: Tribunal's Award, pp.471-477 より編集者（上野）作成

7月13日「南シナ海仲裁裁判所裁定、その法的意義—豪専門家論評」(The Conversation.com, July 13, 2016)

豪ウーロンゴン大学教授 Clive Schofield は、7月13日付の Web 誌、The Conversation に“Explainer: what are the legal implications of the South China Sea ruling?”と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定は海洋法の発展にとって大いに意義があるとして、その法的意義について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、南シナ海問題の核心、即ち、海洋自然地勢の領有権問題を解決するものではないが、幾つかの法的意義が認められる。
 - a. 裁定は、国連海洋法条約 (UNCLOS) における「やり残した」重要課題、特に海洋自然地勢の法的地位とそれに由来する海洋権限を明確にするとともに、海洋空間に対する歴史的と称する一方的な権利主張に反論することによって、海洋法の発展と国際法全般にとって大いに意義あるものである。UNCLOS は優れた条約である。ほとんど全ての国が加盟している。アメリカの未加盟が目立つが、アメリカの海洋権限主張とその海洋政策は、UNCLOS に準拠したものである。
 - b. UNCLOS の主要な成果は、海洋権限主張に関する全般的な枠組みに合意したことである。これには、12 カイリまでの領海、そして 200 カイリまでの EEZ が含まれる。これらの沿岸域からの海洋権限の延伸は、例えば航行の自由を保証することによって当該沿岸国の海洋権限海域内における他国の権利を容認することで、バランスがとられている。この規則に対する例外主張は、このバランスを脅かす。UNCLOS 加盟国の一部は、しばしば漠然とした歴史的理を根拠に、UNCLOS の枠組みを超えるより広範な一方的権限主張を依然として試みている。裁定は、こうした抜け穴を封じ、一部の国による例外主義に対抗するものである。
- (2) 裁定は、フィリピンにとって全面的な勝利であることは間違いない。しかしながら、裁定は法的強制力を持たない。しかも、中国は、最初から仲裁裁判所の管轄権を認めていない。裁定に対する中国の反応は、素早く妥協のないものだった。外交部声明は、裁定は「法的拘束力がなく無効である」と断言した。それに関わらず、仲裁裁判所は、本件訴訟を審理する管轄権を有するかどうかを検討した。仲裁裁判所は、UNCLOS に関連する訴因については管轄権を有すると判定した。本件仲裁裁判に関する限り、裁定は、UNCLOS 加盟国としての中国に対して法的拘束力を有する。中国は、少なくとも短期的には、裁定を無視するであろう。裁定に対する中国の活発な反対は、例えば、中国による新たな海洋自然地勢での人工島の造成や、「9 段線」内での海洋法令執行活動の強化など、新たな事態へのエスカレーションに繋がる可能性もある。しかしながら、この裁定が持つ長期的な価値は、大きいといえよう。裁定は、南シナ海における中国の主張の重要な側面を根本的に否定した。このことは将来的には、中国とその近隣諸国との交渉を促す要因とになろう。
- (3) 裁定は、南シナ海を遥かに超えて、国際海洋地図を変える可能性を持つ。裁定は、歴史的権利主張は容易には認められないことを示している。このことは、例えば、カナダの北極圏群島水域に対する歴史的権利主張など、特定国の一方的主張を弱めることになろう。裁定は、基本的には中国とフィリピンに対してのみ拘束力を持つが、国際司法機関による権威ある全会一致の裁定として、重要な法的意義を持つ。どの海洋自然地勢がどのような海洋権限を有するかについて不明確であることから、多くの国々が、小さな島嶼由来でも拡張的な海洋権

限を主張してきた。今や、こうした権限主張は、その根拠が危うくなった。例えば、裁定によって言及された南シナ海の海洋自然地勢に極めて類似した、太平洋の遠隔の幾つかの米領島嶼由来の200カイリEEZ主張は認められない可能性がある。アメリカは、裁定を歓迎しているが、アメリカとその他の国がこの裁定に照らしてこれまでの主張を見直すかどうか、注目される場所である。

記事参照：Explainer: what are the legal implications of the South China Sea ruling?

<https://theconversation.com/explainer-what-are-the-legal-implications-of-the-south-china-sea-ruling-62421>

7月13日「南シナ海仲裁裁判所の裁定、米中に求められる行動—米専門家論評」(Brookings Blog, July 13, 2016)

米 The Brookings Institution 上級研究員 Jeffrey Bader は、7月13日付の同研究所 Blog に、"What the United States and China should do in the Wake of the South China Sea Ruling"と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定を受けて、特にアメリカと中国が今後とるべき行動について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、フィリピンのみならず、アメリカにとっても重要であった。裁定の中で特にアメリカにとって重要な項目は、南沙諸島には（沿岸国が漁業や鉱物資源開発に排他的権利を行使できる）200カイリのEEZを有する如何なる海洋自然地勢も存在しないという判定であった。この判定は、米海軍艦艇の航行の自由を規制しようとする法的根拠を否定するものである。しかしながら、この裁定には拘束力がなく、中国自身がこの裁定を受け入れるつもりがないと声明しており、従って裁定が履行されることはないであろう。増強される中国の海軍力に対して、他の領有権主張国は単独でも、また集団でも太刀打ちできない。アメリカのみが中国に自制を強要できるが、アメリカの安全保障にとって重要だが死活的ではない南シナ海における米中間の不断の抗争は望ましいことではないであろう。
- (2) では、アメリカはどうすべきか。仲裁裁判所の裁定は米比両国にとって好ましいものだが、米比両国とも中国の警戒心を煽るような言動を自制しており、こうした姿勢が中国に建設的な対応を促す上で重要である。
 - a. まずワシントンは、中比対話を通じて、両国間で一定の妥協を見出すことを望んでいることを北京に明確に示すべきである。こうした妥協には、例えば、スカボロー礁（黄岩島）周辺における漁業権を中比両国が共有すること、（裁定によってフィリピンのEEZ内に位置することが認定された）セカンドトーマス礁（仁愛礁）からのフィリピン軍駐留部隊の撤退、そして中国によるフィリピンに対する経済援助やインフラ支援などが想定される。北京は、ワシントンがフィリピンに仲裁裁判所への提訴を唆したと誤解している。中比対話に対するワシントンの支持は、アメリカこそ南シナ海問題の諸悪の根源と見る北京の考えを正すことになろう。
 - b. 米海軍は、南沙諸島の中国占拠海洋自然地勢の周辺海域で何度か航行の自由作戦を実施してきた。航行の自由作戦は必要かつ正当な行動であるが、仲裁裁判所の裁定が南沙諸島の如何なる海洋自然地勢も12カイリの領海以上の海洋権限を保有しないとしたことから、こうした中国の面前でのこれ見よがしの行為は必要がなくなった。アメリカは、こうした北京から見れば挑発的に見える行為を自制すべきである。同時に、ワシントンは、仲裁裁判所の裁定が

南シナ海におけるアメリカの国益や軍事プレゼンスを否定するものでないことを明確にしておくべきである。

- c. 仲裁裁判所が、南シナ海あるいは世界の他の海域における海洋自然地勢が「岩」ではなく「島」と見なされるべき基準を高く設定したことは、注目される。アメリカは太平洋において、この基準に照らせば、200 カイリ EEZ を有する「島」と見なしていたものが裁定に言う「岩」に該当することになる幾つかの海洋自然地勢を領有している。もしアメリカがこれら海洋自然地勢の法的地位をこの基準に照らして再定義すれば、南シナ海の領有権紛争の当事国に対して規範的な見本を見せることができるであろう。
 - d. オバマ政権とクリントン陣営は、議会上院に対して国連海洋法条約（UNCLOS）への加盟承認を求める意向を明確にすべきである。アメリカの南シナ海政策は UNCLOS に準拠してきた。米国内では政府関係者、軍及び有識者が UNCLOS 加盟を強く支持しており、アメリカが今後も UNCLOS に準拠した政策を他国に訴えていくためには、加盟は喫緊の課題といえるであろう。
- (3) 翻って、中国はどのような政策を展開していくべきか。
- a. 中国は、フィリピンやその他の領有権主張国の占拠海洋自然地勢や施設に対して、軍事的あるいは準軍事的行動を行わないことを明確にすべきである。中国がスカボロー礁の要塞化計画に着手すれば、域内諸国とアメリカの危機意識を高めるであろう。中国は、フィリピンに対する公式あるいは非公式の経済制裁を撤去すべきである。
 - b. 中国は、裁定で他国の EEZ 内に所在する「低潮高地」とされた海洋自然地勢における埋め立て活動を自制すべきである。
 - c. 「9 段線」主張は、不確定で過剰な海洋権限主張の象徴として、中国の重荷となった。仲裁裁判所の裁定は、中国に対して「9 段線」を根拠に南沙諸島で操業する歴史的権利を主張することはできないと断定した。中国が UNCLOS に基づいて「9 段線」の正当性を説明できないのであれば、少なくとも中国は「9 段線」を論拠に如何なる海洋権限も主張することを止めるべきである。更に、裁定は、南沙諸島を岩礁が散在する海域ではなく 1 つの「集団」と見なし海洋権限を主張できるとする、最近の中国の考えも明確に否定した。中国は、こうした考えを取り下げ、南沙諸島周辺に UNCLOS に違反する「直線基線（“straight baselines”）」を引いたり、防空識別圏を設定したりする意図を放棄すべきである。
 - d. 中国は、他の当事国とともに、南シナ海における「行動規範（COC）」に関する交渉を加速すべきである。COC には、裁定に示された主要な原則が反映されるべきであり、そうすることによって、中国は国際法を護る姿勢を国際社会に示すことができる。同時に、裁定によって違法とされた海洋境界に関わりなく、全ての領有権主張国の漁民が操業できる漁業体制の構築も急務である。
- (4) アメリカと中国は、南シナ海の「軍事化」が何を指すのかについて、特にどのような戦力投射戦力や兵器がエスカレーションのリスクを高めるのかといったことについて真剣に対話し、そうした戦力や兵器の開発の抑制について合意を目指すべきである。しかしながら、アメリカの関心が南沙諸島の人工島にどのような兵器が配備されるかにある一方で、中国の関心が南沙諸島における米海軍力の展開にあることから、米中が合意に至る可能性は極めて低いが、対話の継続は一定の抑制の必要性についての合意を生むこともあろう。仲裁裁判所の裁定は、全ての関係国に対して、裁定によって生み出された新しい環境に照らして、それぞれの戦略を再考さ

せる機会となる。そして裁定は、南シナ海問題を巡る主要な論点について、国際法に基づいてより真剣な国家間協議の必要性和機会を提供している。しかしながら、同時に、中国の対応が超国家主義的な感情に突き動かされれば、域内の緊張を高めるリスクも内包している。従って、この裁定が、全ての当事者に対して賢明で、かつ平和的な行動を促すわけではないことを念頭に置いておく必要がある。

記事参照：What the United States and China should do in the wake of the South China Sea ruling

<http://www.brookings.edu/blogs/order-from-chaos/posts/2016/07/13-us-policy-south-china-sea-ruling-bader>

7月13日「南シナ海仲裁裁判所裁定、その戦略的意義—米専門家論評」(The National Interest, July 13, 2016)

米マサチューセッツ工科大学准教授 Taylor Fravel は、米誌 The National Interest (電子版) に7月13日付で、“The Strategic Implications of the South China Sea Tribunal's Award”と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定が有する戦略的意義について、要旨以下のように述べた。

- (1) 第1に、南シナ海仲裁裁判所の裁定は、南シナ海沿岸国が主張できる海洋権原の範囲を大きく制約した。
 - a. まず、中国の地図に示された「9段線」内の海洋資源に対して中国が歴史的権利を主張することは、国際海洋法条約 (UNCLOS) の下では違法である、と結論づけたことである。
 - b. 次に、UNCLOS 第121条の「島の制度」の解釈である。特に、裁定は、「岩」ではなく「島」と判断するための4つの基準を提示し、南沙諸島には、中国や他の当事国が200カイリのEEZを主張できる、これらの基準を満たす「島」の資格を持つ自然に形成された海洋自然地勢が存在しないと結論付けた。
 - c. その結果、これら2つの判断は、中国が南シナ海で主張できる管轄海域を制限することになった。実際、この裁定によって、中国が主張できるのは、南沙諸島において「岩」あるいは「高潮高地」と見なされる自然に形成された地勢周辺に12カイリの領海だけとなった。この裁定に従えば、歴史的権利やEEZを主張することはUNCLOSに違反する違法行為となる。仲裁裁判所は、南沙諸島の海洋自然地勢が持つ経済的価値を制限することによって、遠隔の海洋に散在する地勢に対して主権を主張することの価値を減殺した。これら地勢が当該国に海域と海底資源に対する排他的管轄権を付与する200カイリEEZを有しなければ、当該地勢を巡って主権を争う価値も低減するからである。
- (2) 第2に、南沙諸島の海洋自然地勢の法的地位に関する仲裁裁判所の判断は、意図したかどうかに関わらず、UNCLOSの全加盟国にとって広範な含意を有するものとなった。200カイリのEEZを有する「島」についての解釈を明確にすることで、仲裁裁判所は、EEZを合法的に主張できる自然に形成された海洋自然地勢についての国際的な判例を提示した。中国だけでなく、多くの国は、この判例に照らせば、明らかに「岩」であって、「島」ではない海洋自然地勢に対して、200カイリのEEZを主張している。例えば、日本は、3つの「高潮高地」である「岩」からなる沖ノ鳥島のEEZを主張している。また、アメリカも、ミクロネシアのキングマン礁などの同様の海洋自然地勢にEEZを主張している。仲裁裁判所が提示した判例に従うならば、これらの海洋自然地勢はEEZを有しない。従って、この判例は、全てのUNCLOS加盟国にたい

して、海洋自然地勢が有する合法的な海洋権限の解釈に当たって、大きな意味を持つものとなった。

- (3) そして第 3 に、仲裁裁判所の裁定は、南シナ海を巡る核心問題、即ち、南沙諸島に対する領土主権を巡る関係国の競合する主張を解決することができないということである。その理由は明確である。UNCLOS の下で設置される仲裁裁判所として、南シナ海仲裁裁判所は、関係当事国が如何なる管轄海域を主張できるかといった、条約の解釈に関する問題だけしか審理できないからである。特に UNCLOS は領有権紛争の解決を除外しているが故に、南シナ海仲裁裁判所は、南沙諸島の主権を巡る中国と他の関係国の主張に対して司法判断を下す管轄権を有していない。南沙諸島に海洋自然地勢に対して関係国が主張できる海洋権原の範囲を制約したことによって、南シナ海仲裁裁判所の裁定は、皮肉なことに、例えこれらの海洋自然地勢の価値が低められたとはいえ、それらを巡る領有権紛争を激化させるという予期しない影響を及ぼすことになるかもしれない。

記事参照：The Strategic Implications of the South China Sea Tribunal's Award

<http://nationalinterest.org/feature/why-the-south-china-sea-tribunals-ruling-may-backfire-16951>

7 月 15 日「南シナ海仲裁裁判所裁定、中国、地政学的分岐点に一比専門家論評」(The Strategist, July 15, 2016)

フィリピン大学准教授 Jay L. Batongbacal は、The Australia Strategic Policy Institute の Web 誌、The Strategist に 7 月 15 日付で、"The Philippines v. China verdict: China's crossroads" と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定によって、中国はその将来を左右する地政学的分岐点に立たされたとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定はフィリピンの訴因の大部分を認めた。その特徴は、
- a. 第 1 に、そして最も重要なことは、南シナ海に対する中国の最も過剰な主張、即ち「9 段線」地図に基づく「歴史的権利」主張を否定したことである。裁定は、中国が国連海洋法条約 (UNCLOS) に署名し、加盟した時点で、領海を越える水域に対する如何なるそして全ての歴史的権利の主張をも放棄し、全ての沿岸国による EEZ と大陸棚の設定に同意した、と見なした。
 - b. 第 2 に、南沙諸島の全ての海洋自然地勢とスカボロー礁 (黄岩島) について、それらの法的地位について包括的な定義付けを行ったことである。島嶼や岩は領土主権紛争の対象だが、それらの周辺海域は UNCLOS に従って隣接沿岸国の管轄下に属することになる。
 - c. 第 3 に、中国によるフィリピンの漁業や石油開発に対する妨害、人工島の造成、そしてフィリピン EEZ 内での中国漁民による操業を阻止しなかったこと、これらは全て、フィリピンの EEZ と大陸棚における主権的権利の侵害に当たるとしたことである。また、裁定は、中国の 7 カ所の人工島の造成と、中国漁民による破壊的な漁法を阻止しなかったことは、中国による海洋環境保護の保全義務違反であると決め付けた。
 - d. 第 4 に、中国は、恒久施設の建設を自制する義務に違反し、人工島の造成によって、海洋環境に修復不能な被害を及ぼし、そしてフィリピンの権利を不当に侵害した、としたことである。

(2) 裁定は、東南アジア地域のみならず、アジア太平洋地域にとっても重要な意味を持つ。

- a. まず、歴史的権利に基づく、南シナ海に対する中国の過剰な海洋権限主張が退けられた。これによって、南シナ海沿岸の小国は、自国の沿岸域を越えて延びる EEZ と大陸棚の権利に対する法的基盤が強化された。これら諸国の EEZ と大陸棚に対して、もし中国が違法とされた歴史的権利を強引に主張すれば、中国の行動は明確な国際法違反ということになり、沿岸の小国は、自国の権利と管轄権を護るために法的措置やその他の手段を講じる権利を有することになる。従って、中国は、南シナ海の他国の管轄海域における資源開発に従事する他国船舶に対する妨害や威嚇、あるいは中国漁船の護衛など、隣国に対する過剰な海洋権限主張や威嚇的行動を直ちに中止しなければならない。
 - b. また裁定は、日本、アメリカそしてオーストラリアなどの地域外国にとって、公海の自由を強化することになる。南シナ海における海洋航行は、領海における無害通航権、そして沿岸国の EEZ と公海とにおける航行の自由によって、切れ目なく適切に保障されることになる。しかしながら、沿岸国が占拠する南シナ海に散在する多くの海洋自然地勢とその周辺海域は、上空飛行の自由を阻害しかねない状態を作り出している。今後、中国が南シナ海に防空識別圏 (ADIZ) を宣言し、占拠海洋自然地勢を拠点に管制すれば、民間と軍用とを問わず、南シナ海の上空飛行が妨害される可能性がある。南沙諸島全域に広がる ADIZ は、中国が人工島とそこにおける施設を民間用として、また公共財として提供すると主張してきたことから、正当化できない。こうした ADIZ は、実際には軍用目的以外に考えられない。
- (3) 要するに、仲裁裁判所の裁定は、南シナ海における海洋権限と管轄権を、中国を含む沿岸諸国に公正かつ衡平に割り当てる基盤を構築したものである。また、裁定は、沿岸国の管轄権に妥当な配慮を示した上で、公海の権利と自由を最大限に認めることによって、域外国の利益にも配慮した。裁定は、南シナ海における海洋権限を巡る紛争を散在する海洋自然地勢に限定することで、全ての当事国にとって公正で公平な解決に向けて条件と論点を設定した。今や、ボールは中国側にある。中国は、明確に違法を断定された一方的な高圧的で威嚇的な行動に固執するのか、それとも、その政策を修正し、全ての国を拘束する国際法に準拠した衡平な海洋権限と利益を容認するのか。南シナ海仲裁裁判は終わったが、そこで示された裁定によって、中国は、その判断如何によって確実にその将来が左右されることになる、地政学的分岐点に立たされることになった。

記事参照：The Philippines v. China verdict: China's crossroads

<http://www.aspistrategist.org.au/philippines-v-china-verdict-chinas-crossroad/>

7月15日「南シナ海仲裁裁判所裁定、中国の南シナ海政策の転換をもたらすか—中国人専門家論評」(The Strategist, July 15, 2016)

オーストラリア国立大研究員兼中国南海研究院非常勤教授 Feng Zhang は、The Australia Strategic Policy Institute の Web 誌、The Strategist に 7月15日付で “Breathtaking but counterproductive: the South China Sea arbitration award” と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定が、中国の南シナ海政策の転換をもたらすかどうかについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定が 7月12日に公表されると、北京は直ちに、5本の声明や文書を発表した。即ち外交部声明、王毅外交部長と習近平主席の声明、南シナ海における中国の領土主

権と海洋権限に関する政府声明、及び南シナ海問題に対する初めての白書*である。この内、最後の 2 本が最も重要である。重要なことは、この政府声明と白書が「9 段線」地図に言及していないことである。その代わりに、政府声明は、緊張を軽減し、協力を進めるために、フィリピンとの間で実務的な暫定取り決めを締結する用意がある、と述べている。また、白書も、地域の平和と安定を目指す中国の意図を再確認している。これらの声明や文書は、明らかに前もって準備されていたものである。これらは、外交部が南シナ海における重要な政策転換を進めていることを示唆している。特に、政府声明は、中国の主張を明確にし、その主張には 4 つの分野、即ち南シナ海の全ての島嶼に対する主権、これら島嶼の内水、領海及び接続水域、これら島嶼の EEZ と大陸棚、そして歴史的権利が含まれることを述べた、重要なものである。

- (2) これらの主張には「9 段線」がないことに注目すべきである。このことは、「9 段線」について、北京が戦略的利点よりもむしろ歴史的な重荷になってきたとの認識に至ったかもしれないことを示唆している。中国の公式主張から「9 段線」が静かに消え去ったことは、大きな政策転換である。「9 段線」に対する中国指導層の最新の見解を確認するのは難しいが、この政府声明は、中国が「9 段線」を領海画定ラインと見なさない、即ち南シナ海の 90% を「中国の湖」と主張しないことを示唆する、嚆矢ともいえるものである。このことは、例えその意味するところを付度するしかないとしても、仲裁裁判所の裁定を受けて、北京が国外に発信したいと望む恐らく最も重要なシグナルであろう。更に、政府声明では、主権と海洋権限の主張が「南シナ海の全ての島嶼」に対するものに拡大されているようだが、こうした主張はこれらの島嶼の法的地位あるいはその範囲を特定していないことも注目される。こうした曖昧さには、他の関係当事国との将来の交渉の余地を残しておく狙いがあると見られる。結局、北京は、最終的には交渉結果に従って、これらの主張を国連海洋法条約 (UNCLOS) に違反しないものに修正する可能性もあると見られる。
- (3) 以上のことは、北京が仲裁裁判の結審後に公表を計画していた、重要な政策転換である。実際には、裁定公表に先立つ最後の数カ月間に、中国政府、少なくとも外交部では、仲裁裁判の打開策を模索していた兆候が見られた。中国の外交官達は私的には、仲裁裁判に多くの外交努力と資源を費やすことに不満を抱いていた。彼らは、ある程度バランスのとれた裁定が出れば、北京はフィリピンと新たに外交交渉を始め、その間裁定を黙って無視することができる、と期待していた。不幸にも、偏った裁定が出たことで、外交部の努力は、特に高揚する国内のナショナリスティックな批判の目に晒されることになった。裁定がもたらした逆効果の影響は、プロの外交官の穏健な声が押しやられ、一方で中国のナショナリズムを高揚させたことである。従って、裁定は、責任ある南シナ海政策を策定する上で、既に深刻な状況にある中国の国内情勢を一層複雑なものにすることになる。筆者 (Feng Zhang) は、南シナ海政策を巡って中国国内には 3 つの陣営、即ち現実派、強硬派そして穏健派が存在すると見ている。中国の国内政策論争から見て、裁定による最大の勝者は強硬派である。強硬派はこれまで、仲裁裁判を中国に対するアメリカの陰謀以外の何物でもないと見なしてきた。今や、強硬派は、裁定を、軍事力を含むあらゆる対応を正当化できる、19 世紀中頃から今日に至る中国の「屈辱の世紀」における新たな不名誉な一章だと非難するかもしれない。現実派は、強硬派に引っ張られそうだが、彼らの立場は安泰であろう。一方、今や穏健派は不安定な状況にあり、今後一層各方面から攻撃に晒されよう。このことは、中国の南シナ海政策にとって、あるいはまたアジアの混乱する海洋秩序にとって、好ましいことではない。外部世界、特にフィリピン、アメリカそして ASEAN

諸国は、裁定後の不確定な状況の中で、自制と善意を示すことで、穏健派の考えを支持していく必要がある。

記事参照 : [Breath-taking but counterproductive: the South China Sea arbitration award](http://www.aspistrategist.org.au/breath-taking-counterproductive-south-china-sea-arbitration-award/)

<http://www.aspistrategist.org.au/breath-taking-counterproductive-south-china-sea-arbitration-award/>

備考* : Full Text: China Adheres to the Position of Settling Through Negotiation the Relevant Disputes Between China and the Philippines in the South China Sea

<http://www.globaltimes.cn/content/993982.shtml>

7月17日「比は如何にして南シナ海仲裁裁判所裁定を履行し得るか—比最高裁陪席判事」(The Wall Street Journal.com, July 17, 2016)

フィリピン最高裁陪席判事 Antonio T. Carpio は、7月17日付の米紙、The Wall Street Journal (電子版) に “How the Philippines Can Enforce the South China Sea Verdict” と題する論説を寄稿し、個人的見解として、フィリピンが南シナ海仲裁裁判所の裁定を履行し得る手段について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、国連海洋法条約 (UNCLOS) の下で南シナ海のどの海域がフィリピンと中国の管轄権に属するかを最終的に明らかにした、歴史的なものであった。この裁定は、南シナ海の 90% 近い海域に対する管轄権を主張する中国の「9 段線」を違法と断じた。その結果、南シナ海中央部に全体の約 25% を占める公海が認められることになった。公海は、全ての国の軍民の艦船や航空機に航行と上空飛行の自由が認められる、人類共有の海域である。「9 段線」が違法とされたことで、中央部の公海の周辺海域が、沿岸国であるフィリピン、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、ベトナム及び中国の EEZ であることが確認された。圧倒的に多くの国によって支持される見解では、他国の EEZ 内でも全ての国の軍民の艦船や航空機に航行と上空飛行の自由が認められ、自国の EEZ 内を航行したり、飛行したりする他国の艦船や航空機は当該国から事前許可を求められることはない。一方、これらの他国の艦船や航空機に対して事前許可を求める少数派の見解に立つ国もあり、中国もそうである。では、誰が、公海と EEZ の存在を確認した仲裁裁判所の裁定の履行を強いるのか。世界の警官官がいなかったために、米海軍に主導される世界の海軍力は、軍民の艦船や航空機の航行と上空飛行の自由を主張するために、南シナ海の公海や EEZ 内を航行し、飛行してきた。中国は世界の海軍力による航行と上空飛行の自由を阻止できないが故に、この裁定の重要部分の履行が確実に担保されることになる。南シナ海は、「9 段線」主張によって中国が意図する「中国の湖」になることは決してないであろう。
- (2) また、「9 段線」の違法性は、中国が「9 段線」を基に主張する海域とフィリピン EEZ との重複海域は無効ということを意味する。従って、フィリピンの EEZ と重複する海域は、中国占拠の海洋自然地勢の (造成後の人工島ではなく) 原初形状が有する固有の海洋権限に由来する海域のみということになる。裁定は、南沙諸島の全ての海洋自然地勢が、同諸島最大の海洋自然地勢である (台湾占拠の) イツアブ (太平島) でさえ、固有の 200 カイリ EEZ を持つ「島」ではないとし、幾つかの海洋自然地勢が 12 カイリの領海のみを有する住居には適さないが自然に形成された「岩」である、と断定した。更に、裁定は、スカボロー礁 (黄岩島) が 12 カイリの領海のみを有する「岩」であるとした。その結果、中国が占拠する 2 つの海洋自然地勢、マッ

ケナン礁（西門礁）とスカボロー礁がフィリピンの EEZ 内にあることが確認された。これらの 2 つの海洋自然地勢は、12 カイリの領海のみを有する。従って、マッケナン礁とスカボロー礁のそれぞれ 12 カイリの領海部分を除いて、中国が「9 段線」で主張するフィリピン EEZ との重複海域は無効ということになり、その結果、南シナ海におけるフィリピンの EEZ 全域は 38 万 1,000 平方キロと推定され、これはフィリピンの全陸地面積よりも大きい。

- (3) 中国が裁定を拒否するならば、フィリピンは自国の EEZ における天然資源開発の排他的権限を如何にして行使し得るか。ここでも、裁定を強要する世界の警察官はいないが、フィリピンは無援ではない。中国の石油会社がフィリピン EEZ 内にあるリード礁（礼楽礁）に天然ガス抽出のためのガス・プラットホームを設置するならば、フィリピンは、この石油会社が資産を有する、例えば UNCLOS 加盟国であるカナダなどで、同社を告訴することができる。フィリピンは、リード礁の天然ガス資源がフィリピンに属しているとした仲裁裁判所の裁定を、カナダの法廷に提出することができる。そして、フィリピンは、カナダの法廷に対して、天然ガス抽出による損失を補填するためにカナダにおける同社の資産の差し押さえを請求することができる。また、フィリピンは、損失補填のために、中国に対して損害賠償を請求することもできる。更に、裁定は、中国の浚渫作業がフィリピンの大陸棚の構成部分であるスービ礁（渚碧礁）とミスチーフ礁（美濟礁）を含む、南沙諸島における脆弱な海洋生態系に対して回復不能な損害を及ぼした、と断じた。UNCLOS の下で、加盟国は、沿岸国の海洋環境に及ぼした被害に対して賠償責任を負う。更に、フィリピンは、国家の管轄権を超えた公海における海底資源探査のために、UNCLOS の下に設置された「国際海底機構（ISA）」が中国に交付した 4 カ所の鉞区に対する許可証の執行停止を ISA に要請することもできる。UNCLOS 加盟国は、条約の規定を選択的にではなく、全てを受け入れる「一括取極（“package deal”）」に同意して加盟した。中国が裁定を拒否するならば、フィリピンは、中国が UNCLOS の紛争解決メカニズムを拒否しながら、一方で ISA の規定の恩恵を受け入れている、と主張することもできよう。
- (4) 世界は、特定の 1 国が幾つかの国の海洋境界によって分割されている海域のほとんどに対する領有権を主張できる状況を決して受け入れないであろう。故に、時間の経過とともに、仲裁裁判所の裁定は、次第に実質的な効力を発揮するようになるであろう。こうした状況を野放しにすることは、UNCLOS の死を意味しよう。

記事参照：How the Philippines Can Enforce the South China Sea Verdict

<http://www.wsj.com/articles/how-the-philippines-can-enforce-the-south-china-sea-verdict-1468774415>

7 月 18 日「南シナ海仲裁裁判の裁定、中国の拒否が意味するもの—米専門家論評」（China US Focus.com, July 18, 2016）

米シンクタンク The Center for the National Interest 研究員 Jared McKinney は、7 月 18 日付けの Web 誌、China US Focus に、“The Philippines v. China: Tragedy and The Hague”と題する長文の論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定に対する中国の拒否が意味するものについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、裁判所が管轄権ありとしたほとんど全ての訴因について、フィリピンの主張を認めた。今後、この裁定は際限のない分析対象になると見られるが、その明らかな特徴は以下の 5 点である。第 1 に、いわゆる「9 段線」は南シナ海の資源に対する中国の

歴史的権利の根拠になるものではない。第2に、裁定によれば、南沙諸島の海洋自然地勢には「島」といえる地勢はなく、12カイリの領海を有する少数の「岩」が存在するだけで、200カイリのEEZを持つ地勢は存在しない。第3に、中国は、フィリピンのEEZ内に人工島を造成し、中国漁民の操業を認めたことで、フィリピンのEEZにおける権利を侵害した。第4に、中国は、無法にも南シナ海のサンゴ礁や生態系を傷つけた。そして第5に、中国は、裁判の過程における埋め立て活動によって証拠を改ざんした。中国外交部は、予想通り、「裁定は無効で、法的効力はなく、また拘束力を持たない」と簡単に退けた。一部の専門家は、「これまで、国連海洋法条約（UNCLOS）に関わる案件で仲裁裁判所の裁定に従った国連安保理常任理事国はない」と指摘している。中国の裁定拒否は中国特有のものではなく、大国の一般的な行動といえる。また別の専門家は、中国に裁定受け入れを迫るアメリカの立ち位置の矛盾について、アメリカはUNCLOS加盟国ではないというだけでなく、自国の死活的利益と見なす案件に対する国際法廷の裁判権に大人しく従ったことはない」と指摘している。従って、仲裁裁判所の管轄権を認めない中国の行動は、他の大国と異なる行動というわけではない。

- (2) しかし、これが問題なのではない。問題なのは、「法に基づく秩序 (a “rules-based order”）」といわれるものがあり、アメリカがこの秩序を維持する「保安官」であり、そしてその同盟国はアメリカの法令執行活動を支援する警護団である、という通念である。アメリカは1990年代以降、中国の台頭を懸念し、米主導の秩序を護るために軍事的優越を維持することに力を入れてきた。当時のクリントン国務長官が2010年に南シナ海紛争に対するアメリカの立場を表明し、その後「アジアへの軸足移動」政策が実施されて以来、アメリカは、中国が「アジアで広く支援され、長年に亘って存続してきた法に基づく秩序体系」を冒しているとして、中国の台頭に次第に厳しく対抗するようになってきた。今回の南シナ海仲裁裁判所の裁定は、こうした認識を体系的に示すとともに、新しく力を付けてきた中国が恥知らずにも国際法と国際規範に違背しているという米エリート層の信念を確認したものである。彼らから見て、中国の裁定拒否、そして恐らく予想される南シナ海における埋め立てやその他の建設活動の継続は、中国がアジアにおける「秩序システム」を拒否し、これを覆そうとしている証左となる。中国は、アメリカとその同盟国から益々、身の程を思い知らしめるべき「ならず者国家 (a “rogue” state) 」と見なされるようになるであろう。アメリカの対外政策に関わる者の中には、既に中国に如何に対応すべきかについて、例えば、経済的協力の削減、中国の近隣諸国の強化、アメリカの軍事支出の増大とこの地域への戦力展開の加速などを提言している。こうした「バランスング」戦略の主導者たちは未だアメリカの対外政策の主流ではないが、この戦略では、仲裁裁判所の裁定が、アメリカにとって一種の「レッドライン」として利用される「衆目を集める口実 (a *cause célèbre*) 」となるかも知れない。
- (3) 米外交政策エリートの現代史に対する認識は、アメリカの過去に対しては盲目で、無頓着であるにも関わらず、中国のあらゆる行動を現在の視点で判断する。アメリカは、現在の中国のように台頭途上にあった時、ハワイ、キューバ、プルトリコそしてフィリピンを征服し、カリブ海を「我らが海」にすることに熱心であった。ジョージ・ケナンは、アメリカが1898年（米西戦争）に領土獲得に熱心であった理由について、「その時代のアメリカ人、あるいは少なくとも有力者の多くは、単純に帝国の雰囲気を楽しみ、その時代の植民地勢力の仲間に入り、遠く離れた南の島に自国の国旗が翻るのを見、海外での冒険と権力行使に快感を覚え、世界の偉大な帝国勢力に一員として日の目を見たいという衝動に駆られていた」と指摘している。対照的に、

中国は、中華人民共和国ではなく中華民国に遡る一連の領有権主張を追求している。その主張は新しいものではなく、中国は概ねこの主張を平和裏に追求してきた。中国は、植民地帝国を指向したことはない。それにも関わらず、新興の大国に小国と同様の行動を求める文明という基準によって、中国の行動は非難されてきた。これは理想主義的で、危険でもある。しかし、仲裁裁判所の裁定に書かれていることはまさにこの基準である。国際政治は力による絶対的命合ではないし、そうであってはならない。しかし、実存する力を無視することはできない。E.H. カーは、「政治的諸力が全ての法に先行する働きをすることについて、まず明確に認識しておかなければならない。これらの政治的諸力が安定した均衡を保っている場合にのみ、初めて法は現状維持の擁護者の掌握する道具となることなく、法としての社会的機能を遂行することができるのである。この（政治的諸力の）均衡状態を作り出すのは、法ではなく、政治の役割である」と指摘している。（編集者注『危機の二十年』）

- (4) 仲裁裁判所の裁定は、現状維持の擁護者の掌握する道具となりそうである。今後の展開は、ドゥテルテ大統領の裁量、中国の外交の賢明さ、そしてアメリカの対応にかかっている。もし中国とフィリピンが何処かで妥協に達することができなければ、この裁定は中国が拒否する「法」となる。既に中国は、UNCLOS からの脱退さえ仄めかしている。これまでのどの台頭する大国もこうした「法（裁定）」に従ってこなかったことは承知の事実である。しかし、この「法（裁定）」は現在の規範を全て網羅したものであるが故に、米外交政策エリートにとって、中国が修正主義勢力であるか否かを判断するテストケースとして有用なものになりそうである。アメリカとその仲間は、政治の代わりに法を用いることによって、一方で大国としての国家的威信と地位、他方で受け入れた規範に従って行動するとのコミットメントのいずれかの選択を、中国に強要してきた。中国がこれまでの全ての大国と同じように行動し、従って前者、即ち大国としての国家的威信と地位を選択したとしても何ら不思議ではない。しかしながら、こうした選択は現状維持に対する全面的な拒否と解釈され、抗争の激化を招くことになる。このことは裁定が持つ悲劇的な側面である。問題の本質は、今後とも中国の行動が公正に判断されることがないであろうということにある。

記事参照：The Philippines v. China: Tragedy and The Hague

<http://www.chinausfocus.com/foreign-policy/the-philippines-v-china-tragedy-and-the-hague/>

7月18日「南シナ海仲裁裁判所裁定、海洋紛争のゲームチェンジャー」(RSIS Commentaries, July 18, 2016)

国立シンガポール大学准教授 Robert Beckman は、7月18日のS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)のRSIS Commentariesに、“The South China Sea Ruling: Game Changer in the Maritime Disputes”と題する長文の論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定は南シナ海紛争のゲームチェンジャーとなるようとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 2016年7月12日の南シナ海仲裁裁判所の裁定が持つ重要性を理解するためには、国連海洋法条約(UNCLOS)の文脈に照らして検証しなければならない。UNCLOSは、全ての国家の需要と利益を考慮した海洋に関する法秩序を、1つの包括的な条約の中に確立することを意図したものである。UNCLOSは「一括取極(“package deal”）」として審議された。条約立案者は、国際条約としては最も複雑な紛争解決レジームを、「一括取極」の不可分の一部として含めてい

た。従って、UNCLOS の加盟国になれば、当該国は、国際法廷や仲裁裁判所による最終的な拘束力を持つ裁定に至る、義務的な紛争解決システムに同意したことになる。要するに、UNCLOS は、加盟国間で生じた紛争が話し合いで解決できない場合、紛争当事国のいずれか一方の国が、相手国の合意を得ることなく、国際法廷や仲裁裁判所に対して一方的に訴訟手続きを進めることができる、と規定している。フィリピンは 2013 年 1 月 22 日に仲裁裁判所への手続きを開始している。中国は裁判に参加しないことを決めたが、仲裁裁判所は UNCLOS の規定に従って審議を進めてきた。

- (2) 仲裁裁判所の裁定は、中比間の紛争の根源は南シナ海における UNCLOS の下で認められた権利に関する相互の理解が根本的に異なっていることにある、としている。これこそが問題の本質であるといえよう。中国は、9 年間に亘る国連海洋法会議に参加し、1996 年に UNCLOS に加盟したが、自国の歴史と文化に照らして UNCLOS の条項を解釈し、適用してきた。UNCLOS が、各加盟国の歴史や文化的伝統とは無関係に、全ての加盟国によって同じように解釈され、適用される包括的な規則体系の確立を意図したものであるということについて、中国は理解できていなかったようである。例えば、中国は、沿岸国が 200 カイリ EEZ 内の全ての生物、非生物資源を開発し、利用できる主権的権利を有するとの UNCLOS の規定を理解しておらず、従って中国の「9 段線」が包摂する他国の EEZ 内の資源に対する「歴史的権利」主張が UNCLOS に違反しているということを理解していないようである。
- (3) フィリピンの EEZ を包摂する「9 段線」内に対する中国の歴史的権利主張が、フィリピンによる提訴の主たる理由であった。従って、裁定が他国の EEZ 内に歴史的権利が及ぶとする考えを退けたことは、フィリピンにとって大きな勝利であった。UNCLOS に従って設置される仲裁裁判所が UNCLOS の解釈とその適用についてのみ管轄権を有しており、主権問題については管轄権を有していないことから、南シナ海の海洋自然地勢を巡る主権問題については、フィリピンは訴因としていない。従って、仲裁裁判所の裁定は、海洋自然地勢の主権問題には言及していない。更に、裁定は、「9 段線」内に対する中国の歴史的権利主張が UNCLOS に違反するとしたが、「9 段線」そのものを違法あるいは無効と決め付けたわけではない。従って、中国は、「9 段線」を公式に廃棄する義務はない。
- (4) フィリピンが訴因としたのは、中国が占拠する環礁の法的地位とそれが持つ海洋権限に関する両国間の紛争であった。管轄権に関する仲裁裁判所の声明では、裁判所は、対象となる環礁に対する主権主張を考慮することなく、この訴因を審理できると判断した。フィリピンは、中国が占拠している南沙諸島の陸地には「島」はなく、12 カイリの領海以上の海洋権限を持たないと主張した。フィリピンは、これらが UNCLOS 第 121 条 3 項に規定する「岩」であると主張した。多くの専門家は、この問題は仲裁裁判所が直面した最も判断の難しい問題であったと見ている。裁判所は、第 121 条の文言を詳細に検討し、その結果、南沙諸島の係争海洋自然地勢には固有の EEZ と大陸棚を有する「島」は存在しないと結論づけた。これが裁定の最も注目される場所である。この裁定によって、台湾が占拠する南沙諸島で最大の自然に形成された陸地、太平島 (Itu Aba) さえ、「岩」とされた。
- (5) 南沙諸島の島嶼は全て 12 カイリの領海以外の海洋権限を有しない「岩」であるとの裁定のインパクトは、過小評価されるべきではない。この裁定は、フィリピンの EEZ 内において重複する固有の EEZ を主張できる海洋自然地勢がないことを意味する。その結果、フィリピンは、最大の鉱物資源の埋蔵が推測される自国沿岸沖のリードバンク (礼楽礁) における石油、天然ガス

の排他的開発権を有することになる。この海域は「9 段線」内にあり、中国が海洋資源に対する権利を主張していたことから、開発が留保されていた。また、この裁定は、ベトナム、マレーシア、ブルネイ及びインドネシアにとっても大きな意味がある。裁定は、「9 段線」内の他国の EEZ における資源に対して中国は如何なる歴史的権利も有しない、そして如何なる係争島嶼も固有の EEZ を有しないとしている。従って、このことは、中国は、UNCLOS の下で、南シナ海沿岸域の ASEAN 諸国の EEZ 内における漁業あるいは鉱物資源を共有する権利を主張する如何なる法的根拠も持たないことを意味する。

- (6) また、裁定は、中国が占拠する幾つかの環礁が「低潮高地」であるとのフィリピンの主張を支持した。その結果、これらの「低潮高地」は、領海を有する海洋自然地勢の 12 カイリ以内に位置していない限り、主権主張の対象ではなく、また如何なる海洋権限も有しない。裁定は、ミスチーフ礁（美濟礁）を「低潮高地」とし、フィリピンの EEZ 内にあるとした。従って、フィリピンは、UNCLOS の下で、ミスチーフ礁に対する管轄権を有するとともに、同環における施設の構築や使用などの排他的権限を有する。結果的に、この裁定は、ミスチーフ礁における中国が構築した施設は法的にはフィリピンの管轄管理の下にあると判断したことになる。裁定はまた、セカンドトーマス礁（仁愛礁）もフィリピン EEZ 内にある「低潮高地」であるとした。フィリピンは、同礁に船舶を座礁させて中国の占拠を阻止している。この裁定によって、同礁はフィリピンの EEZ 内にあることが確認され、同礁へのフィリピンの補給活動に対する中国による如何なる妨害行為も違法となる。
- (7) 中国による人工島の造成とそこにおける構造物の構築について、裁定が何を言い、何に言及しなかったかも重要である。裁定は、
- a. 第 1 に、中国の人工島造成が海洋環境の保護義務に違反であると指摘した。
 - b. 第 2 に、仲裁裁判所に提訴された係争問題を悪化させたことを理由に、中国の建設活動を違法と指摘した。更に、中国の建設活動は、当該海洋自然地勢の自然環境を破壊した。
 - c. 第 3 に、注目すべきは、中国が占拠している係争海洋自然地勢における中国による建設活動が基本的に違法であるとはしていないことである。また、裁定は、中国の占拠海洋自然地勢における滑走路やその他の施設の建設による南シナ海における中国の現状変更が合法であるか否かについても言及していない。この問題については UNCLOS に規定がなく、フィリピンも中国の建設活動が基本的に UNCLOS の規定に反するとは主張していない。
 - d. 第 4 に、ミスチーフ礁を除いて、中国の占拠海洋自然地勢による軍事施設の建設が違法かどうかの判断を示していない。
- (8) 裁定に対する中国の最初の反応は予想外ではなかった。中国は、裁定の正当性を認めず、価値も意味もないものだと決めつけた。しかしながら、実際には、この裁定は「ゲームチェンジャー」となるであろう。裁定は、幾つかの訴因において、UNCLOS が南シナ海における係争問題にどのように適用されるかについて明確にした。加えて、裁定は、南シナ海を含む、海洋における法に基づく秩序を確立する上で、UNCLOS の重要性を全ての関係国に十分納得させるものであった。南シナ海紛争当事国とインドネシアは、この裁定を支持しており、「9 段線」内の海域に対する歴史的権利を根拠に、これら諸国の EEZ 内の天然資源に対する権利を主張しようとする中国の如何なる企てにも、強固に反対するであろう。
- (9) 裁定は、南シナ海の当該海洋自然地勢の 12 カイリ以内を除く全ての海域において、航行の自由、上空飛行の自由、及び軍事活動を含む、公海の自由が全ての国に認められることを明確にした。

このことは、特にアメリカと域内の同盟国にとって歓迎すべきものである。法に基づく海洋秩序を重視する国は、裁定が最終的で拘束力あるものであり、中国も裁定に従うべきであると主張するであろう。しかしながら、こうした主張は、これら諸国がまず自国の主張と行動にこの裁定を反映させなければ、偽善的なものとなろう。専門家は、UNCLOS 第 121 条 3 項に規定に基づいて、日本やアメリカなどが主張する自国の EEZ 内の島嶼が 12 カイリを超える海洋権限を有しない「岩」である、と指摘するであろう。更に、アメリカが UNCLOS に加盟するまで、中国に対する裁定の受け入れ要求を自制すべきであろう。いずれにしても、この裁定は、法に基づく海洋秩序の今後の発展に重要なインパクトを及ぼすものであり、今後、各国政府内外の法律専門家の論議の対象となろう。

記事参照：“The South China Sea Ruling: Game Changer in the Maritime Disputes”

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/07/CO16180.pdf>

7 月 18 日「南シナ海仲裁裁判所裁定、尖閣諸島への含意—米専門家論評」(Lawfare Blog.com, July 18, 2016)

米 Marquette University Law School 助教 Ryan Scoville は、7 月 18 日付の Lawfare Blog に“The South China Sea Arbitration: Implications for the Senkaku Islands”と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定が、尖閣諸島に及ぼす含意について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定における最大の論点の 1 つは、国連海洋法条約 (UNCLOS) 第 121 条 3 項、「人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない」との規定を事由に、南沙諸島の高潮高地を「岩」と見なしたことである。このことは、南沙諸島で最大の島嶼でさえ、EEZ と大陸棚を有しない海洋自然地勢であることを意味する。また、このことは、当該島嶼に対する主権がどの国に属していようとも、その海洋権限は 12 カイリの領海と 12 カイリの接続水域より以遠には空間的な広がりを持たず、従って、これまで考えられたものより縮小されたものになることを意味する。この裁定は、南シナ海にとってのみ重要なのではない。その含意は、東シナ海の係争海洋自然地勢、尖閣諸島の地位にとっても重要である。要するに、UNCLOS 第 121 条 3 項に対する裁定の解釈と適用は、尖閣諸島が「岩」であることを強く示唆している。このことは、同諸島に対する領有権原主張において優位に立つ日本にとっては不利だが、領有権を争う日中間の緊張緩和には役立つかもしれない。
- (2) UNCLOS 第 121 条 3 項は、「人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」と規定している。判例の不足と様々な異なった解釈のために、この規定の意味するところについて、多くの不確定要素があった。しかし、仲裁裁判所の裁定は、類似の事例を「岩」として扱うことで、その多くを解決した。特に、本稿の目的から注目すべきは、裁定が南沙諸島のイツアバ島 (太平島、台湾占拠) に対して第 121 条第 3 項を適用したことである。裁定が引用する論拠によれば、イツアバ島は、①少人数の人々を支えるのに十分な品質と量の真水の井戸がある、②その植生はヤシ、パイナップル、キャベツ、大根及びサトウキビ畑とともに、ココナッツ、バナナ、オオバコ及びパパイヤの木も点在している、③そして同島の労働者は一時、小規模な酪農を営んでいた。更に、その土壌にはかなりの量のリン酸塩が含有されており、周辺海域は海洋生物の宝庫である。このような環境条件によって、漁民が「比較的長期間」だが、非定住ベースでこの島に居住することができた。更に、日本の企業は、1917 年から 20 年以上に亘りイツアバ島から経済的利益を得ていた。あ

る企業は、3万トン近くのグアノ（天然肥料の鳥糞）を採掘するために600人の労働者を雇い、その作業を支援するために、同島に寄宿舍、倉庫、診療所、分析室、気象観測所、栈橋及び採鉱用線路を建設した。また別の企業は、約40人の漁業労働者を雇い、同島を周辺海域における漁業の活動拠点としていた。1941年の出版物は、更に2つの別の企業が、同島に「継続的に」居住する、合計130人の人員を雇用していたと記録している。これらは、一定の人間の居住とそこにおける経済活動を維持する要件を構成することを明確に示唆している。

(3) しかしながら、仲裁裁判所は、UNCLOS 第 121 条 3 項の重要な用語の限定的な解釈によってイツアバ島を「岩」と判断した。何故か。

a. まず「人間の居住」という用語である。仲裁裁判所によれば、これは「居住地の形で当該地勢に留まり居住することを選択した人々の非短期滞在型の居住」を意味し、「単に生き残るためというよりも居住する人々の生活と生命を維持するに十分な環境」を必要とする。言い換えれば、居住とは「当該地勢を本拠地として定住している集団あるいは共同体」による「長期間」に亘る存在を意味する。この基準を適用することで、仲裁裁判所は、イツアバ島は「人間の生存を維持する能力」さえも「明らかに限定的で」あり、歴史的にも定住共同体を形成したことはなく、「漁民のための一時的避難所や拠点として、あるいは採掘や漁業に従事する労働者の滞在地として」利用されてきたと判断した。

b. 2つ目は「独自の経済的生活」という用語である。仲裁裁判所は、「経済的生活」とは「資源の単なる存在以上のもの」を意味し、「これらの資源を利用、開発及び分配するための、一定レベルの当該現地における人間活動を必要とする」としている。次に「独自の」という用語は、「当該地勢は、一義的に外部資源の搬入に依存することなく、あるいは現地住民の関与なしに採掘活動のみを目的とした、独立した経済活動を支える能力を持っていない」としている。イツアバ島は、これらの基準も満たすことができなかった。

(4) 筆者 (Ryan Scoville) を含め、多くの専門家は、尖閣諸島は「岩」というよりも十分に「島」の資格を有すると見なしていた。しかしながら、最早こうした見解は擁護できないようである。実際、尖閣諸島は、1つの島嶼群としても、その法的地位はイツアバ島と同じか、あるいはそれに近いものであることを示す幾つかの証拠がある。日本の外務省が尖閣諸島の歴史を示す記録資料や学術論文として推奨している文書を時系列的に検討してみると、1800年代後期より以前には、人間が居住していなかった。1890年に日本の企業が、最大の島（魚釣島）に小屋を建て、貝やその他の海洋資源を採集するために約80人の漁民を雇用したが、彼らは季節労働者といえる存在であった。尖閣諸島には別の漁民集団も断続的に滞在していたが、その期間は「2~3カ月間、長くても半年」であった。1893年に魚釣島で座礁した労働者集団は最終的には救出されたが、その間の彼らの食糧は手持ちで島に自生のものではなく、救出された時はそれもほぼ尽きかけていた。1896年に日本政府は、尖閣諸島の一部の島嶼を沖縄の企業家に貸与し、この企業家は、これらの島嶼とその周辺海域でアホウドリの羽、アジサシ、鰹あるいはグアノを採取し、営利を求めて日本本土で販売したり、輸出したりした。1912年前後のピーク時には、248人の労働者がいたが、彼ら個々人は、「新しい領土を開発する開拓者というよりも、特定の仕事に従事する出稼ぎ労働者として雇用され」、「通常1年か半年間という一定期間」だけ「これらの島嶼で生活し、労働することに同意した見返りとして報酬を受け取っていた。」また企業家は、事業を支えるために寄宿舍、倉庫及び作業小屋を建設し、またボートを建造するドッグも建設したが、「個人所有の住宅」は全く存在しなかった。貸与期間の終了以降、これらの島嶼には一

時的にしても誰も居住しておらず、現在も尖閣諸島は無人である。

- (5) こうした状況は、ほぼイツアバ島に類似しているように思われる。尖閣諸島もイツアバ島も、人間の集団が無期限に生活できるに十分な量の自生の食糧、水または避難所があるようには思えない。また、いずれも、過去にそれらを本拠地とする安定した住民共同体もなかった。更に、採掘活動以外の持続した経済活動もなかった。魚釣島はイツアバ島よりもわずかに大きい。仲裁裁判所は、島嶼の大きさそのものは無関係と強調している。尖閣諸島周辺には豊富な資源が存在すると見られるが、同じことはイツアバ島にも言える。イツアバ島が「岩」だとすれば、尖閣諸島も同様である可能性が高い。
- (6) 中国と日本は、尖閣諸島の主権を巡って抗争してきた。それは1つには、尖閣諸島周辺海域の海洋資源と、その海底に鉱物資源の存在があると見られることからである。もし尖閣諸島の主権がEEZや大陸棚を付随する可能性が低いとすれば、両当事国は、それに付随する権限を巡って争う動機が非常に小さくなる。このことは、国際社会にとって、特に両国間の抗争に巻き込まれるかもしれない第三国にとって、歓迎すべきことであろう。しかしながら、多くのアメリカの専門家の見方によれば、尖閣諸島に対する主権を強固に主張してきた日本にとって、仲裁裁判所の裁定は両刃の剣であることを意味する。東京は既に、UNCLOSに基づく裁定に従うように中国に求めており、もし北京がそれを聞き入れるならば、様々な面で利益を得ることになる。しかしながら、同じこの裁定が、東シナ海における日本の法的権原主張の論拠を実質的に損ねる方向に論議を導くことにもなった。日本はこの問題にどう対応するのであるだろうか。

記事参照：The South China Sea Arbitration: Implications for the Senkaku Islands

<https://www.lawfareblog.com/south-china-sea-arbitration-implications-senkaku-islands>

7月25日「南シナ海仲裁裁判所裁定、その戦略的含意—比専門家論評」(Brookings, July 25, 2016)

比ラサール大学政治学教員 Richard Javad Heydarian は、米 Brookings の HP に7月25日付けで、“The day after: Enforcing The Hague verdict in the South China Sea” と題する論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、中国の拡張主義的海洋権限主張と益々高圧的な態度を厳しく断罪した。国連海洋法条約(UNCLOS)の規定に基づき設置された仲裁裁判所は、最も厄介で重大な問題、特に中国の「歴史的権利」主張に対してフィリピンに好意的な裁定を下した。フィリピンは、訴因を「主権的権利」と海洋権原主張に巧みに限定することによって、UNCLOSを、南シナ海問題を解決するための「主たる法的参照文献(a primary legal reference)」とした。予想された通り、中国は、裁定を「無効」とし、「一片の紙くず」として斥けた。中国の主張に反して、UNCLOS第296条(裁判が最終的なものであること及び裁判の拘束力)及びUNCLOS附属書VII(仲裁)第11条(仲裁判断が最終的なものであること)によれば、裁定は最終的なものであり、拘束力を持つ。従って、中国は条約加盟国として裁定に従う義務がある。しかしながら、問題は裁定の執行を担保するメカニズムがないことで、フィリピンは、法律上の勝利を具現化する困難な闘いに直面している。
- (2) 裁定は、隣接水域に対する中国の過剰な主張を完全に違法と決め付けているわけではなく、少なくとも国際法の視点からその過剰な主張を劇的に圧縮したものとなっている。まず、仲裁裁判所は、中国の「9段線」の根拠となっている「歴史的権利」の主張は現代法体系、特にUNCLOSに「矛盾する」と裁定した。仲裁裁判所の見解では、「中国が歴史的に当該海域あるいはそこに

おける資源に対する管轄権を排他的に行使してきたという証拠はない」ということである。UNCLOS とそれに基づく仲裁裁判所は領有権紛争に対する管轄権を行使できないために、仲裁裁判所は、南シナ海の係争海洋自然地勢に対する領有権については判断を示さなかった。しかし、裁定は、南沙諸島には自然に形成された「島」一人間の居住と独自の経済生活を維持できる地勢一が存在しないと判断することで、南シナ海に対する中国の過剰な主張を更に縮小した。中国が占拠する大半の海洋自然地勢は（低潮時には現れるが、高潮時には水面下に隠れる自然に形成された）「低潮高地」で、領有主権の対象にはならないし、また如何なる海洋権原も有しない。中国が占拠するジョンソンサウス礁（赤瓜礁）、ヒューズ礁（東門礁）そしてスカボロー礁（黄岩島）などの地勢は「岩」と裁定され、12 カイリの領海を形成するが、EEZ を有しない。裁定が中国は南沙諸島で「島」といえる地勢を 1 個も領有していないとしたことから、南シナ海の係争海域では、フィリピンあるいはその他の全ての領有権主張国（ブルネイ、マレーシア、台湾及びベトナム）は、相互に重複する EEZ を有しないことが明らかになった。中国の最南端にある海南省は南沙諸島から 600 カイリ以上離れている。では、南沙諸島で中国が造成した人工島はどうか。仲裁裁判所の裁定では、人工島は法的に認められないばかりでなく（UNCLOS 第 60 条（排他的経済水域における人工島、施設及び構築物）第 8 項「人工島、施設及び構築物は、島の地位を有しない。これらのものは、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない」）、UNCLOS 加盟国の「義務と両立せず」、「海洋環境を修復不能なほどに傷つけ」、そして南沙諸島の「地勢の自然的条件の証拠を破壊した」とされた。また、裁定は、中国は東南アジア諸国による自国の EEZ 内で漁業や沖合の石油、天然ガスの開発に至る主権的権利の行使を妨害することで、「フィリピンの主権的権利を侵害した」ことを明確にした。

(3) 裁定は重要な戦略的含意を伝えている。

- a. 第 1 に、南シナ海での係争問題に関して中国を国際法廷に訴えることを仄めかしていた、ベトナムやインドネシアなどの ASEAN 諸国にとって、裁定は勇気づけられる前例となった。日本でさえ、東シナ海問題で中国を仲裁裁判所に提訴することを検討している。中国は、フィリピンのみならず、幾つかの ASEAN 諸国の EEZ 内で海洋資源やエネルギー資源を開発する如何なる主権的権利も有しないことが明確になった。例え中国のどの隣国も実際に法律戦を追求しないとしても、これら諸国は、何時でも複数の国による同じ提訴を仄めかすことで、中国に対して強い立場に立つことになった。
- b. これは強力なソフトパワーであり、地域の指導者という中国の主張にとって大きな打撃となる。もし中国が裁定に応じなければ、マニラは、UNCLOS に基づいて設立された国際海底機構に対して、中国による国際水域の海底資源開発を承認した認可の停止を要請することもできる。また、中国がフィリピンの EEZ 内でハイドロカーボンやその他の天然資源を一方的に開発しようとするれば、マニラは、中国に対する追加の仲裁提訴という選択肢も持っている。
- c. 一方、アメリカ、日本、インド、フランス及びオーストラリアなどの主要海軍国は、中国の人工島一その多くが実際には「低潮高地」に造成された一の周辺海域における多国間による持続的な「航行の自由」作戦を実施する根拠として、この仲裁裁判所の裁定を援用することができよう。これによって、責任ある海軍国は、中国の過剰な海洋権限主張と公海における高圧的な姿勢に対抗することで、少なくとも仲裁裁判所の裁定の一定側面を「執行する」ことができよう。

- (4) 今のところ、フィリピンの戦略は、今後の中国との2国間対話に向けた取引材料として、裁定を梃子にしようとしているようである。フィリピンがこの法律戦に多大の外交的、政治的努力を傾注しており、従って、北京は仲裁裁判所の裁定がマニラにとってどのような意味を持つかを明確に認識していることから、裁定を「無効」であるとする中国の強硬な立場は、恐らく国内政治向けであろうと見られる。ドゥテルテ政権は無条件の対話を求めており、いかなる2国間対話においても裁定が基礎となると断固主張している。両国の強硬な主張にもかかわらず、2国間対話は水面下で動き始めている。しかしながら、ASEANなどの地域機構の支援を受けた、少なくともアメリカ主導の協調した国際的圧力なしに、中国が妥協するかどうかは定かではない。

記事参照：The day after: Enforcing The Hague verdict in the South China Sea

<https://www.brookings.edu/opinions/the-day-after-enforcing-the-hague-verdict-in-the-south-china-sea/>

7月27日「南シナ海仲裁所裁定、中国の言い分—呉士存南海研究院院長」(China US Focus.com, July 27, 2016)

中国南海研究院院長呉士存は、Web サイト、China-US Focus に7月27日付で、“Why China is Right to Say No to the South China Sea Ruling”と題する長文の論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定に対して、何故「ノー」というか、中国の言い分について、要旨以下のように述べている。

- (1) 裁定は何故、不公平で無効か。フィリピンが2013年1月に、南シナ海問題を一方的に仲裁裁判所に提訴して以来、中国は、これを「受け入れず、参加せず」の立場を堅持し、仲裁裁判所にはフィリピンの提訴案件に対する管轄権がないと明確に主張してきた。
 - a. 第1に、国連海洋法条約(UNCLOS)第15部(紛争の解決)第1節(総則)によれば、仲裁裁判所が管轄権を行使できる前提条件が成り立たない。何故なら、中比両国は、協議と交渉を通じて南シナ海紛争を解決することに合意しており、第三者に調停を委ねる可能性を排除しているからである。
 - b. 第2に、中国政府は2006年に、UNCLOS第298条に基づいて加盟国に認められた権利に従って、海洋境界画定、歴史的権原、及び軍事活動と法令執行活動を強制的仲裁手続きから除外することを宣言している。フィリピンの提訴は、中国が第三者による調停を排除することを宣言した項目に合致している。
 - c. 第3に、フィリピンの提訴内容は、明らかにUNCLOSの調停と規定の範囲を、そして仲裁裁判所の管轄権の範囲を超えたものである。何故なら、中比両国間の南シナ海を巡る紛争は、実際には、南シナ海の幾つかの島嶼と環礁を巡る領有権と潜在的な海洋境界画定問題であるからである。
- (2) 国家主権は、国際法と国際関係における礎石である。国家間の法的紛争を取り扱う国際法の基本的原則は、紛争当事者間の同意がなければ、国際司法裁判所(ICJ)や仲裁裁判所に調停を付託できないということである。中国は、中比両国間の南シナ海紛争の解決を強制的調停手続きによって解決することを、フィリピンに対して明示的にも、あるいは暗黙裏にでも同意したことは決してない。実際、中国政府は、最初から「受け入れず」の立場を繰り返し表明し、フィリピン政府に対しても初めからこのことを明確に通告していた。このような状況下で、仲裁裁判所は、強引に仲裁手続きを進め、その管轄権を不当に拡大し、事実認定と法の適用において明ら

かな間違いを冒した。更に、仲裁裁判は、フィリピンが提供した粗末で未検証の証拠を一方的に採用し、例えば台湾の NGO が提出した意見書などの、中国側に立つ関係者が提出した証拠を厄介払いし、完全にフィリピンに偏った、そして管轄権を乱用した、公正さに欠けた裁定を下した。このような裁定は無効であり、中国の「受入れず、承認しない」という公式な立場はこの「裁定」が中国に対して何らの拘束力も持たないことを意味していることは明らかである。

- (3) 国際法廷の判決や仲裁裁定の歴史を見れば、中国は、それらの判決や裁定を「履行しない」と宣言した最初の主権国家ではない。アメリカは、1986 年の「ニカラグア事件」において、ICJ の管轄権と判決を拒否する先例を作った。この事件は、ニカラグア政府の転覆を狙いとして、ニカラグア領内でアメリカが遂行した軍事及び準軍事活動に対して、ニカラグア政府が ICJ にアメリカを提訴したものである。ニカラグア政府は、アメリカも ICJ の管轄権を義務的なものとして受諾する強制管轄受諾宣言を行っていることから、ICJ に管轄権があると主張した。アメリカは管轄権に関する審理の段階で ICJ の管轄権に異議を唱えたが、ICJ は、管轄権と受理可能性に関する裁決によってこれを却下した。これに対して、アメリカは、訴訟プロセスへの継続的参加を拒否し、1985 年 10 月に ICJ の強制管轄受諾宣言から脱退した。アメリカの脱退後、ICJ は訴因の審理を継続し、最終的な判決でアメリカは敗訴した。以来、アメリカは、ICJ の判決を認めず、その執行を拒否してきた。
- (4) ここで、アメリカの公式な立場が、国際的調停に従うより、むしろ国内法を遵守する立場に立っていることを、想起する必要がある。
- a. 第 1 に、アメリカは、ICJ の判決を遵守するのが通例だが、特に当該紛争が高度に政治的で、「政治問題化される」ものについては、重要な例外であると主張した。ニカラグア事件は、「高度に政治問題化したレーガン大統領の中米政策」に関わるものであり、従って、司法判断で解決できる問題ではない。
 - b. 第 2 に、アメリカは、ICJ がその管轄権の有無を判断する権限を保持しているとするところについては、国際社会におけるコンセンサスが確立していないと主張した。「国際司法裁判所規定」第 36 条第 6 項では、「裁判所が管轄権を有するかどうかについて争いがある場合には、裁判所の裁判で決定する」と規定している。しかし、アメリカは、国連安保理に提出した声明文の中で、『国連憲章』と『国際司法裁判所規定』の成立の歴史過程、そして国際司法裁判所と安保理委員会及び加盟国による一貫した解釈から見ても、ニカラグア事件に対する国際司法裁判所の管轄権の主張とその法的権限は、法的にもあるいは事実関係においても根拠がないことは十分に明らかである」と指摘した。
 - c. 第 3 に、アメリカは、国際司法機関は政治紛争や軍事紛争に対して何らの管轄権も持たず、ニカラグア事件は政治的事件あるいは軍事活動に関連するものであり、従って、「国際司法裁判所規定」によれば、このような事件は ICJ の管轄権の及ぶ事件ではないと主張した。
 - d. 最後に、アメリカ、英国及びその他の西側諸国は、当該紛争の政治的属性を故意に無視し、当該紛争をいわゆる「法的紛争」として意図的に「包み込む」というやり方は著しい背信行為であることに合意した。アメリカは安保理に対する声明文の中で、「ここで最も重要なことは、これが単なる法律問題ではないことである。我々は、ICJ の判決によって覆い隠された中米情勢の実態から目を背けることはできない。ICJ はこのような判決を下す管轄権もなければ、法的権限もない」と主張した。英国は、このアメリカの立場を支持し、ニカラグアの背信行為を非難した。

- (5) アメリカのような大国だけが国際司法機関の管轄権を拒否したわけではなく、中小国家でも、それが自国の国益を大きく害する時には、それを拒否した。いずれにしても、ここでも、中国は、仲裁裁判所の裁定を拒否した最初の国ではない。例えば、ICJの強制管轄権を認めた1948年の「ボゴタ憲章(米州機構憲章)」の加盟国、コロンビアとニカラグアの事件では、ICJが2012年11月、西部カリブ海の7つの係争島嶼に対するコロンビアの主権を認める一方で、ニカラグアに対して7つの係争島嶼の周辺海域と海底の大部分に対する管轄権を認めるという、ニカラグア優位の判決を示した。この事件における海洋境界画定に関するICJの判断は強く非難された。判決後、コロンビアは、アメリカとニカラグア事件で示したアメリカの先例に倣い、「ボゴタ憲章」から脱退した。コロンビアのサントス大統領は声明で、「領域と海洋境界は条約によって画定されるべきであり、ICJの判決によってではないというのが、コロンビアの至高の国益であり、法的伝統である」と指摘した。更に、最近の「アークティック・サンライズ号」事件も、ロシアが国際海洋裁判所(ITLOS)の暫定措置命令を拒否した事件として、しばしば言及される。この事件は、北極海でロシアがグリーンピースの「アークティック・サンライズ号」に乗り込み、船舶を拘留し、船員を逮捕監禁したことに対して、オランダが2013年10月にITLOSにロシアを提訴した事案である。ロシアは、UNCLOS第298条に基づき、軍事活動は強制的仲裁手続きから除外されると宣言して、仲裁手続きへの参加を拒否した。ロシアは、暫定措置命令が出された後、命令の受け入れを拒否するとの声明を出した。
- (6) これらの事例は、いずれの国家も、自国の意に反する国際法廷の管轄権や裁定を受け入れる意志がないことを示している。特に、こうした管轄権や裁定が、自国の重大な政治問題や国益に関わる場合はそうである。また一方で、これらの事例は、中国が特に領有権紛争や海洋境界画定問題に関して、第三者の調停を受け入れないと決定したことが、正当であったことを証明している。南シナ海紛争は単純な法律問題ではない。この問題は、一方において歴史、法律、国際関係そして地政学的問題であり、同時に領有権と海洋管轄権に関わる複雑な紛争でもある。明らかに、こうした複雑な紛争は、間違った裁定では解決できない。裁定を「受け入れず、認めない」との中国の立場は、このような「一片の紙くず」が中国の南シナ海における領土主権と海洋権益に如何なる負の影響を及ぼすことも許さず、また中国とASEAN諸国との関係、そして中国と紛争当事国との2国関係にも負の影響を与えることをも許さない、ということを意味する。

記事参照：Why China is Right to Say No to the South China Sea Ruling

<http://www.chinausfocus.com/foreign-policy/why-china-is-right-to-say-no-to-the-south-china-sea-ruling/>

7月29日「南シナ海仲裁裁判所裁定、『外洋群島』にとっての含意—シンガポール専門家論評」(China US Focus.com, July 29, 2016)

シンガポール国立国際法センター研究員 Tara Davenport は、Web サイト、China-US Focus に7月29日付で、“The Implications of the Award’s Reasoning on Offshore Archipelagos” と題する長文の論説を寄稿し、南沙諸島を1つの「集団」と見なして海洋権限を主張できるとする議論を明確に否定した裁定は極めて重要な意味を含んでいるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、中国の「9 段線」内の海洋権利主張の大部分を無効とし、南シナ海紛争の根幹をなす法的側面を不可逆的に変質させた。仲裁裁判所は、1,203 項目に及ぶ裁定

全文の大部分を費やして、例えば EEZ 体制と歴史的権利の併存可能性や、「岩」の定義など、幾つかのより議論のある問題を取り扱っている。従って、南沙諸島を 1 つの「集団」と見なし海洋権限を主張できるとする議論を仲裁裁判所が明確に否定した、裁定第 571 項から 576 項までの 6 つの項目を見落としがちである。裁定における理由付けは簡潔だが、裁定におけるこの判断は、南シナ海紛争の当事国間と域外国との将来の相互関係を不可避的に左右する極めて重要な意味を含んでいる。

- (2) 一般的に、群島あるいは多島海は、3 つに類別できる。第 1 は、沿岸域群島 (coastal archipelagos) で、(例えば、ノルウェー、フィンランド及びアイスランドの沿岸域を含む) 沿岸域の一部と見なし得る本土に近接した群島からなる。第 2 は、国家の全域が (例えばインドネシア、フィリピン、フィジー及びモルディヴ) のように海洋で群島を形成している海洋群島 (mid-ocean archipelagos) である。第 3 は、(例えば、デンマーク領フェロー諸島とエクアドル領ガラパゴス諸島のように) 本国沿岸域から遠く離れた海洋にあって、沿岸域の一部を構成すると見なすことができないが、大陸国家に属する (また、属領群島とも呼ばれる) 外洋群島 (offshore archipelagos) である。
- (3) 群島は、常に国際法上の問題となってきた。伝統的に、個々の島が有する海洋管轄域は、国連海洋法条約 (UNCLOS) 第 5 条に規定される、島の海岸線の湾曲部の低潮線を基線として測定される。一方、群島は、島の集団とそれらの周辺水域が密接に関係しているために、個々の島とは別の処置を必要とした。UNCLOS の交渉では、群島は最も外側の島の最も外側の諸点を結ぶ直線の基線を引くことによって 1 つ集団と見なすべきである、と主張された。しかしながら、これによって個々の島の周辺海域が内水として閉鎖水域となることから、群島を 1 つの集団と見なすことは航行の自由を不当に妨害することになるとの懸念が、海洋国家から提起された。最終的に UNCLOS には、群島国家と海洋国家の利害関係の均衡を図る条項が挿入された。
 - a. 第 1 に、沿岸域群島は、沿岸域の至近距離に一連の島がある場合、そして他の条件をも満たせば、直線基線を引くことができるとする、第 7 条に依拠することができる。
 - b. 第 2 に、UNCLOS 第 4 部によれば、海洋群島は、これら群島が第 46 条の定義に合致するならば、第 47 条に規定する一定の厳しい条件に従って、群島の最も外側にある島の諸点を結ぶ直線の群島基線を引くことができる。群島の直線内の水域は、外国の船舶や航空機の通過を認める群島国家の主権が及ぶ群島水域と見なされる。
 - c. 外洋群島については、UNCLOS は、大陸国家の外洋群島について明確に規定していない。UNCLOS の交渉では、外洋群島に関する文言は交渉草案から削除された。
- (4) 中国は、南沙諸島を取り囲む直線基線を公式には主張してこなかった。この問題に関して、仲裁裁判所は最終的に、南沙諸島が 1 つの集団として海洋権原を有することはできないとのフィリピンの主張に同意した。
 - a. 第 1 に、中国 (またはその他の如何なる当事国も) は、UNCLOS 第 47 条に従って南沙諸島を取り囲んで直線の群島基線を引く権利がない。中国は、群島国家ではなく、しかも南沙諸島の内側の水域と陸地の比率が第 47 条の 1 対 1 から 9 対 1 の間までとする条件をはるかに超えている。
 - b. 第 2 に、仲裁裁判所は、中国 (またはその他の如何なる当事国も) は第 7 条に依拠して南沙諸島を取り囲む直線基線を引くことができるとの主張を拒否した。裁判所は、海岸線が深く湾入したり、侵食されたりした場所に、あるいは群島が海岸線に至近の距離にある場合に、

- 第7条に従って直線基線を引くことができるが、南沙諸島はこれに当たらないと判断した。
- c. 最後に、仲裁裁判所は、中国（またはその他の如何なる当事国も）は一般的な国際法によって南沙諸島を取り囲む直線基線を引くことも認められないと判断した。UNCLOS はその他の地理環境下での直線基線の使用を明確には排除していないが、第7条は、第46条及び第47条に規定される条件とともに、群島国家の基準を満たさない外洋群島に関して、直線基線を適用する可能性を排除している。一部の国家は自国の外洋群島に対して群島基線に類似した効果を持つ群島基線を採用しているが、このことは、UNCLOS の明文規定から離れることを容認する、慣習国際法の新たな慣行になっているとの如何なる証拠もない。
- (5) 中国が今後、南沙諸島の全ての海洋自然地勢を取り囲む、あるいは南沙諸島集団内で近接して存在する主要島嶼を取り囲む直線基線を引くかもしれないことを示唆する、幾つかの兆候がある。裁定公表後に出された中国政府の声明は、①中国は南沙諸島と西沙諸島を含む南シナ海諸島に対する主権を有する、②これら諸島は内水、領海及びと接続水域を有する、③これら諸島は EEZ と大陸棚を有する、④中国は南シナ海において歴史的権利を有する、と宣言している。裁定は、外洋群島が UNCLOS 第7条に規定する条件を満たさなければ、あるいは第46条と第47条の群島基線の条件を満たさなければ、当該外洋群島は直線基線を引く権原を有しない、と明確に述べている（第575項）。南沙諸島はいずれの条件をも満たしておらず、また直線基線を認める慣習国際法はない。裁定を無効とする中国の言明は何ら法的効果も持たず、裁定は最終的なもので、当事国を拘束するものである。しかも同じように重要なことは、国際司法裁判所規定第38条の規定（1項d）により、法則決定の補助手段として、この裁定を適用することができるということである。もし中国が南沙諸島を取り囲む、あるいは南沙諸島集団内で近接して存在する主要島嶼を取り囲む直線基線を宣言し、それに基づいて海洋権限を主張しようとするなら、この裁定は中国にとって大きな難題となろう。この裁定によって、他の当事国は、南沙諸島を取り囲む直線基線は国際法違反と主張することができる。また、中国による直線基線の宣言は、南沙諸島を中国の閉鎖的な内水とすることになり、特に航行の自由を主張するアメリカと対立を招くことになろう。従って、中国は、直線基線の宣言の合法性に関してだけでなく、すでに不安定な状況にある地域情勢に及ぼす長期的な影響についても慎重に考慮しなければならないであろう。

記事参照：The Implications of the Award's Reasoning on Offshore Archipelagos

<http://www.chinausfocus.com/foreign-policy/the-implications-of-the-awards-reasoning-on-offshore-archipelagos/>

8月2日「南シナ海仲裁裁判所裁定、挑戦と機会—豪専門家論評」(The Strategist, August 2, 2016)

The Australian National Centre for Ocean Resources and Security (ANCORS) 専門研究員兼 S.ラジャラタナム国際関係学院 (RSIS) 顧問 Sam Bateman は、The Australia Strategic Policy Institute の Web 誌、The Strategist に8月2日付で、“The South China Sea arbitration: challenges and opportunities” と題する論説を掲載し、今回の南シナ海仲裁裁判所の裁定を中国と ASEAN の対話促進の機会にすべきであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は「ゲームチェンジャー」あるいは「中国に対する痛烈な一撃」などと評されるが、この裁定は新たな挑戦と機会を提示した。裁定について先ず指摘したいのは、その重要性が過大評価されていることである。この裁定は、常設仲裁裁判所 (The Permanent

Court of Arbitration: PCA) によるものではなく、国連海洋法条約 (UNCLOS) 加盟国間の紛争解決について規定した、UNCLOS 付属書 VII に基づいて設置された仲裁裁判所によるものである。PCA は、仲裁裁判のための事務局的支持を提供しただけである。裁定は関係当事国のみに対して拘束力を持つ。この裁定は、国際司法裁判所 (ICJ) や国際海洋法裁判所 (ITLOS) などの国連による国際法廷の判決と同じ位置づけではない。より上位の国際法廷はより多くの判事が関わり、その判決の政治的重要性に非常に鋭敏であり、従って、特に「島」と「岩」に関してもっと微妙な判決を下したかもしれない。中国がこの裁定を受け入れるとは、誰も期待していない。判決に敗れた大国が、それを無視するのは大国の伝統的な慣行である。

- (2) 驚かされたのは、南沙諸島には EEZ や大陸棚を設定できる「全ての海洋権限を有する」島はないとする裁定であった。この裁定は重要な意味を持つ。オーストラリア、フランス、日本及びアメリカなど、遠隔の海洋に小さな海洋自然地勢を領有する他の諸国にとって、この裁定は挑戦となる。日本は既に、沖ノ鳥島について EEZ と大陸棚の延伸を主張しており、岩ではなく真の島であることを再確認した。その際、日本は、今回の裁定が中国とフィリピンだけに適用されるものであると強調した。EEZ に関する裁定の重要性が提起する挑戦は、南シナ海沿岸国の自国の EEZ に対する国民感情を刺激するであろうということである。これら沿岸国は、南シナ海とそこにおける活動の共同管理の義務に従うよりも、むしろ自国の管轄海域に対する主権的権利を一方的に主張することに力を入れるようになるかもしれない。UNCLOS 第 9 部の規定の下、協力は半閉鎖海沿岸諸国の義務である。今回の裁定によって、EEZ における主権的権利の主張は執拗なものになるかもしれず、このことは効果的な協力を阻害することになる。
- (3) 現時点では、南シナ海で海洋境界について合意に至った海域は少ない。大陸棚の境界画定については確定している海域もあるが、EEZ の境界画定についてはほとんどない。南沙諸島には「岩」のみが存在するとの裁定は、論理的には南シナ海の海洋境界画定システムの基礎となり、従って、南シナ海には領海を有する多数の点在する岩と、中央部に一部はベトナムとフィリピンが主張する大陸棚外縁と重複するものの公海が出現することになる。南シナ海における将来の海洋境界画定協定は、この地域の地理と、2 国間の境界画定協定が重複する海域では 3 国間協議が必要なことから、極めて複雑なものになる。更に、西沙諸島と東沙諸島にある島嶼は南沙諸島の海洋自然地勢より大きく、「全ての海洋権限を有する」島と見なされる基準を満たしている。
- (4) 裁定の肯定的な面としては、特に関係当事国間の交渉の基礎を提示したことである。建設的な対話が求められるが、交渉の重点は、科学調査、漁業管理、海洋環境の保護、海洋法令の執行、捜索・救難といった、諸活動における協力に置かれるべきであろう。こうした協力については、南シナ海に関する最近の論議では忘れられていた。この裁定は、中国と ASEAN に対して、こうした協力について対話する舞台を与えたといえよう。

記事参照：“The South China Sea arbitration: challenges and opportunities”

<http://www.aspistrategist.org.au/south-china-sea-arbitration-challenges-opportunities/>

8 月 12 日「南シナ海仲裁裁判所裁定、中国外交の分岐点となるか—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, August 12, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 准教授 Li Mingjiang は、8 月 12 日付の RSIS Commentaries に、“The South China Sea Arbitration: Turning Point in Chinese Foreign

Policy?”と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定が中国外交の分岐点になるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定は、中国の外交政策の分岐点になりそうである。過去10年余の間、中国は、いわゆる3つの「T」問題、即ち、台湾、チベットそして貿易問題に上手く対応してきた。確かに、台湾の独立、人権に関する国際的圧力そして貿易関連問題は依然として中国の外交政策エリートの主たる関心事ではあるが、これらの問題はもはや中国を揺さぶる程の問題ではない。中国の国力の増大と、北京が3つの「T」に対処する経験を積むに従って、中国の意思決定者は今やより多くの政策の選択肢を持つようになってきていることから、これらの問題は次第に中国の外交関係における突出した問題ではなくなりつつある。これら3つの「T」問題の重圧が減少してきたことで、北京は近年、東シナ海と南シナ海における領有権紛争や境界画定紛争に対処する上で、より高圧的なアプローチをとることができるようになった、と言えるかもしれない。過去数年間の南シナ海における緊張と紛争の源泉は、例えば他の領有権主張国や外部勢力の介入などが相まって、複雑である。しかし、多くの専門家が考えるところでは、北京の過剰反応と南シナ海における北京に有利な方向への現状変更とが南シナ海問題の悪循環をもたらしたということであろう。北京が好むと好まざるとに関わらず、南シナ海問題は、アジア太平洋地域における中国の外交関係に深刻なインパクトを及ぼしつつある、新たな重大問題となってきた。
- (2) 仲裁裁判所の裁定は、中国の外交関係における4つ目の「T」—即ち南シナ海における領有権紛争—の出現に繋がりそうである。裁定、そしてより広義には南シナ海問題が中国の外交政策の分岐点となるかもしれない、と考える所以である。7月12日の裁定公表前後に、世界の60カ国以上から象徴的な外交的支援を得ようとした北京の努力は、この見方を裏付けている。そのような分岐点が既に現れつつあると見なす、幾つかの理由がある。
 - a. 第1に、裁定の有効性とその効果は、今後数年間、北京と一部の領有権主張国との摩擦の元になりそうである。北京は裁定を無視したいと思っているかもしれないが、国際的には多くの国が、中国と南シナ海問題に対処するに当たって、この裁定を政策ツールとして利用することを簡単に諦めないことはほぼ確実である。また、外部の期待に反して、中国が南シナ海問題と裁定に対して非妥協的な態度をとり続けることも、ほぼ確実である。
 - b. 第2に、南シナ海における将来のどんな紛争も、必然的に裁定と関連づけられ、裁定に照らして吟味されることになろう。今のところ、中国自身も、また他の領有権主張国も、紛争生起を効果的に阻止するための包括的な政策を持っているようには見られない。裁定は中国の大衆ナショナリズムを高揚させた。中国のエリート層は、中国が南シナ海で直面する全ての問題の背後にワシントンが居ると本当に思っているようである。多くの中国の専門家は、中国の国力の増大が南シナ海問題の最終的な解決に寄与するという考えに同調し勝ちである。より穏健な政策を支持する少数派は抑圧されるか、自制し、場合によっては、裁定を客観的に分析しようとする試みさえ、愛国心に欠けるとして非難される。現在、中国では、北京は南シナ海問題の法律面により多くの関心を払うべきとする認識が高まっているが、いずれ法律専門家が北京の意思決定過程でより大きな役割を演ずることができるかどうかは定かではない。
 - c. 第3に、域内の多くの政治指導者が南シナ海問題と地域の諸問題を管理する上での法の重要性を強調するにつれて、中国と他の領有権主張国との見解と政策の相違が益々顕著になるかもしれない。一般的に、中国が法に基づく地域秩序に反対しているとは思われないが、中国

は、多くの既存の規則や規範がこの地域におけるアメリカの卓越という環境の中で構築されてきたという事実を、快く思っていない。また北京は、他の領有権主張国が南シナ海に適用したいと望んでいるかもしれない規則が南シナ海問題における中国の目的に反するものであることを認識している。地域の海洋問題における規則を巡るこの対立は、中国の外交関係に広範な影響を及ぼすかもしれない。中国の急速な台頭に伴って、この甦る世界的大国が既存の国際規範を維持するのか、あるいは変更しようとするのか、国際社会は注視している。南シナ海は、この点において、益々中国にとってのリトマス試験になってきている。

- (3) 仲裁裁判所の裁定は、南シナ海における中国の態度や政策を和らげることはなさそうである。現在の北京の態度や政策から、北京は、裁定や他の領有権主張国の懸念を無視して、我が道を行くことになりそうである。当然ながら、域内と域外のプレーヤーは、成功するかどうかは定かではないが、絶えず中国の行動を抑制したり、必要なら押し返したりするであろう。その結果、南シナ海問題は、中国の近隣外交における大きな課題であり、その外交政策全体にとっての新たな重大問題であり続けよう。南シナ海問題が過去数年間の中国の地域の戦略的安全保障利益に如何なる損害を及ぼしてきたかを精査することは、中国の意思決定者にとって賢明なことであろう。南シナ海問題の対処に当たってどの程度力を行使することができるか、あるいは南シナ海問題が中国の外交関係にもたらす好ましくない結果を回避するために何ができるか、その選択肢は北京の指導者にある。

記事参照：The South China Sea Arbitration: Turning Point in Chinese Foreign Policy?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/08/CO16205.pdf>

8月18日「比 EEZ 内での合同漁業監視活動、南シナ海仲裁裁判所裁定履行の穏健な措置—米専門家論評」(The Diplomat, August 18, 2016)

ハワイの The Asia-Pacific Center for Security Studies 准教授 Kerry Lynn Nankivell は、8月18日付の Web 誌、The Diplomat に“South China Sea: Fishing in Troubled Waters”と題する論説を寄稿し、違法操業に対する合同監視活動が南シナ海仲裁裁判所の裁定を履行する穏健な手段となり得るとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 現在、アメリカの海軍と沿岸警備隊は、「オセアニア海洋安全保障構想 (The Oceania Maritime Security Initiative: OMSI)」に基づき、パートナー諸国の要員を米海軍戦闘艦に乗せて、アメリカ以外の国の EEZ 内における違法漁業に対する海洋法令執行活動を定期的に実施している。この画期的な海軍と沿岸警備隊の合同による多国間の漁業監視活動はあまり知られていないが、7月12日の南シナ海仲裁裁判所の裁定に対する、ローリスクで、ハイインパクトな対応モデルとして適切かもしれない。フィリピンの EEZ 内での合同の漁業監視活動は、裁定の履行を確かなものにするとともに、法の支配に対するマニラとワシントンのコミットメントを具体的かつ効果的な方法で誇示することができるかもしれない。
- (2) 南シナ海仲裁裁判所の裁定公表後、中国を除いて、関係国の多くは沈黙を保っている。ベトナムは、南沙諸島で実効支配する幾つかの海洋自然地勢にロケット砲を設置するなどして、南シナ海における既成事実を受け入れない姿勢を示してきた。フィリピンのドゥテルテ大統領は、裁定を確認しながらも、対話を続ける姿勢を示している。インドネシア政府は、インドネシアのとるべき政策を検討するための法律タスクフォースを立ち上げるに止まり、マレーシアは沈黙を続け、ASAN は首脳会談での共同宣言に南シナ海や裁定に言及することはなかった。こう

した状況は危険でさえある。全ての当事国がエスカレーションの危険性を認識していることは理解できるが、中国の行動に対して黙認する姿勢は不安定化を増大させる。地域の安定を公然と無視する中国に対する沈黙は、北京をして、法の支配を損ねる合法的な前例を確立できると確信させることになりかねないからである。

- (3) 全ての当事国による適切な対応は、沈黙することではなく、できる限り非挑発的な手段によって、裁定の主旨を浸透させていくことであろう。これまでのところ、裁定に対するコメントの多くは、この問題の軍事的あるいは法的側面に焦点を当てたものであった。残念ながら、エスカレーションを煽るような論議や法的な論議ばかりでは建設的な政策は生まれず、従って、北京に対する圧力にはなっていない。2つの論議の間には、忘れられている方策がある。それは、海洋警察力によるEEZとして確認された海域における漁業監視活動である。留意すべきは、南シナ海仲裁裁判所の裁定後も、多くの未解決の問題が残されていることである。就中、最も重要な問題は、南沙諸島の海洋自然地勢に対する最終的な主権問題である。判断が示された事項でも、例えば、中国の「9段線」の合法性に対する判断や、ミスチーフ環礁（美濟礁）における建設活動の違法性に関して、中国に履行を強要することは極めて難しい。しかしながら、裁定は2つ事項を疑問の余地なく確認した。即ち、1つは、ミスチーフ環礁が管轄海域を設定できない「低潮高地」であり、しかもフィリピンのEEZ内に位置すること、2つ目は、スカボロー礁（黄岩島）は12カイリの領海しか設定できず、しかもフィリピンのEEZ内に位置することである。要するに、これら2つの事項に関する裁定は、原則として、フィリピンのEEZとして確認された海域における海洋法令執行活動によって容易に履行できるということである。しかしながら、現状では多数の中国の漁船が後方から中国海警局の巡視船に護られてフィリピンのEEZ内で操業しており、フィリピン沿岸警備隊や海軍の能力では単独で対抗することが難しい状態にある。そこで、状況に適したパートナー協定の下でアメリカと協働することは、一考に値する選択肢である。
- (4) この際、OMSIに基づく太平洋島嶼国とのワシントンの既存の漁業監視パートナーシップ協定が枠組モデルとなるかもしれない。（ミスチーフ環礁周辺海域とスカボロー礁近接海域を含む）フィリピンのEEZ内における定期的な漁業監視パトロールは、仲裁裁判所の裁定の中でも、上記2つのほとんど論議にならない部分を履行することになるだろう。アメリカにとって、フィリピン沿岸警備隊との漁業監視協定は、東南アジア海域における法の支配というアメリカのコミットメントに従って、マニラとの同盟関係に基づく自然で非挑発的な活動ということになるであろう。その上、米海軍は既に、フィリピン海域にほぼ恒常的なプレゼンスを維持しており、またOMSIに基づく活動経験があることから、活動開始の準備ができています。OMSIでは、米海軍と沿岸警備隊との運用協定と、アメリカとパートナー諸国との2国間の要員乗船協定があり、その結果、現在では、米沿岸警備隊要員とパートナー諸国の要員を乗艦させた米海軍戦闘艦は、パートナー諸国のEEZ内で違法操業する外国船舶を停船、臨検、押収、そして拿捕することができる。この省庁間協力と国際的枠組は過去5年間、太平洋で成功裏に実行されてきた。これが、米比パートナーシップのモデルとなるのではないか。
- (5) これには否定的な問題もある。「9段線」内で操業する中国の漁民は恐らく中国政府当局と連携しているか、その指示を受けている可能性がある。従って、こうした漁民の取り締りは、ある程度リスクを伴う。しかも、当然ながら、米海軍は、東南アジア海域で長期間漁業監視活動を続けることはできない。こうした任務は域内諸国が担うべきだが、米海軍戦闘艦の限定的使用は当面の即応措置となろう。自国の管轄海域を護るフィリピンの主権的権利は不可侵の権利

であり、従って、米比パートナーシップによる漁業監視活動は、東南アジア海域、特に小国の主権的管轄海域において、中国の自由にさせないとする北京に対するメッセージとなろう。それはまた、フィリピンの EEZ 内における中国の活動を減少させることになるかもしれない、それによって南沙諸島周辺海域における危険な偶発的遭遇事案の減少に繋がるかもしれない。更に、漁業監視活動は、ミスターフ環礁とその周辺における中国の人工構造物の建造に対する一定の抑止力ともなる。要するに、こうした理由から、合同漁業監視活動の強化は、地域の安定に対するリスクを最小限に抑えながら、仲裁裁判所の裁定の履行を実現する最良の方法かもしれない。しかも、米海軍はそのためのノウハウを既に持っており、それがフィリピンの EEZ 内で必要とされているのである。軍事的対応や、中国の行動を事実上黙認することは、遠からずリスクな選択肢であることが証明されることになるかもしれない。

記事参照：“South China Sea: Fishing in Troubled Waters”

<http://thediplomat.com/2016/08/south-china-sea-fishing-in-troubled-waters/>

8 月 30 日「南シナ海仲裁裁判所裁定、ベトナムにとっての含意—クラスカ米海大教授論評」 (Maritime Awareness Project, August 30, 2016)

米海軍大学教授 James Kraska は、8 月 30 日付の Maritime Awareness Project 誌に、“Vietnam Benefits from the South China Sea Arbitration”と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定はベトナムに恩恵をもたらすとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ベトナムは南シナ海仲裁裁判の当事国ではないが、7 月 12 日の裁定によって、南シナ海における海洋権益を巡る中国との紛争において、事実関係と法的立場に関して正当性を主張できる。南シナ海の紛争要因の内、点在する海洋自然地勢の領有権については仲裁裁判所に管轄権がない。今回の仲裁裁判の対象となった南沙諸島に同じように、中国が占拠している西沙諸島はベトナムも領有権を主張している。南沙諸島では、ベトナムは全域に対する領有権を主張しており、現在 29 の海洋自然地勢を実効支配しており、他にフィリピンが 9 つ、中国が 7 つ、マレーシアが 5 つ、台湾が 1 つの海洋自然地勢をそれぞれ実効支配している。ベトナムはフランスからの継承に基づいて南沙諸島に対して最も強く領有権を主張しているが、領有権紛争は未解決のままである。南シナ海仲裁裁判所は、海洋自然地勢の領有権に対する判断を示したのではなく、個々の海洋自然地勢が有する海洋権限と、国連海洋法条約 (UNCLOS) が加盟国に課す旗国の責任や義務に対する中国の違法性に焦点を当てたものであった。例えば、UNCLOS 第 94 条によれば、中国は、自国を旗国とする船舶の乗組員に対して国際的規則を遵守させる義務がある。この件に関する仲裁裁判所の裁定は、南シナ海におけるベトナムと中国との間の海洋紛争に直接的な影響を及ぼすものであり、結果的に、裁定はベトナムのアプローチを支持するものとなった。
- (2) 第 1 に、ベトナムは、裁定から大きな恩恵を受ける。フィリピンは、UNCLOS 第 15 部「紛争の解決」に基づいて仲裁裁判所に提訴した。UNCLOS 付属書 VII「仲裁」によれば、当事国が紛争解決の手続きに合意できない場合、仲裁裁判所が第 3 者の立場から拘束力を持つ裁定を下すことができる。今回の仲裁裁判はこのケースに該当し、従って、ベトナムもまた、中国に対して、領有権ではなく、海洋管轄権に関して同様の仲裁裁判を申し立て、今回と同様の裁定を得ることが可能であろう。要するに、ベトナムは、拘束力のある仲裁過程を通じて、明確に結果を期待できる法的道筋を得たことになる。仲裁裁判を申し立てた場合、ベトナムは、南沙諸島にも、そして恐らく西沙諸島にも、EEZ と大陸棚を有する海洋自然地勢はないとの裁定を得

ることになる。一方で、ベトナムは自国本土の長い沿岸線を基点とする EEZ と大陸棚を主張できることから、当該海域に対するベトナムの主権的権利と管轄権は、恐らく中国や他の国が占拠する海洋に点在する岩とそれが有する領海を除いて、完璧なものになる。しかも、中国が仲裁過程に参加しないとしても、UNCLOS 加盟国として、中国は仲裁手続きを受け入れていると見なされる。更に、「条約法に関するウィーン条約」に基づき、条約当事国は、加盟条約を誠実に履行する基本的義務を有する。従って、中国は、仲裁裁判所の裁定を履行する法的義務を有する。南シナ海仲裁裁判所の裁定は、中国の「9 段線」や「歴史的権利」主張を退け、そして中国（と他の国）によって占拠された南沙諸島の海洋自然地勢が EEZ や大陸棚を有すると主張する可能性を排除した。

- (3) 第 2 に、ベトナムは、将来の紛争解決手続きにおいて、中国に比して地理的に優位な立場にある。南シナ海仲裁裁判所の裁定が南沙諸島の全ての島嶼を EEZ や大陸棚を主張できない岩と判断した。例え中国が南沙諸島で占拠する全ての海洋自然地勢の領有権を得たとしても、当該地勢の周辺 12 カイリの領海しか主権は及ばず、他方、ベトナムの長い海岸線は、南シナ海に向けて 200 カイリの EEZ や、それ以遠に大陸棚を主張できる。要するに、今回の裁定と国際司法裁判所 (ICJ) のコロンビア・ニカラグア裁判 (2012 年 11 月) の判決によれば、小さな「高潮高地」は UNCLOS 第 121 条 3 項に規定する「岩」であり、その海洋権限は領海のみ限定されるということになる。従って、これらの「岩」は、沿岸国の EEZ 内に「取り囲まれる (“enclaved”）」ことになる。言い換えれば、本土海岸線を基点とするベトナムの EEZ と大陸棚に対する主張は、法によって保証された議論の余地のないものである。他方、中国はせいぜい、自国が占拠する小さな「高潮高地」周辺に領海を主張できるだけであろう。更に、南シナ海仲裁裁判所の裁定に示された、持続的な人間の居住に関する高い基準に照らせば、ベトナムも、同様に中国も、西沙諸島と南沙諸島の海洋自然地勢を基点として EEZ を主張する法的根拠は薄弱である。また、例え西沙諸島がベトナムの領有に帰したとしても、西沙諸島を基点とするハノイの海洋権限主張は他国の主張と重複し、従って 200 カイリまでの完全な EEZ を有しないであろう。
- (4) 結局、ベトナムは、今回の仲裁裁定から恩恵を受ける。南沙諸島や西沙諸島を基点とするベトナムの潜在的な EEZ 主張は支持されないが、裁定は、ベトナムの本土海岸線を基点とする EEZ のほぼ全域に対するハノイの排他的な主権的権利と管轄権を明確に確認するものである。ベトナムは、海洋自然地勢を基点とする権限主張の理論的根拠を失うかもしれないが、本土海岸線を基点とするその EEZ と大陸棚主張の合法性は、非常に強固なものになった。更に、中国（と台湾）を除けば、今回の裁定は、ベトナム、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアの間における海洋境界を巡る合意や調停の実現可能性を高めたと思われる。南沙諸島の全ての海洋自然地勢が「低潮高地」か「岩」と判断されたことによって、これら諸国間の海洋管轄権主張が重複する可能性は減少する。海洋自然地勢の海洋権限が最大で領海のみ限定されれば、その価値は低下する。これら各国は、領有権紛争を解決するために、個々の海洋自然地勢に対する領有権主張について柔軟な対応を示すことになるかもしれない。従って、今回の裁定が持つ最大のインパクトは、個々の海洋自然地勢の領有権主張の解決に向けて、これら小国間の交渉を促すかもしれないことである。

記事参照 : Vietnam Benefits from the South China Sea Arbitration

<http://maritimeawarenessproject.org/2016/08/30/vietnam-benefits-from-the-south-china-sea-arbitration/>

9 月 14 日「南シナ海仲裁裁判所裁定、マレーシアの見解—マレーシア専門家論評」(Maritime Awareness Project, September 14, 2016)

マレーシアの The Maritime Institute of Malaysia 上席研究員 Sumathy Permal は、Maritime Awareness Project の Web サイトに、"The Award Decision in the Philippines-China Arbitration Case: A Perspective from Malaysia"と題する論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁判所の裁定に対して、マレーシアの視点から要旨以下のように述べている。

- (1) この 10 年間、東南アジアの多くの国は、南シナ海を含むアジア太平洋地域におけるパワーバランスの変化によって生じた、この地域の戦略環境の変動に対応する新たな政策を策定してきた。特に南シナ海仲裁裁判所の 7 月 12 日の裁定は、アジア太平洋地域にとって新たな大きな意味を持つ歴史的な出来事であった。予想通り、中国はこの裁定を拒否した。一方、域内の関係各国は自国の国益に照らして裁定を分析しており、全体として ASEAN は、域内において予想される反応や緊張の激化に主たる関心を示している。この裁定の意義は、主に以下の 4 点に集約できる。
 - a. 第 1 に、中国が主張する「9 段線」内における歴史的権利について、裁定は、国連海洋法条約 (UNCLOS) に違反し、何らの法的根拠もないとの判断を示した。
 - b. 第 2 に、中国とフィリピン双方が主張する海洋自然地勢の法的地位に関しては、裁定は、南沙諸島の海洋自然地勢は全て岩か「低潮高地」であり、EEZ や大陸棚を主張できる島は存在しないとの判断を示した。予想外であったのは、裁定が南沙諸島最大の海洋自然地勢である、Itu Aba (台湾占拠の太平島) について、島ではないとの判断を示したことである。
 - c. 第 3 に、中国の一連の活動がフィリピンの主権を侵害し、漁業の自由を妨害するとともに、海洋環境を破壊しているという訴因については、裁定は、中国の活動を UNCLOS 違反とし、海洋環境保全義務に違反しているとの判断を示した。
 - d. 第 4 に、仲裁裁判中の中国による南沙諸島での人工島の造成については、裁定は、紛争の悪化を招き、拡大させたとの判断を示した。
- (2) では、マレーシアにとって、この裁定は如何なる意義があるか。マレーシアの地理的領域内には、南沙諸島の一部の海洋自然地勢が含まれる。マレーシアは、自国の海洋管轄領域内では、UNCLOS を主とする一連の国際法に規定される、内水、領海、大陸棚、EEZ 及びそれらの上空に関する全ての権利を一貫して主張してきた。マレーシアの EEZ を規定した、1984 年の法律は領海基線から 200 カイリまでの EEZ を設定しており、同法は国連に寄託されている。マレーシアの EEZ とその他の海洋管轄領域の境界については、1979 年 12 月にマレーシア地理院が発行した「新地図」には大まかに示されている。当時は国際法上、EEZ の概念自体が明確化されていなかったこともあり、「新地図」には EEZ の境界が明確に記載されていないが、マレーシアは、1996 年に UNCLOS 加盟に当たって、大陸棚と EEZ に関しては単一の境界画定を採用するとの宣言を発出した。この点で、仲裁裁判所の裁定は、マレーシアの国益を損なうことはない。マレーシアは常に、国内法と UNCLOS を含む国際法を遵守し、国益、主権、領土保全そして国民福祉を護ることに主眼に置いてきた。

記事参照 : The Award Decision in the Philippines-China Arbitration Case: A Perspective from Malays

<http://maritimeawarenessproject.org/2016/09/14/the-award-decision-in-the-philippines-china-arbitration-case-a-perspective-from-malaysia/>

4. 国際関係

8月10日「米中間の戦略的抗争を如何に管理するか—中国人の視点から」(China US Focus.com, August 10, 2016)

中国現代国際関係研究院前院長で武漢大学国際問題研究院学術委員会副主任の崔立如は、8月10日付のWeb誌、China US Focusに“Managing Strategic Competition Between China and the U.S.”と題する長文の論説を寄稿し、中国と米国は中米関係の構造的矛盾による相違を乗り越え、平和共存を目指す新しいタイプの関係構築のために協働すべきであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海における中米抗争は、中国とフィリピンやベトナムとの領有権紛争よりも注目を集めている。中米両国の戦略研究や政策決定に関わる人々にとって、真に重要な関心事項は中米関係の将来動向である。中米関係は、相互関係を深化させてはいるが、両国は著しく異なる2つの巨大国家であるということに、その特異な複雑さがある。中米関係は、この特異な関係における変化と、そして同時により広範な国際秩序体系における変化を含めた、いわゆる歴史的变化が進行している。これらの変化は二層の重要性をもっている。即ち、一方で、中国の台頭は、中国とアメリカとの相対的な強さにおける変化の結果である。他方で、中国の台頭は、世界のその他の地域との統合化を促し、グローバル化の過程への積極的な参加によって実現してきた。この統合化による最も重要な結果の1つは、中米両国が相互に最も重要な利害関係国になったことである。この新たな中米関係の下で、抗争と協調の両方の側面が同時に進行している。中米両国は、一方では相互に主要な戦略的抗争相手であり、他方では、相互に互いを必要とする重要なパートナーでもある。このような2つの大国間の国家関係は歴史に前例がない。この新たな中米関係において、抗争的側面が強まってきている。アジア・太平洋において中米の戦略的抗争が激しくなってきた理由、アメリカは自らをこの地域の国際秩序の守護者と見、中国の台頭を、まず阻止し、封じ込める必要がある不可避の挑戦と見なす考えを次第に強めていることにある。アメリカのアジア・太平洋への軸足移動がこうした方向に進めば、中米関係の構造的矛盾が強まり、中米関係は最終的には「トゥキュディデスの罠」(覇権戦争不可避論)に陥ることになるかもしれない。
- (2) 中米関係の構造的矛盾は、2つのレベルにおける問題を含んでいる。1つ目のレベルは、政治システムとイデオロギーにおける相違である。もう1つのレベルでは、主要な戦略的ライバル間の矛盾した関係は、近年徐々に明確になってきていることである。現実主義的視点から中米関係の構造的矛盾を理論的に説明すれば、台頭する大国と既存の大国間のパワー構造は、必然的に2つの大国をライバル関係に導くというものである。しかしながら、この分析は、国家間の経済的相互依存という重要な発展を評価しておらず、新しい関係において明らかに増大している国内的要因の効用を無視しており、従って中米関係におけるダイナミックな新しい変化を読み切れていない。特に構造的矛盾の過度な強調は、不一致を増大させ、負の感情を悪化させ、対立への傾斜を引き起こし、中米関係の改善にとってより大きな困難を作り出す可能性がある。ジョン・ミアシャイマーの著名な著作、*The Tragedy of Great Power Politics* (邦題『大国政治の悲劇』)における中心的な議論は、「安全保障のジレンマ」は大国間の不可避な構造的問題であるということである。ミアシャイマーは、大国にとって、安全保障を追求する上で覇権を争うことが最良の選択であるとする。ミアシャイマーによれば、覇権が中国の台頭の必然的な

目標であり、従って中米間の対立は不可避となる。その上で、彼は、アメリカは冷戦期のやり方で中国を包括的に封じ込める必要があると主張する。国際問題研究におけるミアシャイマーの権威のある学術的影響力を考えれば、ミアシャイマー理論は、中米両国の専門家と外交部門に相当に悪い影響を及ぼしてきた。彼自身の意図とは別に、ミアシャイマーの理論と提言は、実際には、アメリカにとって権力政治の追求とその覇権維持のための論拠となっており、それ故に、アメリカのタカ派によって支持されてきた。

- (3) 中米両国の多くの専門家は、中米間の相違と緊張を、国力の相対的变化に起因する構造的矛盾の増大と解釈した。このことは、付随して中米両国における「脅威」論の相互検証を引き起こした。アメリカでは、「中国の台頭」に対する言及は、通常、「アメリカのリーダーシップに対する挑戦である」、「アメリカの安全保障を脅かす」あるいは「アメリカ人の仕事を奪う」といった、漫然とした「中国脅威論」と結び付けられた。その一方で、専門家やシンクタンクの報告書などは、アメリカは衰退しておらず、アジアにおける優越とともにナンバーワンの世界大国としての地位を維持していくべきであると主張する。他方、中国では、アメリカの衰退は事実であり、アメリカは国内的にも国際的にも困難に逢着して行き詰っており、従って、その地位を中国に取って代わられるのを阻止するために、アメリカは「中国脅威」論を振り回し、全方位に亘って中国の発展を封じ込め始めている、というのが一般的な受け止め方である。このようにして中国に対する「新冷戦」は始まった、と結論付けることは合理的である。中国に対する封じ込めの提唱は、主として比類なき米軍事力の優位に依拠している。かくして、中米関係には、常に冷戦の亡霊が付きまとい続ける。国家の安全保障を護るという名目で中国に対する全面的な封じ込めを説くことは、当然ながらアメリカ国内での政治的支持なしにはあり得ない。
- (4) 国際関係の動向におけるメガトレンドは、アメリカが能動的あるいは受動的に、その覇権政策を最終的には変更するであろうことを示唆している。アメリカが長期的に覇権を維持できるかどうかは、2つの側面における諸要素の成り行き如何にかかっている。即ち、1つは覇権を維持するコストであり、もう1つはそれを諦めることによる利益である。世界の多極化時代が進むにつれ、アメリカの覇権は多様な側面からの挑戦に直面しており、中米関係はその中の1つの重要な要素にすぎない。しかしながら、覇権を維持する利点がそれに必要なコストを上回る限り、アメリカは、自発的に覇権を諦めることはないであろう。中国にとって、平和的台頭への道を堅持することは、一定の条件下でアメリカの覇権と平和的に共存することを意味する。故に、「対立のない (“no confrontation”）」関係は、中米両国間の基本的なコンセンサスとなってきた。同様に、もう1つの原則的な考え、「ウィン・ウィンの協力 (“win-win cooperation”）」は、中米関係の理想的な目標、即ち、平和共存の実現への道を漸進的に追求していくことを中米両国に求めている。「トゥキュディデスの罠」という特定の概念が不可避となる国際関係は、現在の中米関係には存在しない。中国は、アメリカに取って代わって世界の超大国になる意図を持っていない。中米の協力関係は、国際政治秩序を維持する上で不可欠の要素である。中国の台頭による挑戦の結果として中米関係が「トゥキュディデスの罠」に直面するという見方に対する対応として、中国が提案する「新しいタイプの大国関係」という概念は、平和的な発展への道を堅持し、それが中米関係を長期的な平和共存に導くことができるとの中国の考えを示すものである。
- (5) 中国とアメリカの利益は時を経て益々深くかつ広範に結びついてきており、従って対立は中米

関係の根本的な利益と一致しない。中米協力関係は、21世紀のアジア太平洋地域の平和と安定を維持する上で不可欠である。中国と米国は、2つの大国として構造的矛盾による相違を乗り越え、新しい歴史的環境の下で、平和共存を目指した新しいタイプの関係の構築のために協働すべきである。中米両国は、新しい時代における戦略的抗争に対する「ある種のマクロ的な管理 (a certain kind of “macro management”）」を適用する必要がある。軍事分野でのリスク管理とコントロールを強化することに加えて、2国間関係の将来の発展に向けた安定した枠組みの構築が喫緊の課題である。同時に、中米間の戦略的抗争は、アジア太平洋地域における地域秩序にとって重要な挑戦となっている。中米間の将来の枠組みは、この地域における地域秩序の構築に向けての両国の協働に結び付けられなければならない。政治的には、これは、この地域における平和共存の追求を、新しいタイプの関係の構築における1つの重要とすることを意味する。

記事参照 : Managing Strategic Competition Between China and the U.S.

<http://www.chinausfocus.com/foreign-policy/managing-strategic-competition-between-china-and-the-u-s/>

8月24日「新たな挑戦に直面するアメリカの卓越の座—米専門家論評」(The National Interest, August 24, 2016)

米ジョージタウン大学ポール・ニツェ高等国際関係大学院 (SAIS) 教授 Hal Brands は、8月24日付の The National Interest (電子版) に“The Era of American Primacy is Far from Over”と題する論説を寄稿し、世界におけるアメリカの卓越の座は依然維持されているが、今やかつてない新たな挑戦に直面しているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカの卓越の時代 (the era of American primacy) は終わったのか、そうだとすれば、アメリカは根本的な地政学的縮小を図るべきか。現在、この問題に正確に答えるためには、アメリカのパワーについて以下の4点を理解しておく必要がある。
 - a. 第1に、国際的な卓越の保持は、一般的にアメリカに有利な国際秩序の形成を可能にすることで、長年に亘ってアメリカに数多くの利益をもたらしてきた。
 - b. 第2に、今日、論じられることとは反対に、アメリカの卓越の時代は終わったのでもなければ、近い内に終わるといってもなく、アメリカはグローバル・パワーの最も重要な面で依然他を圧している。
 - c. しかしながら、第3に、アメリカの卓越は依然変わらないとしても、今日、この卓越の座は、冷戦時代以上に厳しい挑戦を受けている。
 - d. そして第4に、全世界に跨がる態勢を大幅に縮小することはアメリカにとって賢明ではないが、アメリカは、著しく優位なグローバルな態勢を今後とも維持していくために多大な努力と投資を行う必要がある。
- (2) アメリカにとって最も厳しい挑戦は、冷戦期のような大国間の抗争への回帰である。アメリカ主導の冷戦後の世界秩序を実際には決し受け入れてこなかった、中国やロシアといった地域大国が今や、この世界秩序を押し返すためにそのパワーと能力を投入しつつある。中口は「隣接地域」における優越を目指しており、アメリカのパワーの周辺に位置するアメリカの同盟国を脅かしつつある。実際、アメリカのグローバルな軍事的卓越は変わらないものの、中口は、東アジアと東欧へのアメリカの戦力投入能力を益々脅かす能力を開発しつつある。従って、地域バランスは悪い方向に変わりつつあり、アメリカは冷戦後かつてない軍事的、地政学的挑戦に

直面している。これと並行して、イスラム国や北朝鮮のようなアメリカが進めてきた民主化の促進とは逆行するような主体の台頭と挑戦もある。アメリカ自身の国内政治の混乱と影響も少なくない。

- (3) では、アメリカは何をすべきか。冷戦後の世界において、アメリカは、少ない費用で卓越の座を維持できた。この間、アメリカの軍事支出は GDP の 3% 程度であった。しかし、状況は変化してきており、アメリカは、ロシアや中国からの挑戦に対応して地域バランスを強化するために、中長期的な投資を行う必要がある。また、抗争が強まっていく環境下で米軍部隊が作戦遂行できるように、革新的な能力や運用構想の開発が必要であろう。更に、アメリカは、(例えば、より効果的な防衛態勢を整備するよう同盟国を慫慂することによって) 既存の同盟国体制をより活性化することも必要となろう。そして同時に、アメリカの指導者は、アメリカの卓越を支える政治的基盤を強化する必要がある。そうすることによって、アメリカの指導者は、アメリカのリーダーシップと卓越が安定した国際秩序の構築に寄与してきたのであり、それを維持するコストはそれが失われれば確実に到来するより危険で不安定な世界に対処するコストとは比較にならない程安いものであることを、アメリカ国民に銘記させる必要がある。アメリカが今後いつまでその卓越の座を維持できるかは、国内の支持にかかっているからである。

記事参照 : The Era of American Primacy Is Far from Over

<http://nationalinterest.org/blog/the-skeptics/the-era-american-primacy-far-over-174>

65

9 月 1 日「南シナ海問題を巡る米中の認識ギャップ—米専門家論評」(China US Focus.com, September 1, 2016)

米シンクタンク、EastWest Institute 上席研究員 David J. Firestein は、Web 誌、China US Focus に 9 月 1 日付で “The US-China Perception Gap in the South China Sea” と題する長文の論説を寄稿し、アメリカと中国は南シナ海問題を全く異なる観点で認識しており、この認識の差は米中間の緊張を悪化させるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海の実情は、南シナ海問題の事実上全ての側面に対する米中両国の戦略的認識において大きなギャップがあり、しかも拡大していることを示している。こうした異なった認識は、南シナ海問題が米中 2 国間関係における厄介な問題となっている主たる原因と見られる。恐らく、米中間の最も根本的な認識のギャップは、南シナ海に対する中国の海洋権限主張の実際の定義やその明快さを巡るものである。中国の視点からすれば、南シナ海の約 86% を取り込む「9 段線」に基づく権利主張は、確な歴史的根拠に基づくものであり、自明であるとともに議論の余地がないという点で明快なものである。対照的に、アメリカは (そして紛争当事国も、非当事国も含めた他の多くの国も)、中国の「9 段線」主張を、歴史的にも法的にも明確に定義されておらず、曖昧なものである、と認識している。こうした非常に基本的な疑問が依然として未解決のままである限り、南シナ海問題についての米中間の持続的な共通理解が実現するとは思われない。
- (2) 米中間におけるもう 1 つの根本的な認識の不一致は、中国の現在の主権主張の法的根拠に関するものである。中国の見解は、歴史は最終的な拠り所であり、従って歴史は 2 国間の紛争事例において現代国際法に優越するというものである。中国の主張が他の当事国によって UNCLOS の規定に反すると見なされる場合、自国の歴史的な領有権主張や海洋権限主張を事実上

UNCLOS の「適用除外にする」、そしてこれらに関する UNCLOS の規定に基づく紛争解決手続きを受け入れないということ、中国は（UNCLOS 加盟に際しての）1996 年の声明書において、更に 2006 年に改めて、明確に主張している。これに対して、アメリカは、UNCLOS に加盟していないが、レーガン政権期から確立されてきた政策として、UNCLOS の条項を遵守している。そしてより重要なことは、アメリカは一般的に、批准した国際法（例えば、国家が拘束されることを選択した、この場合は UNCLOS）が、あらゆる主権主張の法的有効性を判断するに当たって、歴史的根拠に優越すると見なしていることである。要するに、中国は、南シナ海における自ら権利主張を、歴史的根拠を理由に、UNCLOS の適用除外になると見なしているのである。一方で、アメリカは、南シナ海における競合する権利主張は、歴史的根拠に関係なく、UNCLOS の規定に従うべきものと考えている。この認識の不一致は、この問題を巡る米中間の摩擦の主な要因となっている。

- (3) 米中間には、それぞれの戦略的意図、目的及び動機に関しても深い認識の隔たりがある。中国は、アメリカの声明と行動（そして特に航行の自由作戦）を、中国を包囲し、中国を「封じ込め」、中国南部沖合への中国の戦力投射能力を制限し、アメリカの東アジア海洋域における「覇権」あるいは卓越を強化し、そしてフィリピンなどの域内の同盟国やパートナー諸国に味方しようとする、アメリカの願望の現れと見なしている。要するに、中国は、南シナ海に対するアメリカの姿勢を、侵略的であり、中国の野心を挫く狙いがあると見なしているのである。一方、中国は、南シナ海における自らの行動を、全く寛容なものを見なしている。しかし、アメリカは、中国の行動を寛容なものとは見なしておらず、むしろ高圧的で、侵略的である見ている。アメリカから見れば、中国は、南シナ海におけるこうした高圧的な行動を通じて、数多くの目的を達成しようとしている。同時に、アメリカは、自らの動機を寛容なものを見なし、2つの合法的な政策目標、即ち、南シナ海における航行の自由の維持、そして南シナ海紛争の平和的解決を重視してきた。アメリカは、自らの行動が中国に対する封じ込めによって動機付けられていることを強く否定している。
- (4) 南シナ海で誰が扇動者の役割を演じているのかということについても、米中間に重大な認識の違いがある。ここでは、米中両国は、同じ一連の事実を目を向けているが、それらに対する認識は全く異なる。中国は、新たな無責任で挑発的で不安定化させる言動によって、（基本的には、最近まで数十年間定着してきた概ね「安定した手詰まり」状態にあった）バランスを危険に曝してきたのは、アメリカであって中国ではない、と考えている。従って、中国は、最近の南シナ海を巡る米中 2 国間の緊張激化を、事実上、完全にアメリカの責任と見なしている。アメリカは、正反対の見解を持つ。アメリカは、自らの言動を、中国の政策と挑発に直接対応するものであり、受け身の対応をしてきたのは中国ではなくアメリカである、と主張してきた。要するに、米中いずれの側も、相手側こそ最近の緊張の扇動者であり、相手の挑発的な行動に対応してきただけだと堅く信じている。
- (5) 最近の南シナ海情勢におけるフィリピンとベトナムの役割に関しても、米中の見解には大きな相違がある。中国は、両国を南シナ海における扇動者あるいは「トラブルメーカー」と見なしている。中国は、フィリピンとベトナムを、無責任で、無謀で、策謀的であり、（埋め立てによる人工島造成などの）自らの最近の行動について、両国が数年前に行った同様の行動に「追いつく」ためと主張している。一方、アメリカは、同盟国（フィリピン）と新たなパートナー（ベトナム）を、扇動者というよりも、強力な近隣の領有権主張国（中国）によっていじめられて

いる、南シナ海における領有権主張国と見なしている。アメリカが近年の南シナ海の主たる不安定要因と見なしているのは、フィリピンやベトナムではなく、中国である。アメリカは、中国に対する関与政策を迫及するとともに、これら 2 国とも強固な関係を維持できると認識し、中国の南シナ海の地政学的認識が暗示する枠組、「ゼロサムか二者択一か」を拒否している。

- (6) 明らかに、米中両国間には、南シナ海問題に対する認識に大きな隔たりがある。米中両国の最近の信頼醸成措置は、確かに歓迎され、正しい方向への肯定的なステップといえる。しかしながら、南シナ海問題の永続的な解決のためには、そしてこの問題が全般的な米中関係に及ぼす有害な影響を緩和するためには、南シナ海問題に対する米中両国の戦略的認識が異なっているとの認識に基礎を置くことが必要である。今こそ、米中両国は、相互の戦略的認識をより深く批判的に検証し、肯定的に前進する方法を見出すことが重要である。

記事参照 : The US-China Perception Gap in the South China Sea

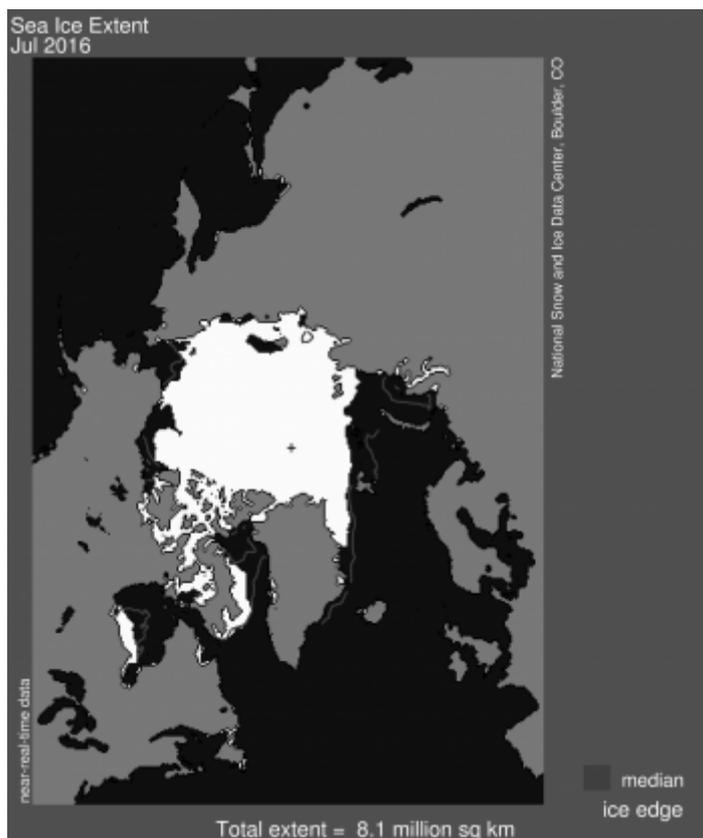
<http://www.chinausfocus.com/foreign-policy/the-us-china-perception-gap-in-the-south-china-sea/>

5. 北極海の海水状況

以下は、米国の The National Snow and Ice Data Center, University of Colorado の HP に掲載された、北極海の海水についての衛星観測データ・月間状況分析（英文タイトルを含む）である。

7月の海水状況

2016年7月の状況：A cool and stormy Arctic in July



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2016/08/a-cool-and-stormy-arctic-in-july/>

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における7月の平均的な海水域を示す。+は北極点を示す。

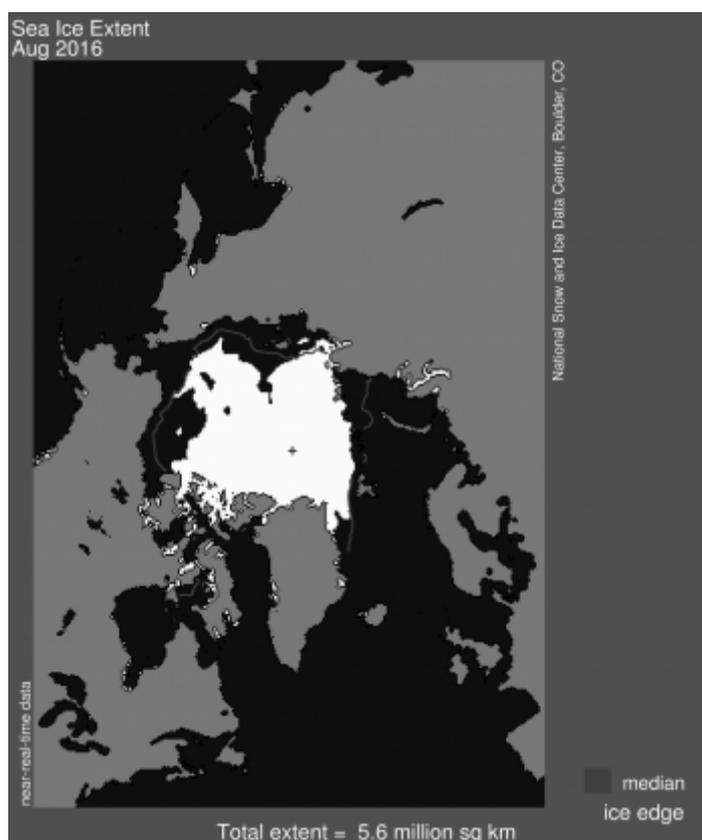
7月の海水面積の月間平均値は813万平方キロで、1981年～2010年の期間における7月の最小記録となった2011年のそれよりは19万平方キロ上回ったが、1981年～2010年の期間における平均値を165万平方キロ下回り、衛星観測史上、3番目に小さかった。海洋面積は、カラ海とベーリング海では平均値を大幅に下回った。ポーフォート海でも平均値を下回ったが、ラプテフ海と東シベリア海では平均値に近かった。海水面積の1日当たりの縮小は8万3,800平方キロで、1981年～2010年の期間における7月の平均値、8万6,800平方キロを僅かに下回った。

925hPa レベル（海面上ほぼ3,000フィート）での大気温度は、アラスカ州の極北沿岸、カナダそ

してグリーンランドでは平均値を摂氏 1~2 度上回った。カラ海とベーリング海では非常に温暖で、平均値を摂氏 3~6 度上回った。が、東シベリア海そしてラプテフ海の気温は、平均値を下回った。特に、グリーンランドの北部氷河の平均とより 2 度~4 度下回った。一方、ボーフォート海、バレンツ海そしてカラ海の大気温度は、平均値を 4 度~8 度上回った。7 月の北極海の特徴はラプテフ海の中央部に居座った低気圧で、平均気温が平均値を摂氏 1~4 度下回った。

8 月の海氷状況

2016 年 8 月の状況 : Arctic sea ice nears its minimum for the year



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2016/09/arctic-sea-ice-nears-its-minimum-extent-for-the-year/>

※実線 (median ice edge) は、新たな基準値、1981 年~2010 年の期間における 8 月の平均的な海氷域を示す。+ は北極点を示す。

8 月の海氷面積の月間平均値は 560 万平方キロで、1981 年~2010 年の期間における 8 月の平均値を 103 万平方キロ下回り、衛星観測史上、4 番目に小さかった。衛星観測史上最小値であった 2012 年 8 月の平均値を 89 万平方キロ上回った。ラプテフ海の一部を除いて、海氷面積は平均値を下回っており、特にボーフォート海と東シベリア海で顕著である。8 月の海氷面積の 1 日当たりの縮小は 7 万 5,000 平方キロで、1981 年~2010 年の期間における 8 月の平均値、5 万 7,300 平方キロを上回ったが、2012 年の 8 万 9,500 平方キロには及ばなかった。

925hPa レベル（海面上ほぼ 3,000 フィート）での大気温度は、カラ海北部からラプテフ海そしてユーラシア大陸中央部北端に至る地域では、平均値を摂氏 1~3 度上回った。北極海全域では、大気温度は平均値に近かった。

9 月の海氷状況

2016 年 9 月の状況 : Rapid ice growth follows the seasonal minimum, rapid drop in Antarctic extent



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2016/10/rapid-ice-growth-follows-the-seasonal-minimum-rapid-drop-in-antarctic-extent/>

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 9 月の平均的な海氷域を示す。

9 月の海氷面積の月間平均値は 472 万平方キロで、1981 年～2010 年の期間における 9 月の平均値を 182 万平方キロ下回り、衛星観測史上、5 番目に小さかった。衛星観測史上最小値であった 2012 年 9 月の平均値を 109 万平方キロ上回った。ボーフォート海、チュクチ海及び東シベリア海での海氷面積の縮小が顕著であった。ロシア沿岸域の北方航路は解氷域だが、北西航路は海氷に覆われ始めた。2016 年夏季の最小海氷面積は 9 月 10 日の 414 平方キロであった。

II. 解説

再考：米国の大戦略の今後 ～ミアシャイマー・ウォルト論文から～

日本安全保障戦略研究所研究員 関根 大助

はじめに

筆者が『海洋安全保障情報季報』第 13 号に寄稿した「米国の大戦略の今後を考える」（以下、第 13 号拙稿）では、米国の大戦略（grand strategy）の類型の一つであるオフショア・balancing（offshore balancing、広義では、米軍の海外の軍事プレゼンスを縮小し、安全保障に関して同盟国により大きな負担をさせ、状況によっては米国が積極的に他地域に軍事介入するような大戦略と考えることができる）を中心に上げ、米国の今後の外交・安全保障政策が過去と比較して予測し難いため、それに柔軟に対応する必要性を論じた。一方、第 13 号拙稿が発表されたのとほぼ同じ時期に、米国の国際政治学者であるシカゴ大学特別功労教授ジョン・ミアシャイマー（John Mearsheimer）とハーバード大学教授スティーブン・ウォルト（Stephen Walt）によって書かれた“The Case for Offshore Balancing: A Superior U.S. Grand Strategy”と題する論文が、米誌『フォーリン・アフェアーズ』（Foreign Affairs July/August 2016）において発表された。この論文の内容は、二人の学者による今まで米国が実行してきた大戦略の評価、オフショア・balancingに対する基本的な考え、そして、今後オフショア・balancingをどのように実行するべきかについて包括的に論じ、リアリストの大戦略であるオフショア・balancingがいかに優れたものであるかについて説明を試みたものである。

ミアシャイマーとウォルトの二人は、リアリストの中でも、国際関係の分析アプローチとして、パワーの分布によって定義される国際システムの構造によって、国家行動を説明するネオリアリズム（neorealism：構造的リアリズム（structural realism））を用いる学者である。ミアシャイマーは、オフensive・リアリズム（offensive realism、国家はパワーの最大化を目指し、覇権の達成が最終的な目標となると考える理論）とオフショア・balancingを論じた『大国政治の悲劇』を執筆している。他方、ウォルトは、オフショア・balancingについてミアシャイマーと比較すると詳細に論じているわけではないが、様々な媒体で述べられている米大戦略とオフショア・balancingに対する彼の見解は、ミアシャイマーの解釈と似ているものだった。米大戦略に関する各専門家の見解は多様だが、今回両者が連名で論文を発表したことにより、オフショア・balancingの解釈については二人の見解がほぼ一致することが明確になった。そして、世界的に著名なリアリスト二人が、注目度が非常に高いフォーリン・アフェアーズで、保守派からも進歩派からも何かと批判される傾向にあるオフショア・balancingの採用を主張する論文を発表したため、すぐさま専門家たちの反応を呼んだ。

米大統領候補の話題が尽きないこの時期を狙ったかのように発表された彼らの論文だが、この戦略に関する議論はわかりづらい上に、背景もやや複雑である。したがって、次期米政権の外交・安全保障政策を検討する上でも、あらためてオフショア・balancingを論じて見識を深めることには意義がある。ミアシャイマー・ウォルト論文とそれをめぐる議論を通じて、オフショア・balancingに

関する議論に象徴される国内外の情勢の変化に対する米国の姿勢について理解し、そのうえで、米国にとってより有効な大戦略について考察することが本稿の目的である。

本稿では、内容を大きく三つに分ける。一つ目は、ミアシャイマー・ウォルト論文の内容に焦点を当て、この論文のオフショア・balancingに関する説明の要点を抜粋・編集してまとめる。

二つ目に、オフショア・balancing論が活発になったことに象徴される、国内外の情勢の変化に対応することへの米国の葛藤に焦点を当てる。そこではまず、オフショア・balancing的な戦略には、ミアシャイマーやウォルトの主張とは異なる、他の専門家による多様な意見が存在することを説明し、それらに対する米国内での主な批判を紹介する。次に、リアリストの戦略であるオフショア・balancing的戦略の米国での受け止められ方について論じる。最後に、米国内において価値判断が錯綜しているため、現在、国家全体としては外交姿勢に迷いがあることを論じる。

三つ目に、米国の立場から、ミアシャイマーとウォルトのオフショア・balancing論の修正を試み、米大戦略にとってのグローバル・commonsの重要性と他国との間における持続的な相互関与の必要性を論じる。

I ミアシャイマー・ウォルト論文におけるオフショア・balancing論

1 「リベラル・ヘゲモニー」の失敗

論文の冒頭で、ミアシャイマーとウォルトは、米国人が過去四半世紀の米国の大戦略に嫌気がさしていることを説明している。二人によると、それは、現在までの米大戦略が失敗して、アジア、ヨーロッパ、中東の情勢を悪化させ、米国によるその強引なやり方は、人権と国際法の守護者としての米国のイメージを傷つけたからである。

冷戦終結までの1世紀近く、オフショア・balancingは、危険な地域覇権国の登場を防ぎ、米国の安全保障を強化するグローバルな勢力均衡を維持したが、この戦略から逸脱し、米国に重要な利益が無かったベトナムで戦争を行ったのは大きな失敗であった、と二人は指摘している。そして、オフショア・balancingを放棄した冷戦後の湾岸戦争後のアプローチは、二人にとっては米国による外交・安全保障政策の失敗の歴史である。

彼らによると、冷戦後ヨーロッパにおいては、米国は、着実にその軍事プレゼンスを減らし、ロシアとの友好関係を深め、ヨーロッパの安全保障をヨーロッパ人に引き渡すべきだった。そうはせずに、米国はNATOを拡大し、ロシアの利害関係を無視し、ロシアを追い詰めてしまった。

そして、中東において、米国は、湾岸戦争後にオフショアに後退し、イランとイラクをお互いにパワーの均衡を保つようにさせるべきだったが、クリントン政権は、イランとイラクを同時に抑制するために「二重の封じ込め」(dual containment)政策を採用した。さらに、ブッシュ(ジュニア)政権は、「リージョナル・トランスフォーム」(regional transform)と呼ばれる野心的な戦略によって、アフガニスタンとイラクで犠牲の大きい失敗を引き起こした。オバマ政権も、リビアのカダフィ政権の転覆を支援した時、そして、シリアでの混乱を悪化させた時、その誤りを繰り返してしまった。

そして、これらの誤りは、米国が長年追求してきた、「リベラル・ヘゲモニー」(liberal hegemony)というグローバルな問題の解決を目的とただけでなく、米国の価値観に基づいた世界秩序を促進することも目的としてパワーを用いる、見当違いの大戦略が原因であると二人は強調する。そして、そのような強引な民主主義の普及はほとんど機能せず、平和を推進するよりもむしろ、米国は結局終わりのない戦争を戦うことになる、と二人は述べている。そして、もし米国の人々が、自由民主主義の普及を奨励したいならば、米国がよい手本を示し、他の国々が、米国を豊かで自由な社会だと判断すれ

ば、彼らは、米国を今より見習うようになると説明している。

この論文では、米大戦略の類型として、リベラル・ヘゲモニーや選択的関与 (selective engagement、この論文の中の説明では、単にトラブルが発生することを防ぐために、ヨーロッパ、北東アジア、ペルシャ湾に大規模な米軍を保持する大戦略) の問題点について取り上げている。リベラル・ヘゲモニーではなく、選択的関与を採用しても、米国の指導者は民主主義を広める誘惑に激しく駆られるため、結局、それはリベラル・ヘゲモニーになってしまい、この二つの大戦略は、現実では区別が無くなると述べている。また、選択的関与によって世界中に米軍を配備しても、同盟国の無謀な行動やその米軍自身によって多くの争いに巻き込まれるとしている。

2 オフショア・バランシングの目的

ミアシャイマーとウォルトが説明するオフショア・バランシングの目的をまとめると以下のようになる。

- ①オフショア・バランシングの主たる関心事は、正に米国を可能な限りパワフルでこの世界で支配的な国家のままにすることであり、とりわけ西半球における覇権を維持することが重要である。
- ②平和の推進は望ましいものだが、この大戦略の目的には含まれない。
- ③世界の秩序を守るわけではないが、それは、世界で唯一の超大国であるという米国の地位を放棄する、または「アメリカ要塞」(Fortress America) へと後退することを意味しない。むしろ、米国の力を節約することによって、オフショア・バランシングは、遙か未来まで米国の優位を維持し、本国での自由を守る。
- ④孤立主義者とは異なり、オフショア・バランサーは、西半球の外側には、防衛する価値のある地域が存在すると考える。この戦略を実行することによって、ワシントンは、米国の西半球の支配と、ヨーロッパ、北東アジア、ペルシャ湾における潜在覇権国に対抗するという本当に重要な問題に専念する。
- ⑤ヨーロッパと北東アジアでの主な関心事は、その地域を支配する地域覇権国の台頭である。このような国家は、豊かな経済力、高度な兵器類を開発する能力、世界中に戦力投射を行う潜在的な能力などをもつ。そして、西半球の諸国家と同盟を結び、米国の国土の近くに干渉する可能性すらある。したがって、西半球に手を出せないようにするためこれらの地域の勢力均衡を維持する。
- ⑥一方で、ペルシャ湾においては、米国は、石油の取引を妨げ、世界経済と米経済に悪影響を与える可能性のある覇権国の台頭を阻止することに関心がある。

3 オフショア・バランシングの方法

第 13 号拙稿で説明したように、ミアシャイマーのオフショア・バランシングは状況によって直接的なバランシングとバック・パッシング (buck-passing、責任を押し付ける) を使い分ける戦略である (しかし、この二人の論文では、バック・パッシングという用語は使われていない)。この二人の論文で説明されたオフショア・バランシングの方法をまとめると以下のようになる。

- ①基本的にオフショア・バランシングにおいては、米国は、台頭する大国を、他国が率先して阻止するように仕向け、必要な場合のみ米国自ら介入する戦略である。本質的には、この目的は、可能な限りオフショアのままにしておくことであるが、時折オンショアでバランシングを行う必要性も認識している。ただし、その場合は、米国は、その同盟国にできる限り困難な仕事をやらせ、自国の軍はできるだけ早く移動させるべきである。

- ② オフショア・balancingに基づいて、米国は、ヨーロッパ、北東アジア、ペルシャ湾という重要な地域におけるパワーの分布に従って軍事的態勢を調整する。潜在覇権国の危険性が切迫していなければ、地上軍または空軍をそこに配備する理由はなく、本国における多くの軍事施設の必要性はほとんどない。いずれかの国がその地域を支配する能力を獲得するためには年月が必要なため、ワシントンはそれを察知し対応するための時間がある。
- ③ 潜在覇権国の対応については、当該地域の軍隊に頼るべきであり、それらにその地域の勢力均衡を維持させるようにする。当該地域国が制圧される危険がある場合は、米国は支援を保証することができるが、海外で大規模な米軍を配備することは控えるべきである。海外の若干のアセットを維持する価値が時折あるかもしれないが、一般的には、その地域の国々が大きな利害をもっているため、ワシントンは、地域の大国に責任を押し付けるべきである。
- ④ しかし当該地域国が、潜在覇権国を抑えることができない場合、米国はその地域の勢力均衡を望ましいものに変更するため、十分な軍隊を配備する。
- ⑤ 場合によっては、戦争が起こる前から、軍隊を派遣する場合もある。例として、冷戦時代に米国が、西ヨーロッパ諸国がソ連を封じこめることができないと考えて、ヨーロッパに多数の地上軍および空軍を駐屯させたことが挙げられる。
- ⑥ また、二度の世界大戦の時のように、どちらか一方が地域覇権国として登場する可能性があるように思える場合は、米国は、戦争が始まってから介入のタイミングを待つこともある。

4 オフショア・balancingの実行

ミアシャイマーとウォルトは、現在重要地域の覇権を狙う可能性があるのは北東アジアの中国のみで、ヨーロッパとペルシャ湾では米国の軍事プレゼンスは必要ないとしている。二人の主張するオフショア・balancing論を実行に移すと以下ようになる。

- ① ヨーロッパでは、ロシアを含めてどの国家も現在潜在覇権国にはなれないため、米国は、その軍事プレゼンスを終了し、ヨーロッパ人に NATO を任せる。
- ② アジアでは、中国が目を見張るような台頭を継続させる場合、当該地域の覇権を求める可能性があるため、米国は、それを防ぐために大きな取り組みを行うべきである。できればワシントンは、中国に対する封じ込めについて、当該地域の大国をあてにしたいけれども、これは機能しない恐れがある。なぜなら、中国が、近隣諸国よりも強力である可能性が高いだけでなく、これらの国々は、お互い離れて位置しているため、効果的なbalancing・コアリションを形成することを難しくしている。したがって、米国が彼らの取り組みを調整し、彼らを支援するためにその大きな影響力を利用する必要があるかもしれない。
- ③ ペルシャ湾では、当該地域の大国は、現在地域を支配する立場にはない。よって、米国は、その軍隊の多くを水平線の向こうへと後退させることができる。ISIS (Islamic States in Iraq and Syria) に関しては、米国は、地域の大国にこの集団に対処させ、兵器、情報および軍事訓練の供与にその取り組みを制限するべきである。シリアでは、米国は、ロシアに主導権を握らせるべきである。もしこの内戦が続く場合、ワシントンは、政治的和平調停に進んで力を貸すべきだが、それは主にモスクワの問題である。
- ④ 今のところ、米国は、イランとのより良い関係を追求するべきである。米国による攻撃を恐れる可能性がより高くなる結果、テヘランが原子力協定を放棄することおよび核武装に向かって急ぐことはワシントンの利益にはならない。

- ⑤これらの措置は、その防衛支出を著しく減らすことを可能にする。アジアでは米軍はとどまるが、ヨーロッパおよびペルシャ湾からの撤退によって、数十億ドルを確保することになる。

5 オフショア・バランスングの利点

この二人の論文では明確に触れられていないが、仮に、彼らの主張通りに米国がオフショア・バランスングを上手く機能させることができれば、争いを避けて自国の国力を蓄えつつ、大国同士を潰し合わせて、高みの見物を決め込み、他国が弱体化することによって、自国の国力を相対的に高めることが可能である。この点はこの大戦略の象徴的な特徴として知っておくべきだろう。

リベラル・ヘゲモニーと比較して、ミアシャイマーとウォルトが説明したオフショア・バランスングの利点をまとめると以下ようになる。

- ①**消費する資源と犠牲者を減らす**：米軍が防衛にコミットする領域を制限し、他国に彼らの役割を果たすよう強いることによって、ワシントンが防衛のために使用する資源を減らし、本国でのより大きな投資と消費を可能にする。そして、危険な状況にさらされる米国人が少なくなる。たとえば、アフガニスタンとイラクでの戦争の費用は、4兆ドルから6兆ドルの間で、7千人近くの米軍兵士が死亡し、5万人以上が負傷した。これらの紛争の兵役経験者は、うつ病と自殺の発生率の高さを示しているが、米国は彼らの犠牲をほとんど明らかにしていない。

思い出すべきは、米国は、対外戦争に関わらずにワールド・クラスの経済を構築することによって大国となったことだ。西半球で守られている立場を考えると、米国は、利益になる機会が存在するならどこであっても貿易を行い投資することが自由にできる。すべての国は、このような活動において共有できる利益をもっているため、ワシントンは、他国に経済的に関与し続けるために世界の警察を演じる必要はない。

- ②**テロ被害のリスクを減らす**：オフショア・バランスングにおいては、重要な地域に位置する国家が覇権を望む国家によって脅かされている時にだけ、米軍は国外地域に駐留する。その脅威が対処されたら即座に、米軍は水平線の外側へ戻ってそこに留まらず、現地の政治に干渉しない。ソーシャル・エンジニアリングを控え、米国の軍事拠点を最小限に抑えることによって、オフショア・バランスングは反米テロの可能性を低くする。テロのような国境を越えた問題に対する長期的な解決は、有能なローカル・ガバナンスのみであり、米国による強引な取り組みではない。
- ③**核兵器拡散の緩和**：米国に攻撃されることを恐れて、国家は核兵器を求めるため、レジーム・チェンジへの米国の取り組みは、このような懸念を高めるだけである。一方で積極的な介入を行わないオフショア・バランスングは、国家が核武装する動機を与えにくい。そもそも、核拡散は懸念であり続けるけれども、1945年以來核保有国は増え続けているが、世界は滅茶苦茶にはなっていない。

II オフショア・バランスングをめぐる議論に象徴される米国の葛藤

1 オフショア・バランスング的戦略論の多様な見解

本稿では最初にミアシャイマーとウォルトの論文におけるオフショア・バランスング論の要点をまとめたが、このようなオフショア・バランスング的戦略の支持者たちの主張を具体的に見ると、この戦略の解釈や実行すべき政策については、大なり小なり違いがある。ミアシャイマーとウォルトは、二人の論文で幅広くオフショア・バランスングについて論じているが、一つ一つの事柄や、他者のオフショア・バランスング論との違いを懇切丁寧に説明しているわけではない。また、オフショア・バランスング的戦略論が論評される際は、オフショア・バランスングという呼び方だけでなく、海外の

米軍を縮小または後退させる戦略ということで、まとめて「縮小戦略」(retrenchment) と呼ばれる場合も多い。

他の識者から、このような戦略論を提唱していると思なされている専門家の見解の例として、ミアシャイマーとウォルトのほかに、テキサス A&M 大学特別教授クリストファー・レイン (Christopher Layne)、シカゴ大学教授ロバート・ペイプ (Robert Pape)、マサチューセッツ工科大学教授バリー・ポーゼン (Barry Posen)、ケイトー研究所国防・外交政策担当部長クリストファー・プレブル (Christopher Preble) ケイトー研究所上級研究員ダグ・バンドウ (Doug Bandow) のものを以下にまとめる。

オフショア・バランスिंग的戦略 (縮小戦略) を支持する専門家の主な主張

ミアシャイマー・ウォルト	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ オフショア・バランスिंगの対象となる重要な地域は、あくまでヨーロッパ、北東アジア、ペルシャ湾である (米大戦略の対象地域として専門家に比較的語られることが多い「東アジア」や「中東」ではない)。 ➤ バック・パッシングと直接的なバランスिंगを状況によって使い分ける。状況によっては、冷戦期のように平時でも海外での大規模な軍事プレゼンスを維持する。 ➤ 中国に対しては、米国が主導してバランスिंग・コアリションを構築し、「封じ込め」を行うことを想定している。 ➤ ウォルトは以前、北東アジアでは、十分な海軍と空軍を維持すべきと述べている。 	
レイン	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ユーラシア大陸の重要地域での勢力均衡の維持のために、多極化とバック・パッシングを主な方法として行う。軍事介入によるバランスの回復は極めて慎重に判断して行う。冷戦期のような平時における軍事プレゼンスは、オフショア・バランスिंगとみなさない。 ➤ オフショア・バランスिंगを現在の米国が実行する場合、海外の米軍を同盟国と相談しながら徐々に撤退させ、他国との同盟は最終的には破棄する。 ➤ 場合によっては米国の管理の下、日本、ドイツおよび韓国の核兵器の保有を容認する。 ➤ 米国の衰退と中国の台頭は不可避であり、当該地域の周辺国へのバック・パッシングによって中国に対応する。 	
ペイプ	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大規模なオンショアの戦闘力よりも、軍事同盟ならびにオフショアの空軍、海軍および即応展開が可能な地上軍を頼りにして、重要な地域での外交政策的利益の獲得を求める戦略が、オフショア・バランスिंगである。 ➤ 現在のオバマ政権は、中東で ISIS に対抗するために、大規模な米軍を地上に展開せず、エアパワーとシーパワーを「オーバー・ザ・ホライズン」(over the horizon、海岸線からの有視界外・レーダー射程外で開始する作戦構想) によって行使し、また、ISIS と戦うローカル・グループに能力を与えることによってオフショア・バランスिंगを実行している。 	

ポーゼン

ポーゼンが提唱する大戦略の名称は、「抑制戦略」(restraint)であるが、オフショア・balancing的な戦略論を主張する専門家としてみなされる場合が多い。

- 海外の軍事プレゼンスを段階的に削減し、同盟国の自助を促す。
- ユーラシア大陸の勢力均衡の維持、核拡散の管理および米国を標的にするテロリストという三つの課題に対応する。
- 望ましい勢力均衡を当該地域の国々が維持できない場合は、米国が救いに向かう。
- 非国家主体が、核兵器や核関連物質を入手できないように管理する。多国間核軍備管理レジームを新たに立ち上げる。
- 抑制戦略は、海洋軍事戦略によって最も良く機能する。海洋戦略に重心を置いた「コマンド・オブ・コモンズ」(command of the commons、コモンズの支配)を重視する。
- 中国に対しては、将来はわからないが、現時点では封じ込めを行う時期ではなく、過度に刺激しない。同盟国に自国の防衛に責任をもつよう促す。
- アジアにおいては、韓国の陸軍と沖縄の海兵隊を撤退させ、海軍と空軍はゆっくりと減らしていく。
- 抑制戦略では、GDPの2.5%以上の国防費を必要としない。

ブレブル

ブレブルは、自分のことを「ある種のオフショア・balancing提唱者」としている。

- オフショア・balancingの戦略に関して、ミアシャイマーとウォルト二人の見解と異なる点は、どの程度のbalancingが必要か、そして、オフショア・balancingの要件を満たすためにどの程度オフショアになり得るかについてである。例として、オーバー・ザ・ホライズンをオフショアと見なすといった点で彼らと異なる。
- ミアシャイマーとウォルトが主張する、できる限りオフショアにいて、必要な時だけオンショアになるという方法によって、地域の均衡を回復する必要がある例は米国にとって非常に少ない。
- 同盟国との不公平な協定は好ましくない。海外の基地に多くの米軍を前方展開させると戦争に巻き込まれる。恒久的なプレゼンスを減らし、他国に自国の防衛を促す。
- 以下に焦点を当てた戦略を提案する。
 - ①**集中的な海軍**：世界中で攻撃的な作戦に関与することを想定した海軍ではなく、恒久的なプレゼンスではない、ローカル・アクターが脅威に取り組むことができない場合に集中的な展開が可能な海軍にする。各海上交通路のコントロールの任務は、その付近の国家が行い、米国は主に西半球を重点的に取り扱う。多数の空母の建造については再考する。
 - ②**小規模だが、確実な核抑止**：米国は、核兵器、そして戦略爆撃機、大陸間弾道ミサイルおよび潜水艦発射弾道ミサイルのトライアドに過剰な投資をしている。潜水艦ベースの小規模な核抑止で十分である。弾道ミサイル搭載潜水艦をすべて破壊できる敵勢力はいない。
 - ③**柔軟性があり、機動性のある地上軍**：能力のある即応予備役を増やすことにより、陸軍と海兵隊の現役の兵士を減らす。小規模な軍にして慎重に用いる。イラクやアフガニスタンで行ったようなネーション・ビルディング(nation building)には取り組まない。

バンドウ

バンドウは、東アジアで「米国は、オフショア・ balanサーと類似の政策に移行すべきである」（おそらくレインのオフショア・balancingを指す）と主張している。

- 米国は、他国への公式な安全保障コミットメントを、紛争の対応に関する自由な裁量を残し、拠点へのアクセス、情報の共有および共同演習を規定する、より公式ではない協力協定に取り換えるべきである。この地域の国々に、平和の維持と自分たちの防衛を、最も重要な義務として引き受けさせるべきである。
- 日本、韓国および台湾は、自分たちの軍に投資せず、米国の保護に頼っている。
- 「米国の本土への攻撃」を抑止または失敗させることと、「アジアの覇権的な支配」を防ぐことは、米国の安全保障上の重要な利益だが、現在はまだ、そういった危機の可能性は現れていない。
- 米国にとって、次第にこの地域への軍事的な介入が難しくなるが、中国はすべての近隣諸国を占領する、または脅す能力に欠ける。
- 米国は「世界の核の警察」にはなれない。日本と韓国による核兵器の保有は米国の利益にかなう。
- 米国から離れた海で永久に優位を保つことはできない。そして、他国の様々な領土・領海争いは、米国を紛争に巻き込むリスクを生む。この地域の海のコントロールは、米国の最優先事項ではない。

彼らの中で、ウォルト、レインおよびポーゼンは、ネオリアリズムを提唱したケネス・ウォルツ (Kenneth Waltz) の教え子である。一方で、レインは、ネオリアリズムでは米国の大戦略に関する行動を説明することはできないため、国際システムのパワーの分布に加えて「歴史的コンテキストと独自性」に注意を払い「国内の政治力学」を重視するネオクラシカル・リアリズム (neoclassical realism) を用いる必要があると述べている。そして、ポーゼンは、「オフensive・リアリストたち」による中国に対する封じ込めの考え方は、米国にとってコストとリスクが重いと評している。

レインとバンドウ以外は、基本的に米国の同盟関係を維持する一方、米地上軍の海外でのプレゼンスを大幅に縮小するという考え方が似ている。レインは、平時の同盟を最終的には破棄するとし、バンドウは、東アジアに限らず、米国の同盟関係の必要性に懐疑的である。バンドウの主張は孤立主義的であり、核拡散の考え方を含めて、彼らの中では、レインの主張に似ている。プレブルとバンドウが所属するケイトー研究所は、リバタリアン (libertarian) 系のシンクタンクとして知られている。そして、ペイプや、ここでは挙げていない他のオフショア・balancing支持派の多くは、主に中東について論じている。

レインの考えるような、平時において、同盟関係をもたない、および軍の前方展開を行わないものと異なり、ミアシャイマーやウォルトが提唱するようなオフショア・balancingは、平時での長期的で大規模な米軍の前方展開を方法として含める。一方で、一部の識者は、レインが提唱する孤立主義に近いものとは異なる、平時の海外での軍事プレゼンスを維持するオフショア・balancing的戦略を、本当のオフショア・balancingではなく、「より選択的形態の選択的関与」 (more selective form of selective engagement)、または「より選択的な関与」 (more-selective engagement) ではないかと疑問を呈している。

このように、実際はオフショア・balancing的戦略を提唱する専門家たちの間にも主張の違いが

あるが、他者によって一括りにされる場合も多く、混乱を招くことがある。また、無論彼らの主張は状況によって今後変わっていく可能性がある。

2 オフショア・バランスिंग的戦略論への批判

こういったオフショア・バランスिंग的戦略論に対する米国内での批判、反論および疑問は多い。そのような例をまとめると、以下のようなものが挙げられる。

オフショア・バランスिंग的戦略（縮小戦略）論への主な批判

- 米軍の撤退によって節約できるコストを過大評価している。
- 水平線の外側に米軍を後退させても、介入の誘惑を断ち切れない。
- 米軍が後退した場合、当該地域の周辺国が強国にバンドワゴニング（bandwagoning：勝ち馬に乗る）を行う可能性がある。
- 一度後退した大規模な米軍を、他地域に展開し直すのは容易ではない。
- イスラム国家での軍事プレゼンスだけが、米国がテロの標的となる理由ではない。
- 米国の攻撃をかわすことだけが、国家が核武装を求める理由ではない。
- 核保有国の数が増えれば予期せぬ危機が高まる。
- 海上交通路および海洋の治安をどのようにして守るのか。
- 未実験のリアリズムに基づいて、評判の良い秩序を自発的に分解し均衡を乱すという、古典的リアリストならば尻込みしたであろう試みを提案している。
- 仮にヨーロッパにおいて、リベラルな政府や西ヨーロッパの政府が覇権国になった場合も米国への深刻な脅威となるのか、むしろパートナーにはならないのか。
- 米軍のプレゼンスが減少したため、イラクは広い地域にわたって不安定になり、ISIS が登場した。

介入主義・リベラル国際主義に対する批判への主な反論

- 海外での軍事プレゼンスが、覇権を狙う国家の拡大路線と紛争が起きるリスクを抑えることができる。
- 海外での軍事プレゼンスによって同盟国を牽制し、紛争に巻き込まれるリスクを低下させることができる。
- 国防費は、GDP 比で冷戦期のピーク時から基本的に減少し続けており、冷戦後も一貫して低い。米国の過去の歴史からすれば、現在の国防費は過大なものではない。
- 米国の価値観が広まれば、その地域の平和と国際経済が安定し、米国の利益につながる。
- 軍事力や軍事同盟が、米国の経済的リーダーシップとドルを支え、経済利益を生む。
- 同盟関係が国際協調をまとめる。

このような批判や反論に関しては、根本的な考え方や価値観が異なるため、堂々巡りになるような論点も多い。そして、論評する側が、上に挙げたような支持派と見なされる専門家たちの見解を十把一絡げにして評することもある。その場合、縮小的な戦略論の各提唱者の立場になって考えると、議

論が噛み合っていないということがある。

3 オフショア・balancingとリアリズムへの風向き

(1) 米国でのリアリズムとリベラリズム

ミアシャイマーもウォルトも世界的にその名が知られ、その言論活動が注目を集める学者であるが、その主張は、米国内で厳しい批判にさらされることがある。その背景の一つには、米国内におけるリアリズムとリベラリズムの関係がある。その関係性の様態が、オフショア・balancing的な戦略が実際の米国の政策として反映されるかどうかに影響を与えることが考えられる。

米国の国際政治学におけるリアリストたちは、長年にわたりその言論活動において、人々の目を非常に気にしてきたといえる。70年以上前に、リムランドの重要性を唱えて米国によるヨーロッパとアジアへの介入の必要性を訴えた、英米系地政学の基礎を築いた一人である米国の国際政治学者ニコラス・スパイクマン (Nicholas Spykman) もその一人である。彼は、パワーの本質を研究したり、その強弱を検証したりすることは、人々から軽蔑の目で見られると述べている。そして、リベラル派や、理想主義者を自認する人々は「国際政治の中のパワーの要素について語るのには道徳に反している」と信じる傾向が強いとしている。一方で、スパイクマンは、「ところが実際のところ、軍事力に基盤を持たない政治理想とヴィジョンというものが生き残る価値は、ほとんどないように見える」「確実に言えるのは、我々の西洋の民主制度は、自分たちの力、もしくは同盟国などの助けによって、パワーが効率よく使われてきたおかげで今まで維持・存続されてきた」と言い放っている。こうした論調によって垣間見える国際政治における主義・思想をめぐる反目は、現在の米社会にも存在する。

ミアシャイマーは、『大国政治の悲劇』の中で、スパイクマンが述べたような「前置き」を書き、こういった事象の背景に関連して、米社会には楽観主義と道徳主義が強く根付いていることを説明している。そして、米国人は、人間や政治は常に良い方向へ進歩すると考え、道徳を制度化すると述べている。また、リベラリズムと相性の良い米国人は、戦争はなくなるべきと考えるが、市場経済と自由民主性を評価し、そういった米国の価値観のための戦争を正当化している。ミアシャイマーによると、そんなリベラリズムの価値観をもつ人間は、国家を善と悪で分類し、高潔な国家である米国を他国が見習うようになれば、世界は善の国家で占められることになり、国際紛争は終結すると考えるという。

このようなリベラル色の強い国家観と世界観をもつ多くの米国人が、基本的に、性悪説的に考え、争いが起こるのは必然と考えるリアリズムと相性が悪いのは当然なことであろう。そのような理由が元になって、リアリズムの考え方が基盤となっているオフショア・balancing論を批判または無視する人々が米国には多く存在する。

(2) 「風向き」の変化

米国では冷淡な目で見られがちな、リアリズムに基づいたオフショア・balancing戦略だが、国内外の情勢の変化とともに、人々のその戦略論に対する姿勢も変質していった。中国の国力の伸長に対しては楽観的で、米国の衰退に対しては悲観的な予測をしている前述のレインは、1997年にオフショア・balancingを提唱した論文を発表している。ミアシャイマーが詳細にオフショア・balancingについて論じた『大国政治の悲劇』の初版が米国で出版されたのは2001年である。国際政治の将来に対して非常に楽観視し、海外への介入に積極的だったこの時期の米国人に、レインとミアシャイマーの主張は水を差した形になった。しかし、国際政治を悲観的に考えるリアリストは、米国

では絶滅危惧種のように見なされており、彼らの主張が米社会に受け入れられることは容易ではなかった。

ところが、その後リアリストたちが激しい批判を行った米国によるイラク戦争の戦況が悪化したため、「風向き」が変わり始めた。そして、オフショア・balancingに関する議論が活発になり始める。アフガニスタンとイラクでの戦争による犠牲者、コストおよび後遺症、米投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻が引き金になった世界的な金融危機、さらに、終わりの見えない対テロ戦争という米国にとっての苦しい年月を経た結果、オフショア・balancing論は支持者を徐々に増やしていった。

そして、2011年11月にウォルトが、“Offshore balancing: An idea whose time has come”（オフショア・balancing：今まさに最適のアイデア）、翌月に“A bandwagon for offshore balancing?”（オフショア・balancingへのバンドワゴン？）と題するコラムを書いて、依然としてリベラリストや介入主義者の勢力は大きいけれども、その中の一部の専門家たちが、オフショア・balancingを現実のアプローチとして支持するようになったことを書いている。そして、2012年1月には、レインが、“The (Almost) Triumph of Offshore Balancing”（オフショア・balancingの（ほぼ）勝利）という論説を発表した。これは、同月発表されたオバマ政権の新しい国防戦略指針（Defense Strategic Guidance：DSG）が、戦後から続いてきた「パックス・アメリカナの終焉」を見据えた最初の対応であるとして、この新しい指針が「アカデミックの世界から、実際に政策が立案されるワシントンの現実の世界に飛び出してきたことを反映している」と書いたのだ。彼は、オフショア・balancing支持派といわれる専門家の中でも米国が「オフショアであること」に強くこだわるリアリストであり、彼の戦略論と現実の政策との隔たりは大きい、自分が長年主張してきた方向性に現実の戦略が転換したことを強調したのだった。

しかし、現在に至るまでリアリズムに基づいたオフショア・balancing的戦略論への批判は多く、この風向きは決して追い風とは言い切れない。依然として米国の外交路線は不安定であり、今後どのように推移するかが注目される。

4 錯綜する人々の価値判断

確かに米国は、紛争で挫折を味わい、国家財政を悪化させ、金融危機も経験し、絶頂期と比較して相対的な国力は低下しているだろう。一方で、単純に外側から見れば、米国の経済は他国と比較しても現在好調で、その人口は増え続け、新しい天然資源であるシェールオイルの埋蔵量は莫大である。米国衰退論に関しては様々な意見があるが、介入主義的・覇権主義的な国家としての米国の有り方を考えた場合、明らかに変化したのは、不安定になった米国民の意識や意志ではないだろうか。

ミアシャイマー・ウォルト論文では、2016年4月に米国のピュー・リサーチ・センターが（Pew Research Center）が行った世論調査を取り上げている。その調査の結果では、米国人の57%が、米国は自国の問題に取り組み、他国には、彼ら自身の問題を、彼らにできる限り取り組ませるべき、ということに賛成したということだ。そして、ミアシャイマーとウォルトは、米大統領民主党予備選挙の候補者の一人だった民主党のバーニー・サンダース（Bernie Sanders）と共和党大統領候補になったドナルド・トランプ（Donald Trump）は、民主主義を推進し、同盟国の防衛を支援し、そして軍事的に介入する米国の傾向に対して異議を唱えるが、民主党大統領候補になったヒラリー・クリントン（Hillary Clinton）だけが、現状を擁護していると述べている。したがって、ミアシャイマー・ウォルト論文に対する論評でも、「トランプへのチュートリアル」として評価するものもあれば、クリントンの政治的傾向を直接的に否定していると評するものもある。一方で、米国の軍事情報専門サイ

ト「ミリタリー・タイムズ」(Military Times)が2016年5月に行った調査によると、現役の米兵士、予備兵士および州兵の間での次期米大統領候補の支持率は、トランプ対クリントンでは54%と25%、トランプ対サンダースでは51%と38%だった。また、米国の政治専門紙「ザ・ヒル」(The Hill)の報道によると、2016年7月に行われたある調査において、次期米大統領候補の中で、現役の米兵士から最も支持率が高かったのは、非介入主義のリバタリアン党大統領候補ゲーリー・ジョンソン(Gary Johnson)で(38.7%)、次にトランプ(30.9%)、最も低いのがクリントン(14.1%)だった。これらの調査結果から考えると、一般米国民と米兵士が、他地域への介入について積極的だとはいえないだろう。

現在の米国は、国内外の情勢に対して様々な立場の人々の価値判断が複雑に入り乱れているように見える。続けざまに苦い挫折を味わうことによって暗澹たる国家の将来が予見されたが、経済はもち直して富裕層が救われた。そして、あらためて米社会の格差が大きくなり、米国の庶民が不満を募らせたことが、他国・他地域のことよりも米国の庶民の利益や生活を重視すると主張するサンダースやトランプが支持を集めた背景の一つとなっている。

多くの米国民の間で、その国家観や世界観が変化してきたことは事実であるが、一方でエスタブリッシュメントや影響力のある人々の考えが、実行される戦略策定の鍵を握っている。前述のプレブルは、米国の上院軍事委員会で、国民が期待していることと国家の指導者が彼らに与えているものに大きな断絶があると証言している。彼は、最近出席した会合で、多くのエリートたちが、米国民が遠く離れた紛争に関わることに嫌気がさしていることに対して嘆いていたと述べている。

オバマ外交はオフショア・バランスing的戦略の方向性へと少しずつ変わってきたが、党派を超えた介入主義者たちは、それに対して不満を抱いている。ミアシャイマーとウォルトのオフショア・バランスing論は、支持者もいるが、現実主義者からも批判されている。現実の挫折とリベラル的理想、経済の回復と大衆の不満、一般国民とエスタブリッシュメントの感覚の違いなど、様々な要素が複雑に絡まり合った末に、実際の米国の政策が決定されることになる。

Ⅲ ミアシャイマーとウォルトのオフショア・バランスing論の修正

今後の米大戦略がどのようになるかは未知数であるが、ここでは、ミアシャイマーとウォルトが主張するオフショア・バランスingの目的の達成のために、その方法が適切なのかどうかを考えてみたい。パワーと国益の観点から、彼らの戦略論の見直しを行い、どのような大戦略が必要になるかについて論じる。

事実として、リベラルな傾向にある多くの米国人と相性が良いとはいえないミアシャイマーとウォルトのオフショア・バランスing論だが、一部のリアリストや軍関係者たちからも様々な批判を受ける。これはおそらく、二人のネオリアリズムの理論を基にしたオフショア・バランスing論が、理論偏重かつその戦略の展開の仕方について楽観的過ぎるきらいがあるというのが大きな理由として考えられる。

1 理論の本質的限界性

米大戦略の研究で知られる国際政治学者ロバート・アート(Robert Art)が、米国が現在実行可能な大戦略として挙げるのが、孤立主義、オフショア・バランスing(アートは、孤立主義に近いものと、平時の海外での軍事プレゼンスを含むものの二種類のオフショア・バランスingがあることを認識している)、そして選択的関与の三つである。

このうち選択的関与は、米国の財政・国防費の問題や国民の気力を考えると実行は決して容易ではないだろう（アートは選択的関与を採用すべきと考えているが、特に彼の解釈による選択的関与は、ヨーロッパ、東アジア、ペルシャ湾の三つの地域に多くの目的をもって関与するものである）。一方、大洋と強大な海軍、そして核抑止力に守られている米国は、孤立主義を大戦略として実行することができる。しかし、その場合は、米国の国際的な影響力が著しく低下するだろう。そして、孤立主義と選択的関与の間に位置するオフショア・balancing的な戦略だが、ネオリアリズムの理論を基本としたミアシャイマーとウォルトの戦略論を想定した場合、彼らが主張するように、この戦略の実行によって米国が実際に可能な限り将来もパワフルであり続けることができるだろうか。

ここで、理論というものの本質について考えてみたい。戦略理論は、戦争や戦略が支配する複雑な領域を理解するうえでの概念的基盤、そして戦争や平和をめぐる事象の分析に用いる道具を提供することができる。さらに、その理論や共通の言葉は、関係者の意思疎通のために重要であり、理論を発達させて、建設的な議論を可能にする。しかし、戦略理論は、解答やそれを導くための公式ではなく、あくまで参考的なものである。こういった主張を、『戦争論』を書いたプロイセン王国の将軍カール・フォン・クラウゼヴィッツ（Carl von Clausewitz）や、そのクラウゼヴィッツから強い影響を受けた英国の戦略思想家ジュリアン・コルベット（Julian Corbett）をはじめとした古今の戦略研究者たちが主張している。

実際に、ミアシャイマーも、理論には限界があり、理論と矛盾する出来事が起きることを認め、枠組みの大きな理論には、それを補完するためのきめ細かな理論が必要であることを述べている。彼のいうきめ細かな理論かどうかは定かでないが、現実の戦略の策定においては、単純化された理論を参考にする一方で、広い視野、状況ごとの特性、不確実性、曖昧性などの現実の複雑性を考慮して修正していくことが必要になる。

2 グローバル・コモンズと相互関与のためのネットワークの必要性

ネオリアリズムという大きな理論の枠組みを基にしたミアシャイマーとウォルトのオフショア・balancing論の修正を、以下の四つの点から考える。

- ①**米国の力のネットワーク**：第一に、米国の力の根源について考えると、それは、人口、人材、工業力、天然資源など、その西半球の大陸規模の国土に存在するものだけではなく、力と富を生み出すネットワークに依るものが大きい。米国は、大英帝国の流れを汲む時間をかけて形成されたグローバルなアングロサクソン・シーパワーと関係が深い、海上交通路をコントロールする力、貿易への影響力、グローバルな戦力投射能力、世界言語である英語の影響力、情報収集・発信力、金融市場への支配力などをもつ。そして、それらはグローバル・コモンズと密接に関係している。米国の孤立主義時代は、英国のシーパワーの影響下にあったが、現在は米国自身がシーパワーにおける覇権的国家である。したがって、米国は海洋国家としての原点に戻り、その総体的なネットワークや、パワーの流れる様々な領域とその集束点を重視すべきである。海洋国家の国力の増減や全体像は、複眼的かつ非常に長期的に俯瞰しなければ把握できない。
- ②**多様化する脅威**：米国が海外に軍事プレゼンスをもたなかったフリー・ハンド（free hand、自由に行動できる）の時代（1789年から1945年）と比較して、現在は多くの国や勢力が様々な攻撃手段をもっている。今後さらにグローバル化が進み、そして、従来の兵器が大きく進歩することや、宇宙やサイバーといった新しい領域で革新的な攻撃や脅しの手段が生まれる可能性は高い。脅威のグローバル化・多元化・多様化が進み、高度な技術が拡散するにつれて、国家主体または非国家主

体に関係なく、反米勢力が西半球に害をなすことが可能になる状況が多く生まれるだろう。過去にもすでに、911同時多発テロによって米国は本土に多くの犠牲者を出し、紛争へと突入することになった。その後、大きな挫折を経験し、米国が内向きになるきっかけを作った。そして、テロリストが米国を攻撃する理由が、海外での軍事プレゼンスだけとは思えない。ミアシャイマーとウォルトが戦略の目的として挙げているように、米国がこの世界で支配的な立場を将来も維持するならば、多くの勢力の標的にされることは避けられないだろう。テロリストたちは現在も様々な手段で影響力を拡大しており、また、彼らが大量破壊兵器を獲得する可能性は常に大きな懸念とされている。さらに、たとえば、中国は、米国の強大なパワーを相殺するための弾道ミサイル、戦略ミサイル原子力潜水艦、衛星攻撃兵器、サイバー戦能力などの開発に勤しんでいる。そして、このような新しく生まれた手段が様々な勢力に拡散するかもしれない。前述のスパイクマンが、ヨーロッパとアジアへの米国による介入の必要性を訴えた時代よりも、西半球の安全性は薄れている。戦略において地理を考慮するという重要性は変わらないが、技術の進歩によって地理の意味が変わる可能性については、スパイクマンや現代における地政学の権威である英国のコリン・グレイ (Colin Gray) も強調している。時代や科学技術の変化によって生まれる脅威が米国の影響力を削ぐことによって、国際関係を変容させるかもしれない。いずれにしても将来の予測は困難であり、これらの脅威の拡散や不確実性には、世界的な安全保障ネットワークを構築しなければ対応は難しいだろう。

③**グローバル・コモンズのコントロールをめぐる現代戦**：現代においては、技術の進歩と拡散により、潜在覇権国がオフショア・バランスの軍事的介入を妨害するための手段も多様化している。かつての制海権のように、グローバル・コモンズの全面的な支配権を米国が保有していた時代と異なり、現代は米国も重要な地点のグローバル・コモンズのコントロールのレベルを上げる、または永続的・全面的ではなくともコントロールを奪うために敵と争わなければならない時代である。たとえば、ミアシャイマーの主張する、英国や米国がかつてオフショア・バランスだったという時代においては、今でいう A2AD (Anti-Access/Area Denial、接近阻止・領域拒否) 戦略のようなものは存在しなかった。今後このような戦略を構成する技術が様々な国々に拡散する可能性もある。したがって、現代において米国が戦時に他地域に介入する際は、その地域におけるグローバル・コモンズのコントロールの十分な確保を目的とした即応性の高い戦闘力・戦力投射能力および拠点が必要になるだろう。

④**不規則なアクターの行動**：重要地域における関係諸国の対応について考えると、米国によるバック・パッシングや直接的なバランスが、何の障害も妨害もなく順調に行うことができるのかは疑問である。また、周辺国が潜在覇権国に対してバランスを行うのか、またはバンドワゴンを行うのかという問題はよく議論される。関係するアクターの予測を超えた行動は、しばしば起こり得る戦略の領域における特徴である。ミアシャイマーによると、正しい理論通りに行動しない国家には負の効果をもたらされるということだが、各国は、主に歴史経験、地理環境および政治文化を起因とするそれぞれの戦略文化 (strategic culture) をもち、それがどのように国家の行動に作用するかによって状況の予測が困難になる。バランス、バック・パッシングおよびバンドワゴンを説明するための例として、ヨーロッパにおけるかつてのドイツや冷戦期のソ連に対する外交政策がよく挙げられるが、たとえば、北東アジアにおける現在の安全保障環境と比較すると、関係する国家の独自性や地理環境がもたらす影響がそれらの状況と異なる面がある。ネオリアリズムに基づく理論は、戦略を考える上での基準として参考になり、その予測通りにアクターが行動する可能性はあるが、常に担保のようなものは必要であろう。関係国が常に理論通りに行動するかは未

知数であり、直接的なバランスが必要ない地域かどうかは関係なく、ある程度その影響力を浸透させることを狙って、平時から他地域への米国自身による確実な関与が必要ではないだろうか。そして、その米国自身が、軍事介入がもたらす自国民の犠牲をどれほど受け入れることができるかは、最大の懸念の一つである。同盟国は平時から、各戦略レベルの争いに備えて、米政府と米軍をその密接なパートナーとして引き込むように取り組む一方、万が一に備えて自立した安全保障に関する能力を高めていくべきだろう。米国と同盟国が持続的に相互関与を深めておかなければ、然るべく時にバランス・コアリションが構築できない、または機能しない可能性がある。

以上のように、力のネットワークを維持し、多様な脅威に対応し、他地域に軍事介入するためには、米国は、グローバル・コモンズによって織り成されるネットワークに依存することが不可避である。そして、米国を含めたアクターによる理論とは懸け離れた不規則な行動を抑えるためには、米国と他地域の国々による持続的な相互関与が必要である。そのため、多様な脅威や不測の事態を想定して調整された同盟関係と海外での米軍のプレゼンスによって構成されるグローバルなネットワークの存在が、これらの問題に対応し、米国の地位を守り続ける戦略の手段として現実的ではないだろうか。

歴史を紐解くと、強大な大陸国家対強大な海洋国家のライバル関係において、強大な海洋国家は、敵対する強大な大陸国家とは別の大陸国家や他の海洋国家との同盟関係やコアリションを構築することに関して優位に立つ場合が多い。それにはいくつかの理由があるが、間違いなく大きいのは、海洋の利便性とそれをコントロールするコアリションを主導する海洋国家の能力である。つまり海洋国家の盟主によるグローバル・コモンズへの多大な影響力こそが大陸国家・海洋国家混交のコアリションを繋ぐ外交力となる。グローバル・コモンズの支配と他のアクターをコントロールする力は大きく重なり合う面があるといえる。

どのような大戦略が米国にとって最良かを見極めることは困難だが、少なくともグローバル・コモンズのコントロールを重視することがその目的に含まれるものになるべきである。こういった戦略の考えは、米国防大学上級研究員フランク・ホフマン (Frank Hoffman) が提唱した大戦略であるフォワード・パートナリング (Forward Partnering) ※、そして、前述のオフショア・バランス支持派の中ではポーゼンの抑制戦略と比較的似ている。このような大戦略でも、同盟国に大きな役割を与えることによって国防費を減らせると、ホフマンもポーゼンも考えている。

つまり、他地域における戦略の主目的として、望ましい勢力均衡の維持だけでなく、グローバル・コモンズのコントロールを加えることにより、持続的なグローバルなネットワークの構築は不可欠のものとなる。そして、それを通して多様な脅威へ適切に対応すると同時に、持続的に関係諸国との相互関与を深めることによって、米国と他地域の国々がお互いに「負の効果をもたらす」不穏な行動を取らないように抑止していく戦略となる。

おわりに —日本の負担増は不可避

オフショア・バランスの戦略論の大きな焦点は、同盟国の負担を増やすことである。米国の状

※ ホフマンの説明では、この大戦略はオフショア・バランスと選択的関与を混ぜ合わせたものである。大規模な海外での軍事プレゼンスは維持しないが、重要な地域の安定を維持するために同盟国と友好国に広く関与していく戦略で、グローバル・コモンズにおける重要な国益と、ルールを基盤とした国際システムの維持を重視する。そして、民主主義的価値観を支援し、同盟国とともに紛争の発生を事前に防ぐとしている。一部のオフショア・バランス支持派は、この大戦略を選択的関与と非常に近いものとみなすかもしれないが、この大戦略ではグローバル・コモンズを重視し、米国の同盟国により大きく依存する。事実として、国防費を減らしつつ、オフショア・バランスよりも米軍を後方に下げないこの大戦略を、実際の落とし所として評価する声もある。

況や、不可知に変化する可能性がある安全保障環境の将来を考慮すると、同盟国は自国のためにも、米国と交渉しつつそれに適切に対応すべきだろう。同盟国の変化なくしては、最終的には双方に有益な大戦略は完成しないと考えるべきである。

日本列島そのものの米国にとっての価値を考えると、仮に米国が、日本列島に存在する燃料、弾薬、レーダー、整備施設を含む在日米軍基地を失えば、米軍の世界戦略に大きな支障をきたすことになる。しかし、日本とは異なり、日米同盟の存在は、米国にとって国家の運命をただちに直接的に左右するものではない。このことから同盟の価値が日米にとって等価であるとは言い難く、両国がそれを重要視していても、東京とワシントンの間で同盟に対する温度差があることを認めなくてはならない。

海上交通路と海洋資源にその経済活動が大きく依存し、中国の海洋進出に大きな影響を受けるリムランドのすぐ外側に位置しているのが日本である。東アジアの地域大国として認識されている日本が、グローバル・コモンズと地域の安定に大きく貢献することは、オフショア・balancing支持派を含む他国の関係者に当然のこととされている。現在、クリントンやトランプが主張する「同盟国との関係強化」という言葉は「同盟国により大きな負担を求める」という意味であり、日本は、特に中国の戦略に対処するための、より自立した総合的な安全保障の能力を大至急高めていかなければならない。一方で、米国がもつ他地域への介入に対する葛藤、そして、それによって、大戦略レベルだけでなく、軍事戦略レベル以下でのバック・パッシング的な方法を米国が行う可能性を考慮し、自ら関与を深めることによって米国を各戦略レベルでコントロールしていくように取り組む必要がある。

死後に戦略思想家として評価が高まっている米海軍少将だった J.C.ワイリー (J.C. Wylie) は、「確実なこと」を想定して戦略を策定することは、数多くの軍事戦略の失敗の中でも最悪のものに分類されると述べている。つまり思い込みは、無残な失敗を生む可能性があるということだ。たとえば、次期米大統領選挙の行方、米大戦略の今後の変化、いざという時の米軍の行動など、誰が何を予測するのはその人の自由だが、不可知な将来に対して日本人が手を拱いているわけにはいかない。基盤となる自立した強固な防衛力と、事態に柔軟に対応することができる体制の構築が、日本にとっては急務である。

第 13 号拙稿と今回の特報論文の主要参考文献リスト

- Art, R.J. (2003) *A Grand Strategy for America*. New York: Cornell University Press.
- Art, R.J. (2012) Selective Engagement in the Era of Austerity, in Fontaine, R. and K. M. Lord, eds., *America's Path: Grand Strategy for the Next Administration*, Washington DC: Center for A New American Security, 13-27.
- Bandow, D. (2012) Strategic Restraint in the Near Seas, *Orbis*, 56 (3) , Summer 2012, 486-502.
- Bandow, D. (2016) Should Seoul go nuclear?, *The Japan Times*, March 8, 2016, <http://www.japantimes.co.jp/opinion/2016/03/08/commentary/world-commentary/seoul-go-nuclear/#.V6-8jv mLTZ4> (accessed 2016-08-12) .
- Bandow, D. (2016) America Can't Be the World's Nuclear Police, *The National Interest*, <http://nationalinterest.org/feature/america-cant-be-the-worlds-nuclear-police-15682> (accessed 2016-08-11) .
- Hoffman, F.G. (2013) Forward Partnership: A Sustainable American Strategy *Orbis*, 57 (1) , Winter 2013, 20-40.
- Layne, C. (1997) From Preponderance to Offshore Balancing: America's Future Grand Strategy, *International Security*, 22 (1) , 86-124.
- Layne, C. (2012) The (Almost) Triumph of Offshore Balancing, *The National Interest*, <http://nationalinterest.org/commentary/almost-triumph-offshore-balancing-6405> (accessed 2013-06-18) .
- Layne, C. (2015) Avoiding a Sino-American Confrontation: Why the US should Accommodate a Rising China, *Atlantisch Perspectief*, 4, 3-8.
- Mearsheimer, J.J. and S.M. Walt, (2016) The Case for Offshore Balancing: A Superior U.S. Grand Strategy, *Foreign Affairs*, 95 (4) , July/August 2016, 70-83.
- Pape, R.A. and J.K. Feldman (2010) *Cutting the Fuse: The Explosion of Global Suicide Terrorism and How to Stop It*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Pape, R.A. (2015) Myth Busting: Robert Pape on ISIS, Suicide Terrorism, and U.S. Foreign Policy, *Chicago Policy Review*, <http://chicagopolicyreview.org/2015/05/05/myth-busting-robert-pape-on-isis-suicide-terrorism-and-u-s-foreign-policy/> (accessed 2016-05-18) .
- Posen, B.R. (2014) *Restraint: A New Foundation for U.S. Grand Strategy*, New York: Cornell University Press.
- Preble, C.A. (2009) *The Power Problem: How American Military Dominance Makes Us Less Safe, Less Prosperous, and Less Free*, New York: Cornell University Press.
- Preble, C.A. (2015) U.S. National Security Strategy after Primacy: Resilience, Self-Reliance, and Restraint, *CATO Institute*, <http://www.cato.org/publications/testimony/us-national-security-strategy-after-primacy-resilience-self-reliance> (accessed 2016-08-11) .
- Preble, C.A. (2016) Just How Much Offshore Balancing Do We Really Need?, *The National*

Interest,

<http://nationalinterest.org/blog/the-skeptics/just-how-much-offshore-balancing-do-we-really-need-16744>
(accessed 2016-08-11) .

- Shane III, L. and G.R. Altman (2016) Military Times survey: Troops prefer Trump to Clinton by a huge margin, *Military Times*, May 9, 2016,
<http://www.militarytimes.com/story/military/election/2016/05/09/military-times-survey-donald-trump-beats-hillary-clinton/84132402/> (accessed 2016-08-11) .
- Walt, S.M. (2011) Offshore balancing: An idea whose time has come, *Foreign Policy*,
<http://foreignpolicy.com/2011/11/02/offshore-balancing-an-idea-whose-time-has-come/>
(accessed 2012-05-19) .
- Walt, S.M. (2011) A bandwagon for offshore balancing?, *Foreign Policy*,
<http://foreignpolicy.com/2011/12/01/a-bandwagon-for-offshore-balancing/> (accessed 2012-11-01) .
- Walt, S.M. (2011) The End of the American Era, *The National Interest*, (116) ,
November/December 2011, 6-16.
- Wong, K. (2016) Poll: Libertarian Johnson beating Trump, Clinton among active troops, *The Hill*, July 20, 2016,
<http://thehill.com/policy/defense/288546-poll-libertarian-johnson-beating-trump-clinton-among-active-duty-troops> (accessed 2016-08-11) .
- S.M. ウォルト (2008) 『米国世界戦略の核心：世界は「アメリカン・パワー」を制御できるか?』
奥山真司訳, 五月書房.
- N. スパイクマン (2008) 『平和の地政学：アメリカ世界戦略の原点』奥山真司訳, 芙蓉書房.
- J.J. ミアシャイマー (2014) 『大国政治の悲劇：米中は必ず衝突する!』改訂版, 奥山真司訳, 五月書房.
- C. レイン (2011) 『幻想の平和：1940年から現在までのアメリカの大戦略』奥山真司訳, 五月書房.

 笹川平和財団

 海洋政策研究所

公益財団法人笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル
TEL : 03-5157-5210 FAX : 03-5157-5230